

第4次 読谷村地域福祉計画
第4次 読谷村地域福祉活動計画
読谷村自殺対策計画
読谷村再犯防止推進計画

令和8年度 ～ 令和12年度

令和8年3月

読 谷 村
読谷村社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法的根拠	2
3 地域福祉とは	4
4 地域福祉の推進体制	6
5 計画の位置づけ	9
6 計画期間	10
7 策定体系	11

第2章 読谷村の地域福祉に関する現状・課題

1 統計からみる本村の現状	13
2 村民意識調査	29
3 関係団体調査	46
4 住民座談会の開催	53
5 第3次計画の取り組み状況	56
6 現行計画評価	60
7 課題の整理	61

第3章 基本的な考え方

1 計画の理念	63
2 基本目標	64
3 施策体系	66

第4章 施策の展開

1 基本目標1 地域福祉を担うひとづくり	67
2 基本目標2 支え合いのむらづくり	73
3 基本目標3 包括的支援体制の整備	79

第5章 読谷村自殺対策計画

1 計画策定の背景	87
2 基本的な考え方	88
3 計画の位置付け・計画の期間	89
4 計画の数値目標	89
5 現状と課題	90
6 取組の方向性	97

第6章 読谷村再犯防止推進計画

1 計画策定の背景	101
2 計画の位置付け・計画の期間	101
3 再犯防止施策の対象者	101
4 現状と課題	102
5 取組の方向性	103

第7章 計画の推進

1 計画の周知	105
2 施策展開に向けた財源の確保	105
3 計画推進体制	105
4 計画の進捗管理・評価	106

資料編

第1章 計画策定の概要

1

計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉分野における取組は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となって進められてきました。

しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援では対応しきれない、制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超越して活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本村においても、令和7年度末で「第3次読谷村地域福祉計画」が計画期限を迎えることから、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、村民によるむらづくり・社会づくりの活動と手を取りつつ、村民を主体とした行政や地域の協働による福祉を進めていくため、新たに「第4次読谷村地域福祉計画及び第4次地域福祉活動計画」を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2

法的根拠

本計画は、社会福祉法第4条地域福祉の推進の考えのもと、社会福祉法第107条及び第109条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障がいのある人・障がいのある児童、こどもなどを対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画・地域福祉活動計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第106条の4に規定されている重層的支援体制整備事業を整備することも可能です。

なお、本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条1項に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとして策定します。

■地域福祉の推進

◆社会福祉法<第4条>要約◆

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、地域社会の実現を目指し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■市町村地域福祉計画

◆社会福祉法<第107条>要約◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■地域福祉活動計画

◆社会福祉法<第109条>要約◆

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法<第106条の3第1項>◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等^{※1}及び支援関係機関^{※2}による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■自殺対策計画

◆自殺対策基本法<第13条第2項>

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法<第8条第1項>◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3

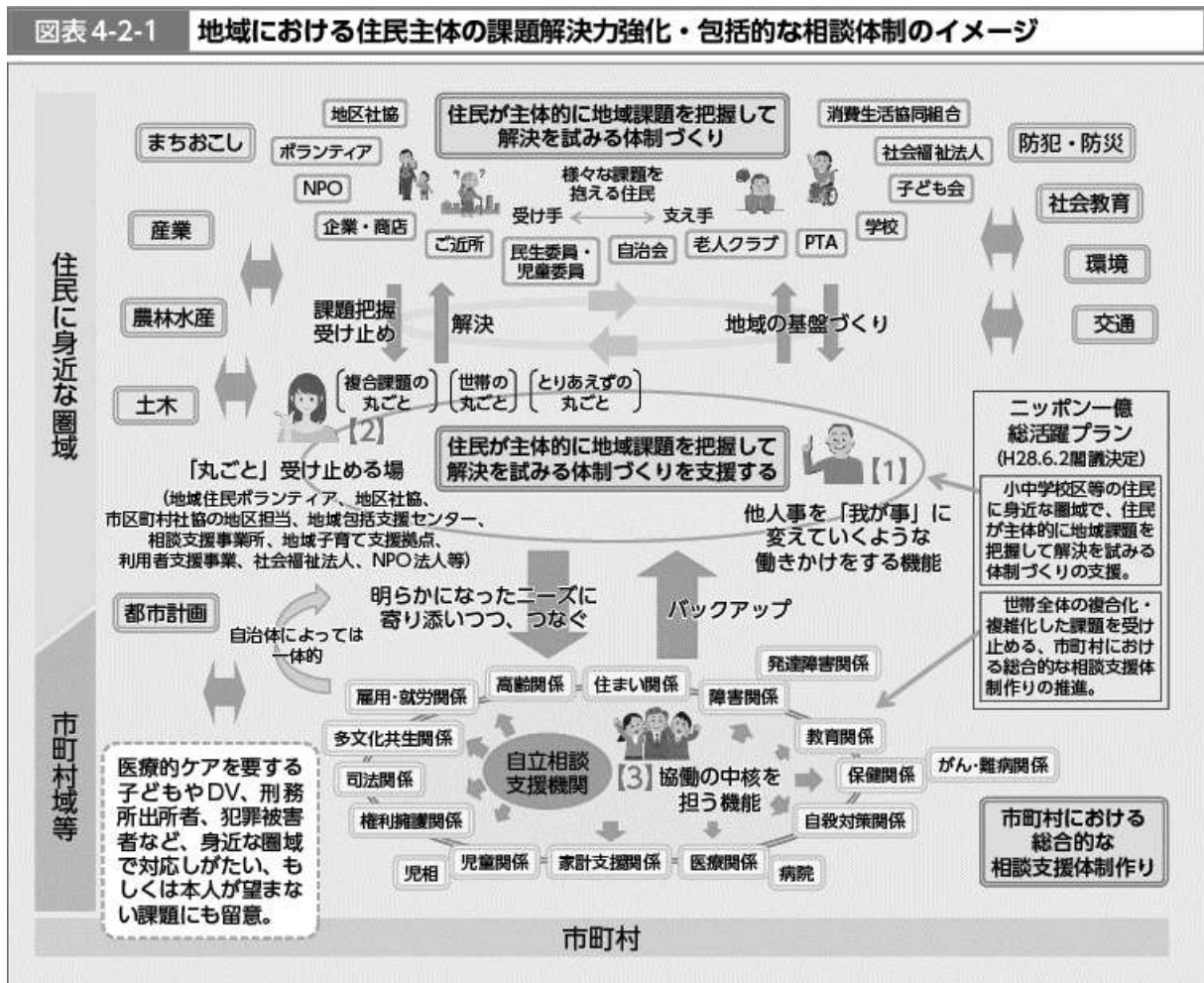
地域福祉とは

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子どもを含め、誰でも、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、という願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、村民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（地域共生社会）の実現を目指していきます。

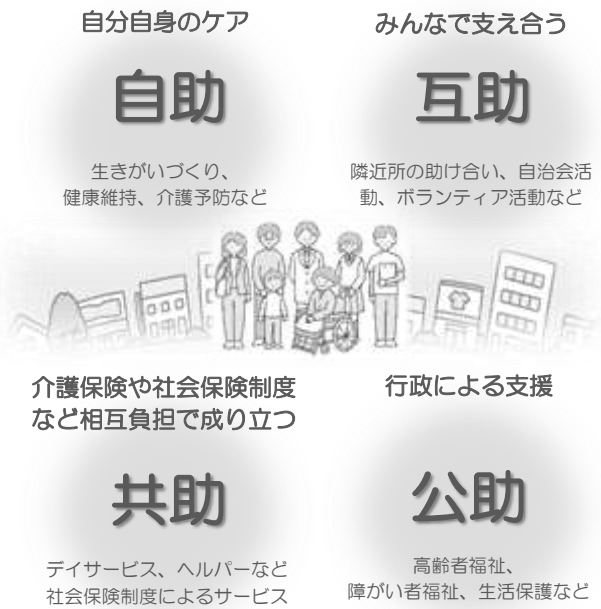
地域における住民主体の課題解決強化・包括的な相談体制のイメージ



出典：平成30年版厚生労働白書

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

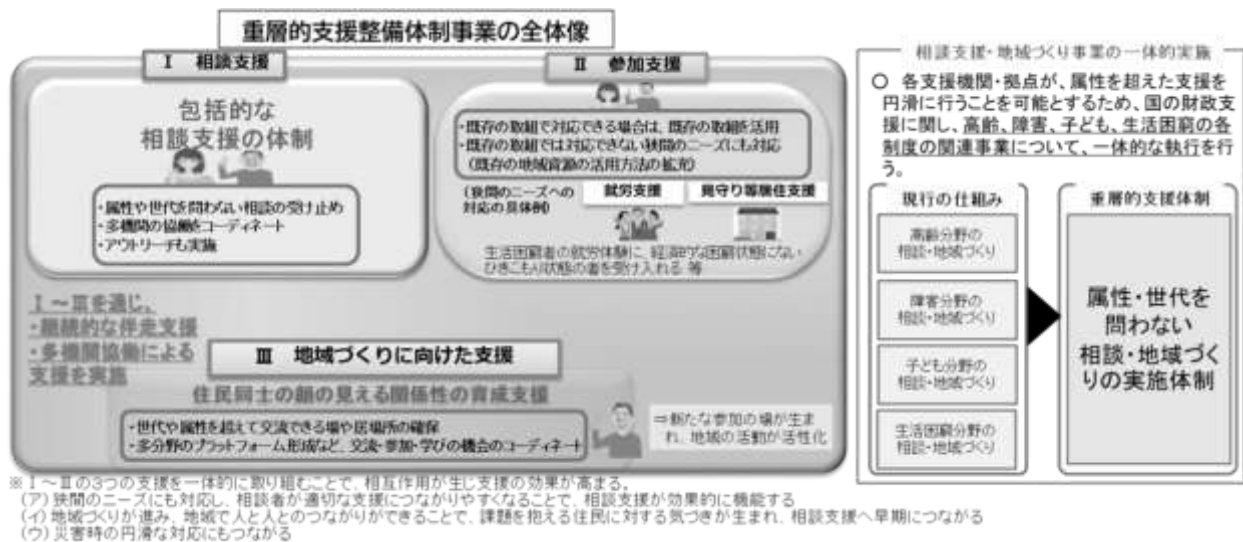
地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが、地域福祉計画・地域福祉活動計画に求められています。



(3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。

国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。



出典:厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

(1) 福祉圏域の設定

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、読谷村や社会福祉協議会が村全域で取り組む施策を推進する上で欠かせないものです。

隣近所、自治会、日常生活圏域や村内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で施策を展開します。

小圏域（小学校区単位）

行政区域（自治会など）同士の情報交換やアドバイスの実施をはじめ、近隣地域の様々な活動が結び付き、取り組みを行っていく範囲です。

小学校区を基本として設定し、定期的な情報交換の場を持つことで、地域活動の活性化につなげていくとともに、スキルアップのための学習会などを実施します。

中圏域（中学校区単位）

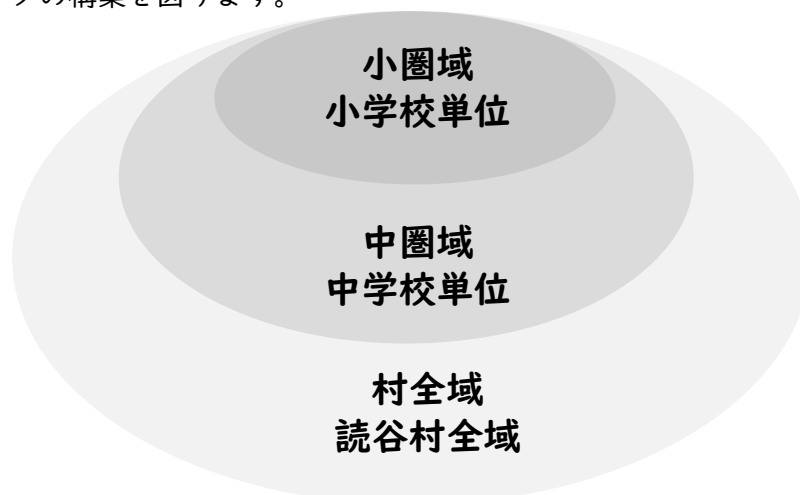
小圏域の取り組みでは解決することが難しい課題等について検討し、解決策を生み出すため、圏域内の社会資源（各小圏域の代表、福祉人材、圏域内の福祉事業所や企業など）の話し合いを行っていくものとします。

高齢者・障がい者・子育て家庭・生活困窮といった複合・複雑化した課題に包括的に対応していくため、属性や世代を問わない“相談支援”や、社会とのつながりを回復する“参加支援”、交流や活躍の場を確保するための“地域づくりに向けた支援”を行います。

村圏域：（読谷村全域）

専門的で公的な福祉サービスなどを地域に捉われずに提供する範囲です。村全域を一つの圏域として設定します。

「読谷村地域福祉推進委員会」において、本計画の推進及び進行管理を図るとともに、福祉・保健・医療・教育などの関係機関の連携がスムーズに行われるよう、村内の各種資源とのネットワークの構築を図ります。



(2) 計画の推進体制

①役割

地域福祉を推進するためには、行政、読谷村社会福祉協議会のみならず、住民や各種団体などの相互協力・連携が不可欠です。それぞれが地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域福祉の推進をめざしていくものとします。

■住民：

支援を受ける側であるとともに、自らが地域の担い手として支援に関わる側でもあります。支え合い・助け合う地域づくりをめざし、地域活動やボランティア活動など、様々な活動に積極的に関わっていくことにより、地域でのつながりを強めるとともに、福祉に対する意識を高めていくことが求められます。また、支援を必要とする場面では、ひとりで抱え込まず、声を上げていくことが大切です。

■地域団体（自治会など）：

住民に最も身近な組織として、共に地域活動を行う中で連帯意識を醸成していくとともに、支援を必要とする住民に対しては、地域支え合い活動委員会や民生委員・児童委員、読谷村社会福祉協議会等と連携しながら相談・情報提供、行政への橋渡しを行うなど、地域住民に寄り添い、支えていく役割が期待されます。

■社会福祉に関する活動を行う団体、ボランティア、NPO法人など：

民生委員・児童委員やボランティア、NPOなどの個人や団体・組織については、福祉活動に興味のある方の受け皿になっていくとともに、それぞれが担う福祉活動を実践する中で、様々な福祉活動を行っている団体などと連携を図り、多様化する福祉ニーズに対応していく役割が求められます。

■事業者等：

住民の生活・福祉ニーズに対し、安心して利用できるサービスを提供する役割が求められます。特に、社会福祉法人については、サービスの質の向上に努めていくとともに、専門技術や人的資源を活かし、制度や市場原理では満たされないニーズに応えていくなど、公益的な活動の一層の実践が期待されます。

■社会福祉協議会：

地域福祉推進の中核組織として、ボランティアといった福祉人材の育成をはじめ、地域での支え合い活動・福祉活動の推進を通し、むらづくりを支える役割を担います。

■行政：

行政は、福祉サービス基盤の整備などに努めるとともに、地域住民や関係団体などの自主的な取組を支援するため、地域や関係機関・団体と相互に連携・協力を図り、施策の総合的展開を図るものとします。

②支え合いむらづくりの担い手

■地域支え合い活動委員会：

地域のさまざまな福祉課題を解決するため、地域に暮らす住民の参画によりニーズキャッチに取り組んだり、支えあい活動を組織的に展開したりするなど、福祉による地域づくりを行います。

■自治公民館（支え合いの活動拠点）：

地域の自治公民館を地域支え合い活動委員会の活動拠点としていくとともに、身近な相談対応の場として活用を図ります。

■キーパーソン（民生委員・児童委員など）：

地域福祉活動で重要な役割をもつ、民生委員・児童委員など、地域のインフォーマルサービスを調整する地域住民です。

■読谷村地域福祉推進委員会：

計画の推進及び進行管理を図るとともに、読谷村における福祉・保健・医療・教育等を中心としたコミュニティづくりの推進を図ります。

事業所等各種資源

■医療機関・介護施設等：

高齢者の地域包括支援システムの構成要素として、在宅医療の推進や看取り、介護予防につながる医療、介護が必要な方への介護サービスの提供を行うなど、地域での暮らしを支援します。

■公的サービス提供者：

介護保険制度や自立支援制度のサービス事業所・保育所などのことで、公的サービスを提供します。

■ケアマネジメント担当者：

相談支援専門員、介護支援専門員など。支援の必要な村民に対して、公的サービス、インフォーマルサービスを一体的に調整し、コミュニティソーシャルワークの一翼を担います。

■地域包括支援センター：

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える本村の中核機関です。地域の様々な資源を活用し、高齢者の支援を行います。

■ボランティアセンター：

村民が集い、ボランティアしたい人・必要な人の情報が集積し、得られる場所。社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能を充実・強化し、ボランティアのコーディネートをサポートします。

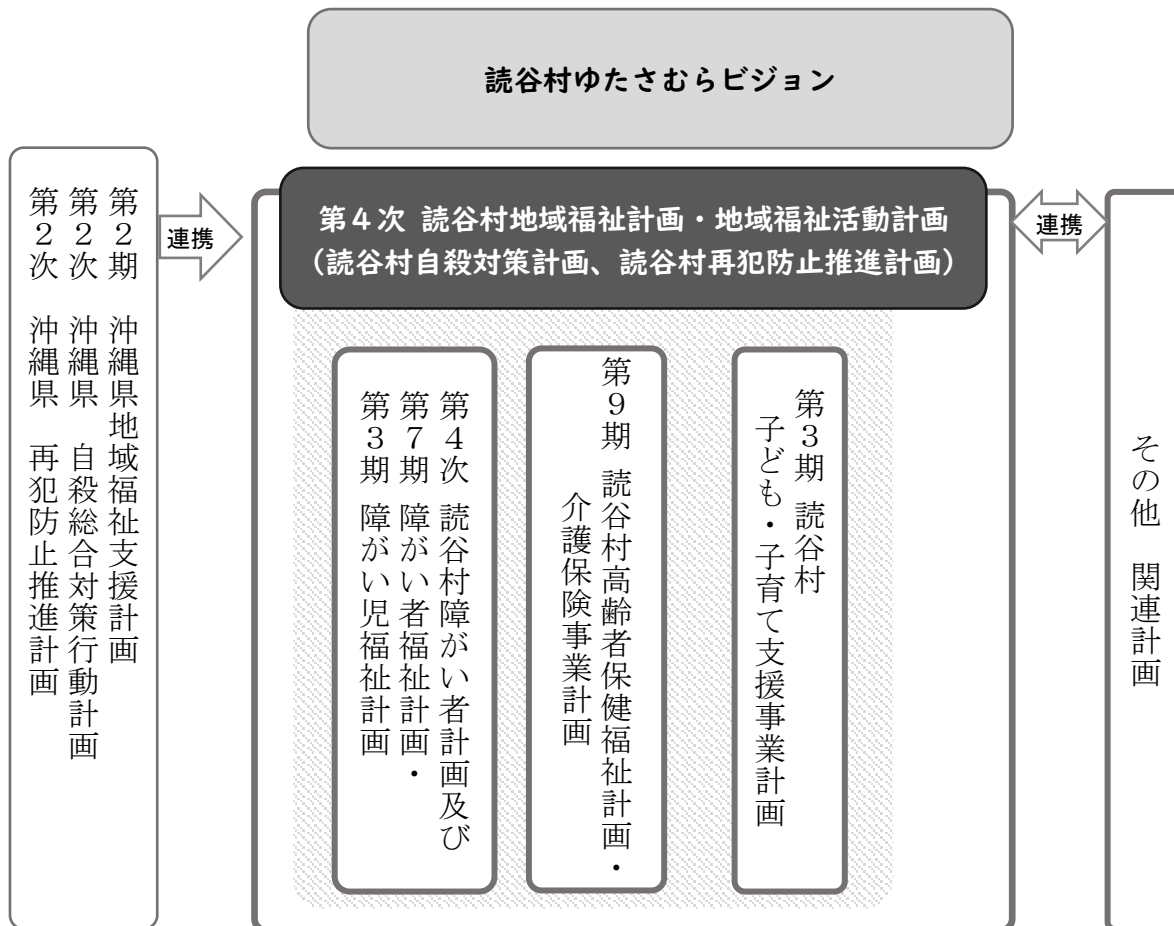
5

計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、村、社会福祉協議会等が協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

本村では、「読谷村ゆたさむらビジョン」を最上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「読谷村地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「読谷村地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「第9期読谷村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第4次読谷村障がい者計画及び第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画」、「第3期読谷村子ども・子育て支援計画」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「読谷村男女共同推進計画（あやとりプラン）」などの関連計画との整合を図った計画とします。



6

計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

この期間に社会情勢や村の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

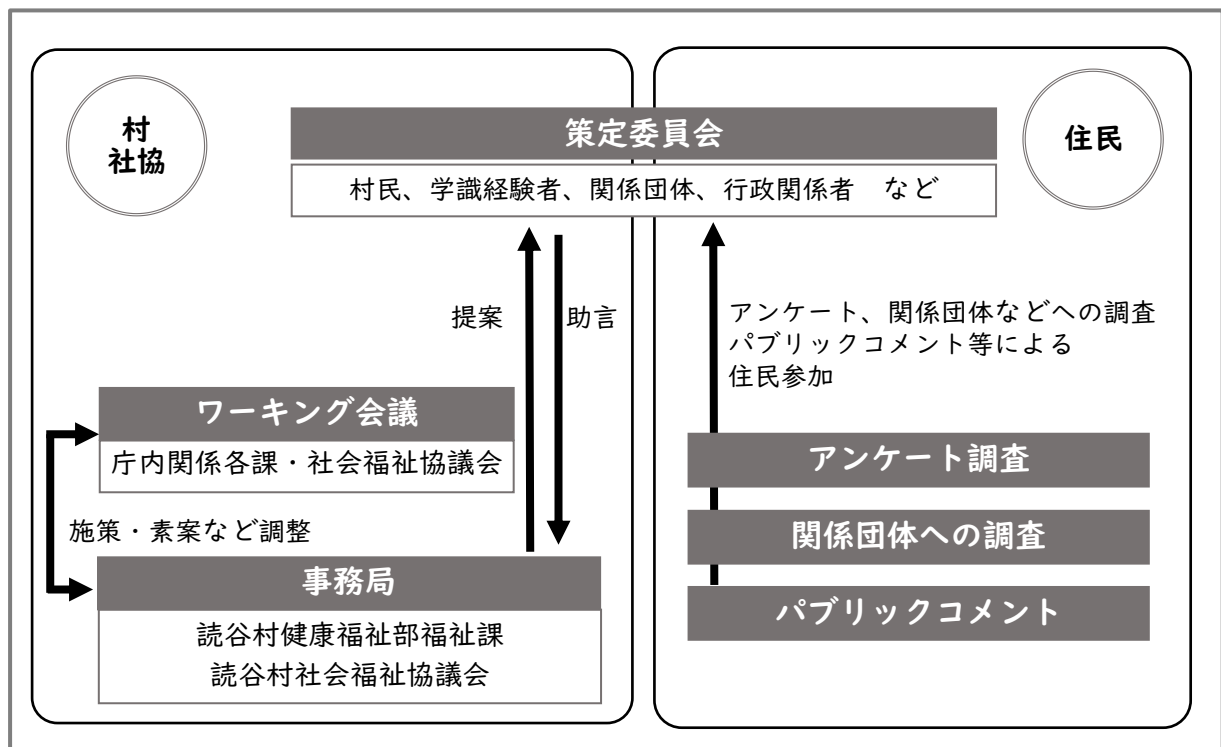
	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年
ゆたさむらビジョン	ゆたさむらビジョン					次期計画		
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次計画			第4次読谷村地域福祉計画・地域福祉活動計画				
自殺対策計画				読谷村自殺対策計画				
高齢者保健福祉計画・介 護保険事業計画	第8次	第9期			第10期			
障がい者福祉基本計画	第3次	第4次					第5次	
障がい福祉計画	第4期	第7期			第8期			第9期
障がい児福祉計画	第2期	第3期			第4期			第5期
子ども・子育て 支援事業計画	第2期		第3期					第4期

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体によって構成される策定委員会を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画を策定します。

また、庁内における調整については、事務局となる福祉課が中心となり「ワーキング会議」において、施策や事業の検討及び調整を行います。

策定体制



(2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、村民の方から広くご意見・ご提案を伺うことを目的として、パブリックコメントを実施します。

第2章 読谷村の地域福祉に関する 現状・課題

1

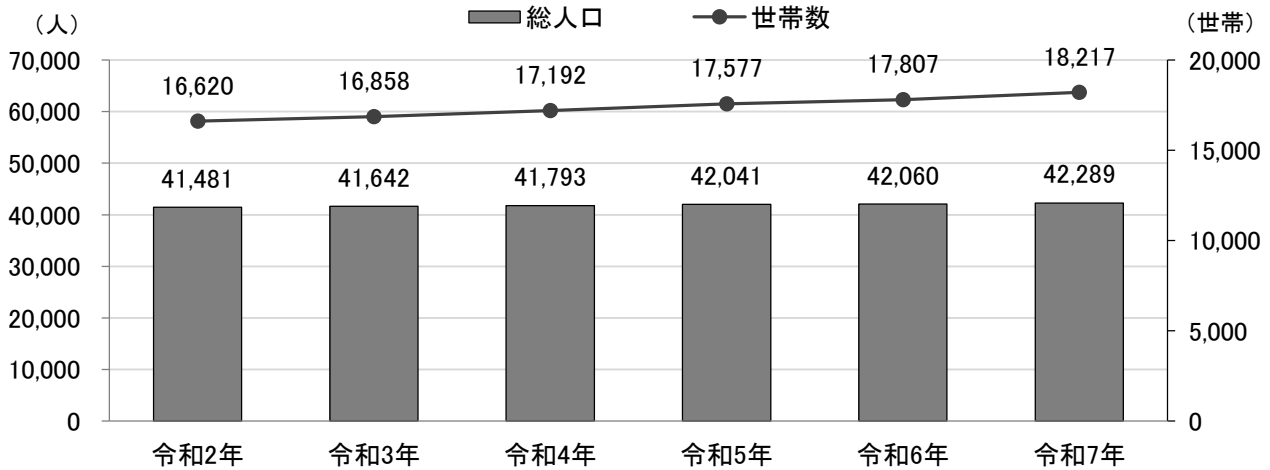
統計からみる本村の現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・総世帯数

本村では、総人口・総世帯数ともに増え続けており、令和7年の総人口は42,289人、総世帯数は18,217世帯となっており、令和2年と比較すると、総人口は808人、総世帯数は1,597世帯増加しています。

総人口と世帯数の推移



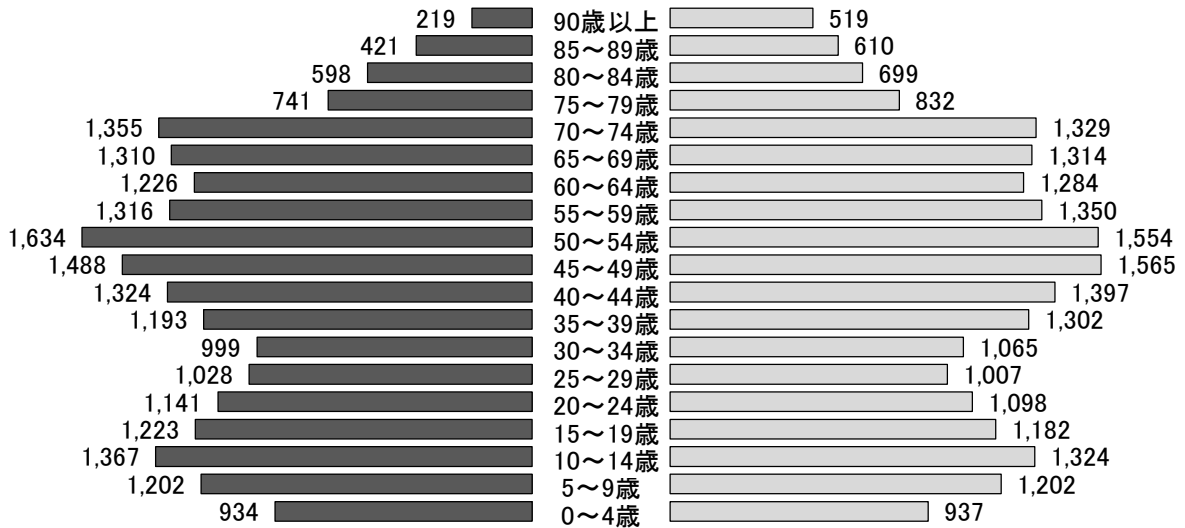
資料: 沖縄県住民基本台帳(各年1月1日)

② 年齢階級別

本村の令和7年の男女別5歳階級別人口構成をみると、50～54歳、45～49歳が最も多く、次いで男女ともに70～74歳が多くなっています。今後10年では後期高齢者人口が増加することが予想されます。

年齢階級別人口

■ 男性(人) □ 女性(人)



資料: 沖縄県住民基本台帳年齢階級別人口(令和7年1月)

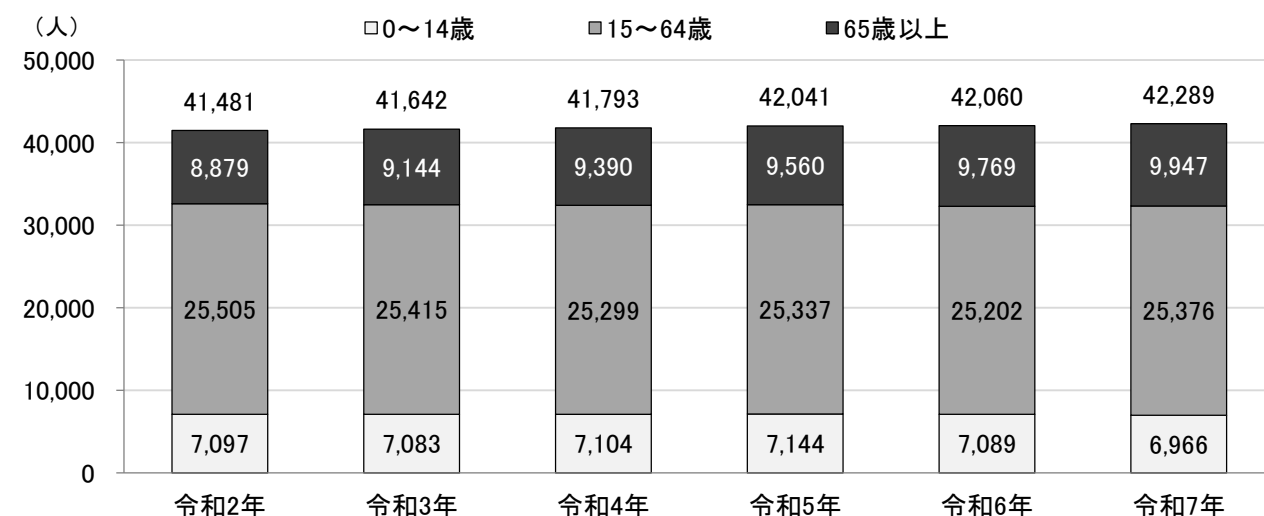
③総人口・年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）は令和2年の7,097人から令和7年には6,966人へと減少しており、少子化傾向が継続しています。生産年齢人口（15～64歳）は全体として減少傾向にありましたが、令和6年から令和7年にかけてはわずかに増加しています。老年人口（65歳以上）は、令和2年の8,879人から令和7年には9,947人へと増加しており、3区分の中で最も増加割合が高くなっています。

年齢3区分の構成比を見ると、年少人口割合は17%前後で推移しており、少しずつ減少傾向にあります。生産年齢人口割合は令和2年の61.5%から令和6年には59.9%まで低下した後、令和7年には60.0%とわずかに増加の兆しを見せています。老年人口割合は令和2年の21.4%から年々上昇しており、令和7年には23.5%に達するなど、全体に占める割合が着実に拡大しています。

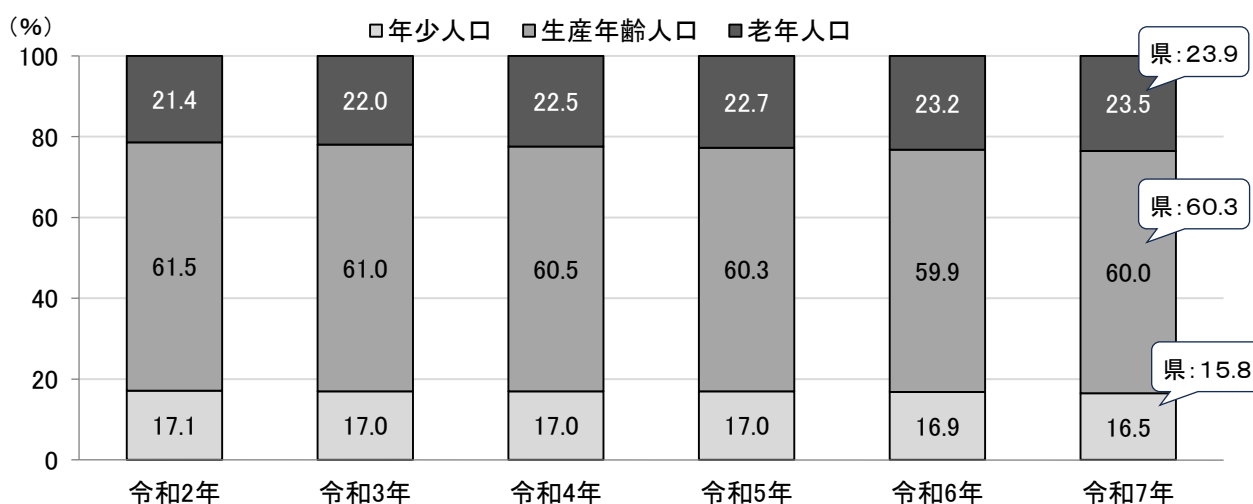
本村の令和7年の年齢3区分の構成比について沖縄県と比較すると、年少人口割合は沖縄県より高くなっており、老年人口割合は沖縄県より低くなっています。

年齢3区分別人口の推移(読谷村)



資料: 沖縄県住民基本台帳(各年1月1日)

年齢3区分別人口割合の推移



資料: 沖縄県住民基本台帳(各年1月1日)

④字別人口・世帯数

人口推移

(人)

字名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
長浜	3,245	3,267	3,295	3,331	3,366	3,352	3,375
瀬名波	1,584	1,574	1,676	1,665	1,702	1,690	1,666
儀間	512	486	501	522	516	502	501
渡慶次	1,804	1,827	1,816	1,852	1,925	1,913	1,903
宇座	525	531	540	561	561	561	565
高志保	2,955	2,949	2,966	3,025	3,031	3,018	2,984
波平	3,412	3,403	3,410	3,444	3,413	3,445	3,497
上地	673	664	662	662	693	679	694
都屋	1,463	1,472	1,473	1,459	1,458	1,405	1,420
喜名	3,528	3,669	3,652	3,678	3,657	3,720	3,685
座喜味	3,517	3,486	3,511	3,563	3,576	3,636	3,694
楚辺	4,493	4,437	4,391	4,332	4,241	4,229	4,208
大木	2,227	2,201	2,218	2,185	2,205	2,189	2,206
伊良皆	2,722	2,713	2,762	2,751	2,776	2,734	2,693
渡具知	973	964	958	956	974	969	946
古堅	3,066	3,082	3,111	3,142	3,133	3,066	3,128
大湾	2,165	2,158	2,124	2,068	2,152	2,186	2,280
比謝砦	97	89	82	89	90	86	82
比謝	1,728	1,752	1,789	1,810	1,774	1,801	1,827
日本人合計	40,689	40,724	40,937	41,095	41,243	41,181	41,354
外国人	661	722	688	706	775	843	991
人口合計	41,350	41,446	41,625	41,801	42,018	42,024	42,345

世帯数推移

(人)

字名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
長浜	1,395	1,426	1,467	1,475	1,538	1,518	1,577
瀬名波	648	654	699	719	745	755	750
儀間	207	204	207	218	214	209	220
渡慶次	699	731	747	766	809	817	838
宇座	235	235	243	255	251	253	270
高志保	1,112	1,134	1,161	1,196	1,219	1,235	1,237
波平	1,330	1,360	1,385	1,408	1,428	1,483	1,531
上地	289	289	288	290	310	311	312
都屋	690	714	709	709	712	707	725
喜名	1,322	1,390	1,393	1,430	1,435	1,492	1,497
座喜味	1,463	1,475	1,499	1,541	1,557	1,609	1,658
楚辺	1,808	1,818	1,807	1,851	1,847	1,873	1,912
大木	884	876	896	900	923	932	953
伊良皆	1,119	1,148	1,175	1,176	1,241	1,235	1,245
渡具知	402	384	375	379	387	391	394
古堅	1,151	1,188	1,205	1,232	1,245	1,242	1,286
大湾	866	864	877	889	927	955	1,000
比謝砦	43	45	45	47	46	47	45
比謝	726	757	781	810	821	839	869
合計	16,389	16,692	16,959	17,291	17,655	17,903	18,319

資料:住民基本台帳 各年3月末

世帯構成の推移

(世帯、%)

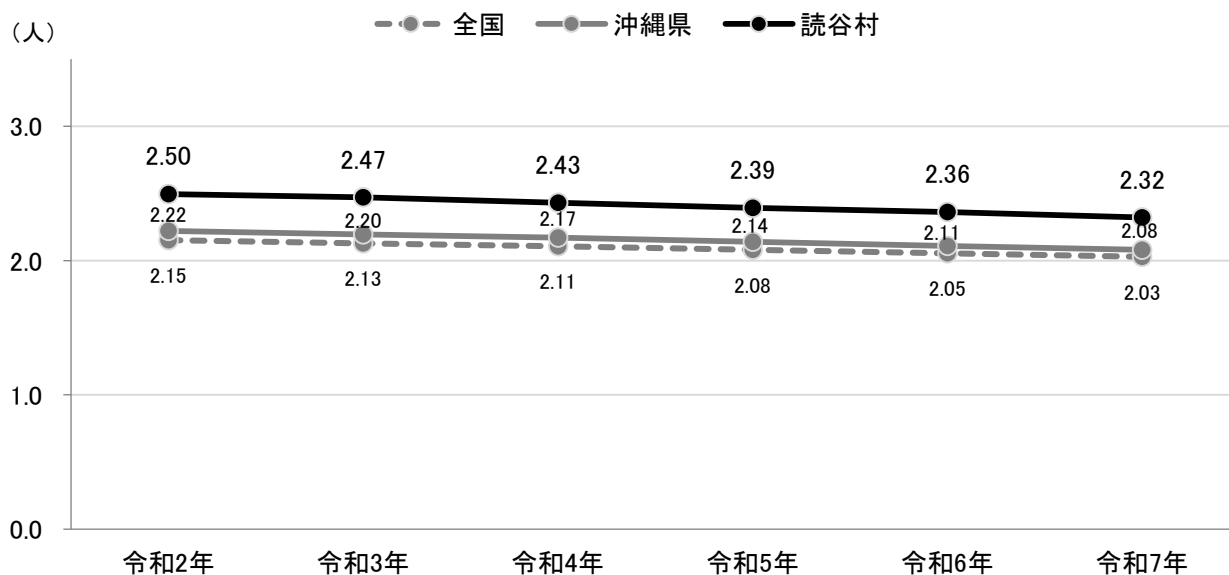
	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県 (%)
		%		%		%		%	
一般世帯数	11,793	-	12,411	-	13,639	-	15,643	-	-
A 親族のみの世帯	9,650	81.8%	9,980	80.4%	10,499	77.0%	10,974	70.2%	61.1
核家族世帯	8,153	69.1%	8,428	67.9%	9,050	66.4%	9,732	62.2%	55.2
その他親族世帯	1,497	12.7%	1,552	12.5%	1,449	10.6%	1,242	7.9%	5.9
B 非親族世帯	75	0.6%	174	1.4%	138	1.0%	209	1.3%	1.3
C 単独世帯	2,068	17.5%	2,257	18.2%	2,969	21.8%	4,446	28.4%	37.4
高齢者単独世帯	627	5.3%	693	5.6%	960	7.0%	1,593	10.2%	11.2
3世代以上	1,092	9.3%	1,134	9.1%	1,002	7.3%	754	4.8%	3.2
65歳以上人員のいる世帯	3,773	32.0%	4,191	33.8%	4,753	34.8%	5,990	38.3%	34.7

資料: 国勢調査

⑤ 一世帯当たり人員

一世帯当たり人員については、令和2年の2.50人から、令和7年には2.32人と年々少しずつ減少していますが、全国、沖縄県より高い水準で推移しています。

一世帯当たり人員の推移(全国・沖縄県・読谷村)



資料: 住民基本台帳各年1月1日現在

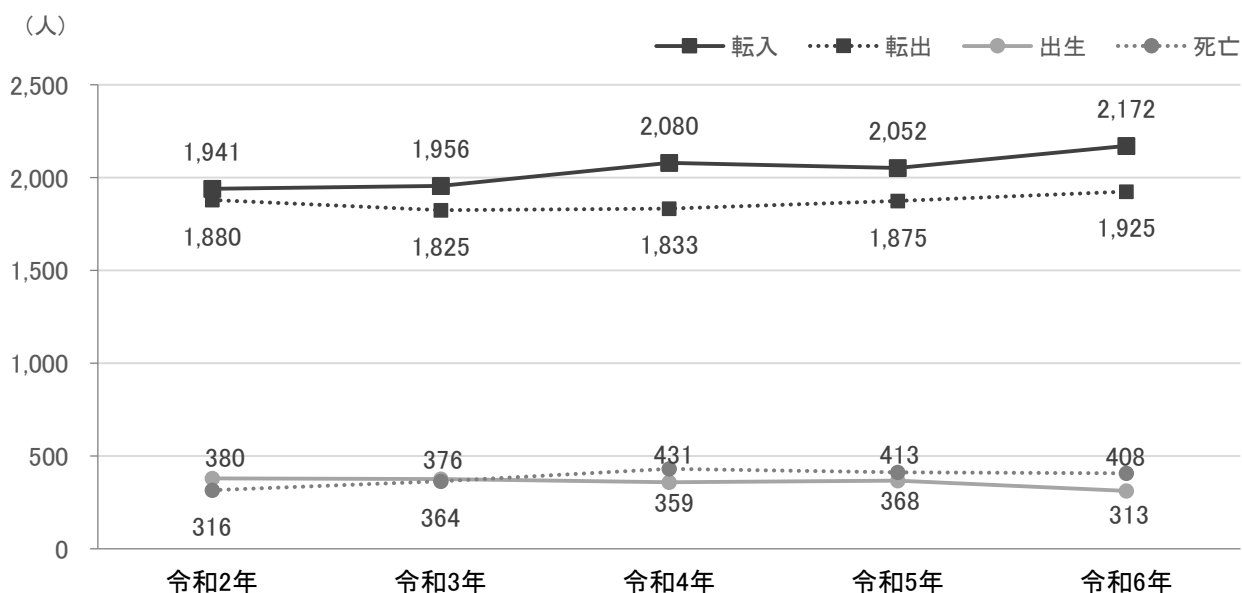
(2) 人口動態

① 自然動態・社会動態

本村の令和2年以降の出生数・死亡数による自然増減をみると、令和4年以降は死亡数が出生数を上回る自然減が続いている状況です。

同じく転入数・転出数による社会増減をみると、転入数が転出数を上回る社会増が続いています。

自然動態・社会動態の推移(読谷村)



資料: 沖縄県人口移動報告年報(各年10月から翌9月の集計) 令和6年: 令和5年10月~令和6年9月

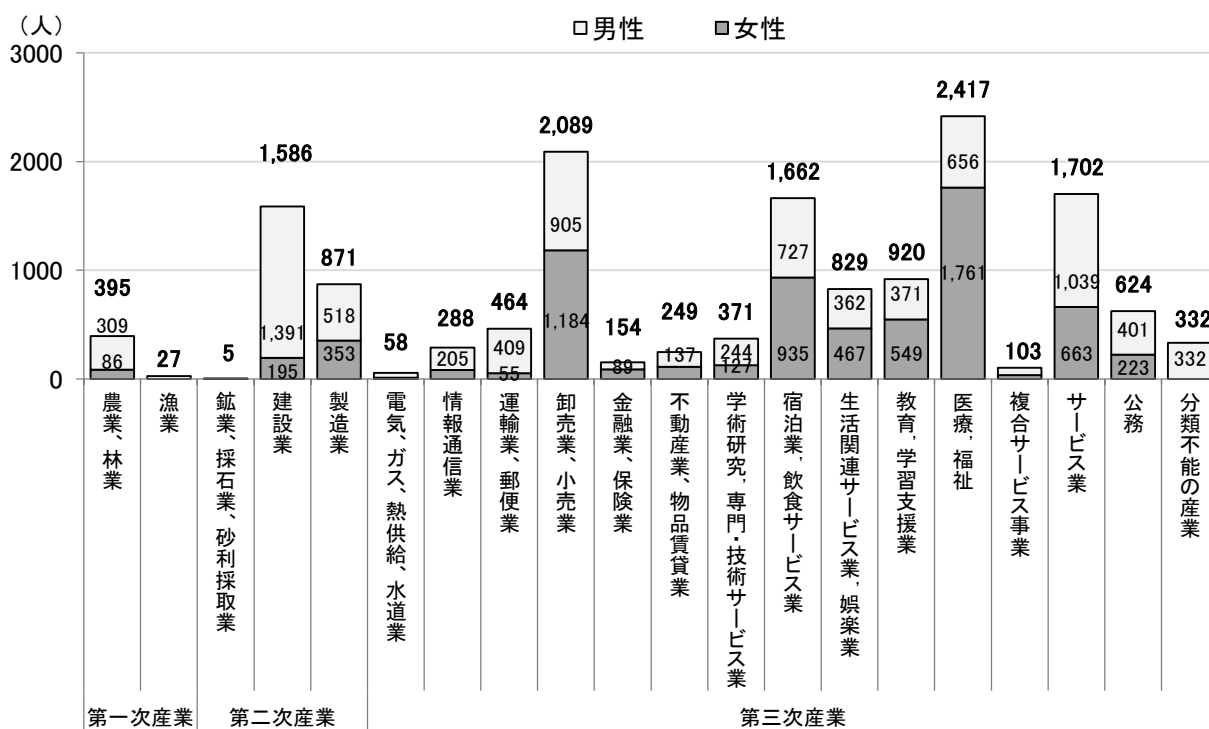
(3) 就業の状況

①業種別男女別就業者数・割合

本村の令和2年の就業状況をみると、「医療、福祉」に携わる人が2,417人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の2,089人となっています。男女では、男性は「建設業」の1,391人が最も多く、女性は「医療、福祉」の1,761人が最も多くなっています。

産業・業種別の男女比をみると、第一次産業と第二次産業では男性の割合が高く、第三次産業ではやや女性の割合が高くなっています。

業種別男女別就業者数(読谷村・令和2年)



資料: 国勢調査

業種別男女別就業者割合(読谷村・令和2年)

業種	就業者数(人)			構成比(%)	
	総数	男性	女性	男性	女性
	15,401	8,215	7,186	53.3%	46.7%
第一次産業	422	336	86	79.6%	20.4%
農業, 林業	395	309	86	78.2%	21.8%
漁業	27	27	0	100.0%	0.0%
第二次産業	2,462	1,913	549	77.7%	22.3%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	4	1	80.0%	20.0%
建設業	1,586	1,391	195	87.7%	12.3%
製造業	871	518	353	59.5%	40.5%
第三次産業	12,517	5,966	6,551	47.7%	52.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	58	46	12	79.3%	20.7%
情報通信業	288	205	83	71.2%	28.8%
運輸業, 郵便業	464	409	55	88.1%	11.9%
卸売業, 小売業	2,089	905	1,184	43.3%	56.7%
金融業, 保険業	154	65	89	42.2%	57.8%
不動産業, 物品賃貸業	249	137	112	55.0%	45.0%
学術研究, 専門・技術サービス業	371	244	127	65.8%	34.2%
宿泊業, 飲食サービス業	1,662	727	935	43.7%	56.3%
生活関連サービス業, 娯楽業	829	362	467	43.7%	56.3%
教育, 学習支援業	920	371	549	40.3%	59.7%
医療, 福祉	2,417	656	1,761	27.1%	72.9%
複合サービス事業	103	67	36	65.0%	35.0%
サービス業	1,702	1,039	663	61.0%	39.0%
公務	624	401	223	64.3%	35.7%
分類不能の産業	587	332	255	56.6%	43.4%

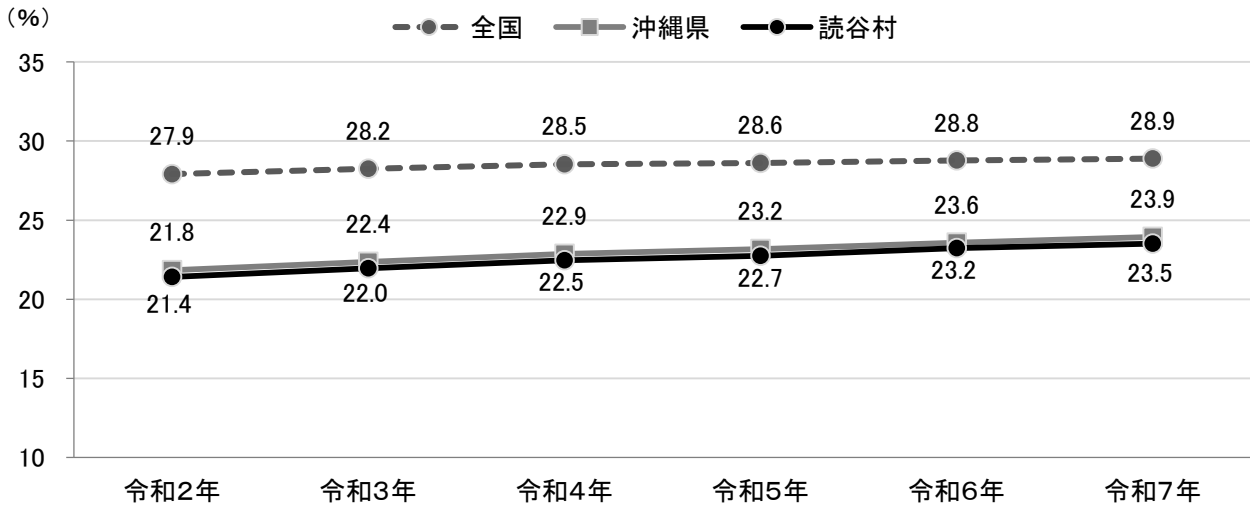
資料: 国勢調査

(4) 高齢者の状況

① 高齢化率

本村の高齢化率は上昇傾向にあり、令和2年の21.4%から令和7年には23.5%と、約2.0ポイント増となっています。本村の高齢化率は、全国、沖縄県より低い水準で推移しています。

高齢化率の推移(読谷村・沖縄県・全国比較)

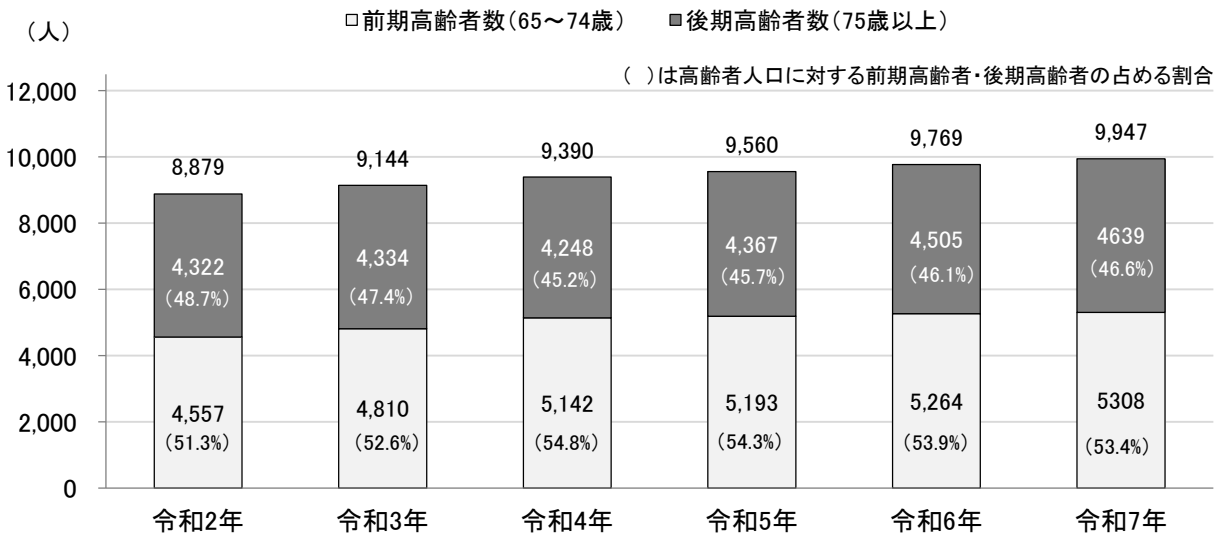


資料: 住民基本台帳各年1月1日現在

② 前期・後期高齢者人口

高齢者人口を前期(65~74歳)、後期(75歳以上)別で見ると、前期高齢者が後期高齢者より多くなっています。年度ごとの変化を見ると、令和2年から令和4年までは前期高齢者割合が増加傾向にありましたが、令和5年以降は減少傾向にあり、後期高齢者の比重が高まる傾向が見られます。

高齢者人口推移(読谷村)



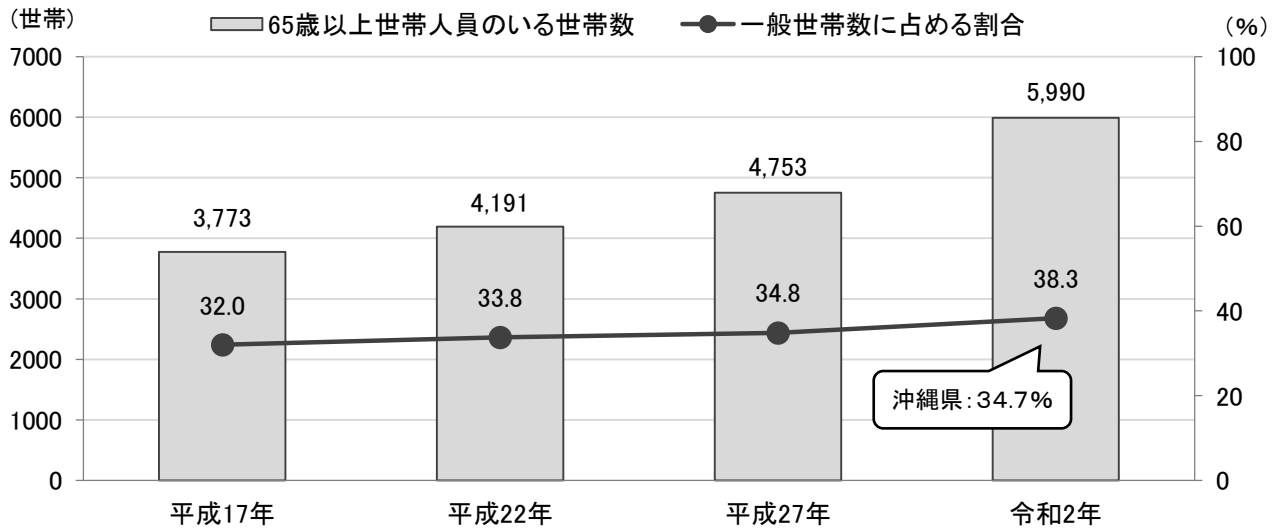
資料: 沖縄県住民基本台帳

③高齢者のいる世帯

本村の65歳以上世帯人員のいる世帯数は年々増加しており、平成17年から令和2年の20年間で1.59倍となっています。一般世帯数に占める割合も年々上昇し、令和2年には38.3%となっており、沖縄県と比較すると、3.6ポイント高い状況です。

また、高齢者単身世帯数も増加し、平成17年から令和2年の15年間で約2倍となっています。今後、高齢者人口の増加に伴い高齢者単身世帯もさらに増えることが予想されます。

65歳以上世帯人員のいる世帯の推移



資料: 国勢調査

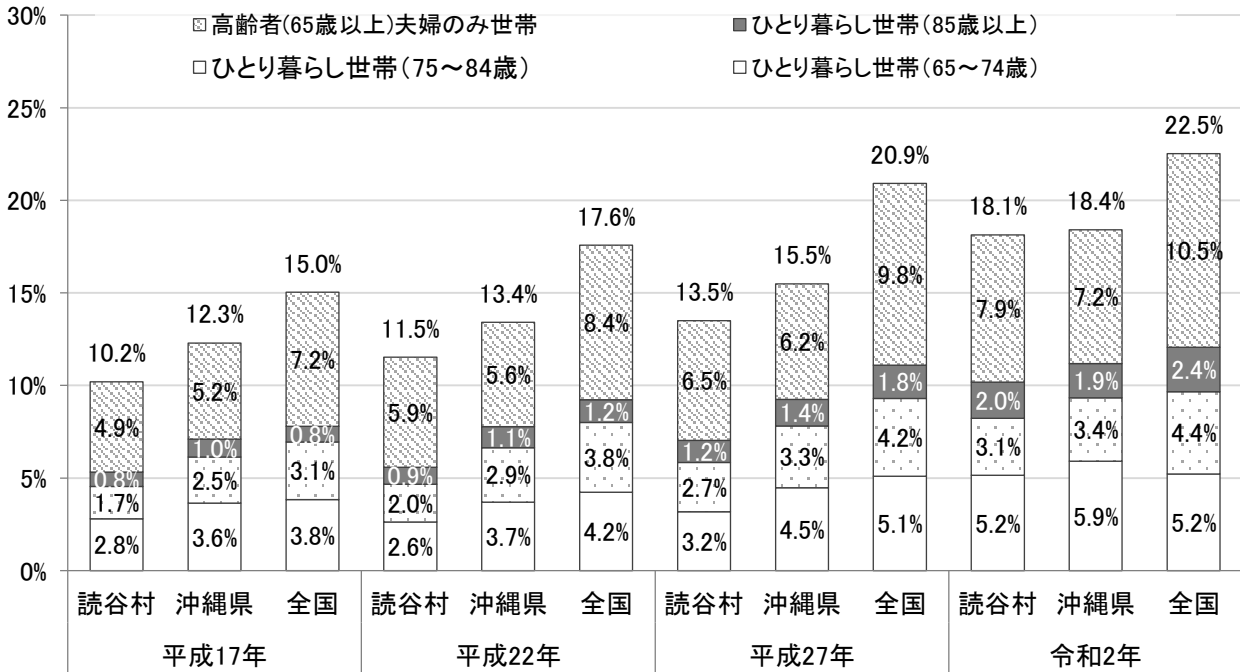
65歳以上世帯人員のいる世帯の推移

(世帯数)

世帯	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	11,793	12,411	13,639	15,643
高齢者のいる世帯数	3,773	4,191	4,753	5,990
ひとり暮らし世帯(65歳以上)	627	693	960	1,593
ひとり暮らし世帯(65~74歳)	331	326	434	806
ひとり暮らし世帯(75~84歳)	205	254	362	480
ひとり暮らし世帯(85歳以上)	91	113	164	307
夫婦のみ世帯	575	737	882	1,242
その他の世帯	2,571	2,761	2,911	3,155

資料: 国勢調査

在宅高齢者世帯の状況（読谷村）

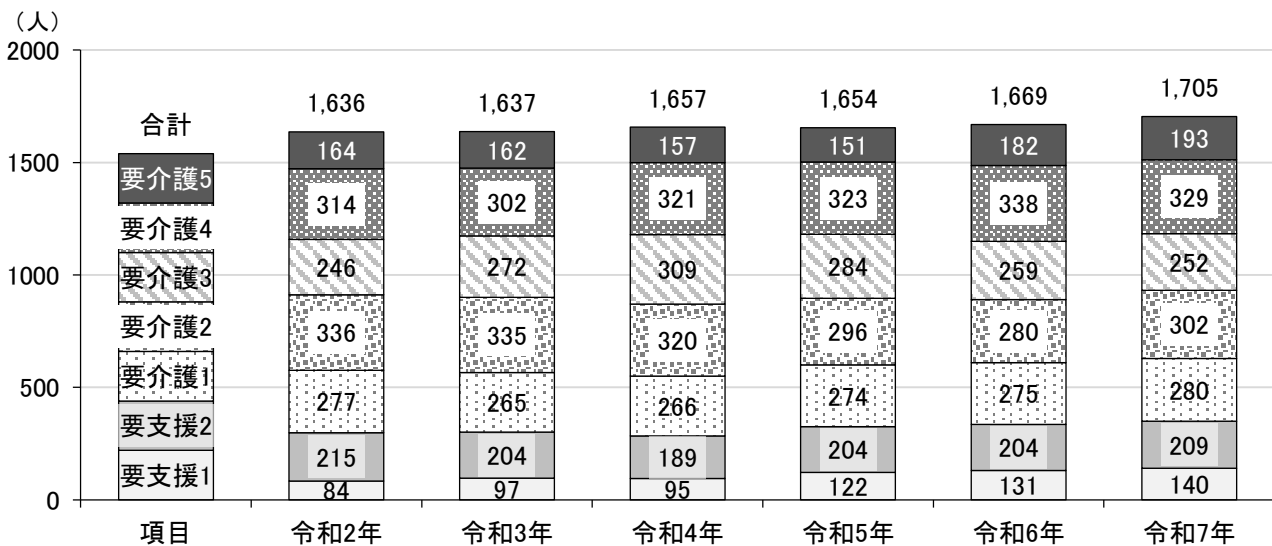


資料：国勢調査

④要支援・要介護認定状況

本村の要介護度別認定者数を見ると、令和5年でやや減少したものの、年々増加傾向にあり、特に要支援1は令和2年度の84人から令和7年は140人と約1.67倍に増加しています。最も多い認定者数は要介護4となっており、要介護5は令和2年の164人から令和5年には151人まで減少したものの、令和6年以降は再び増加に転じています。

要支援・要介護認定者数の推移（読谷村）

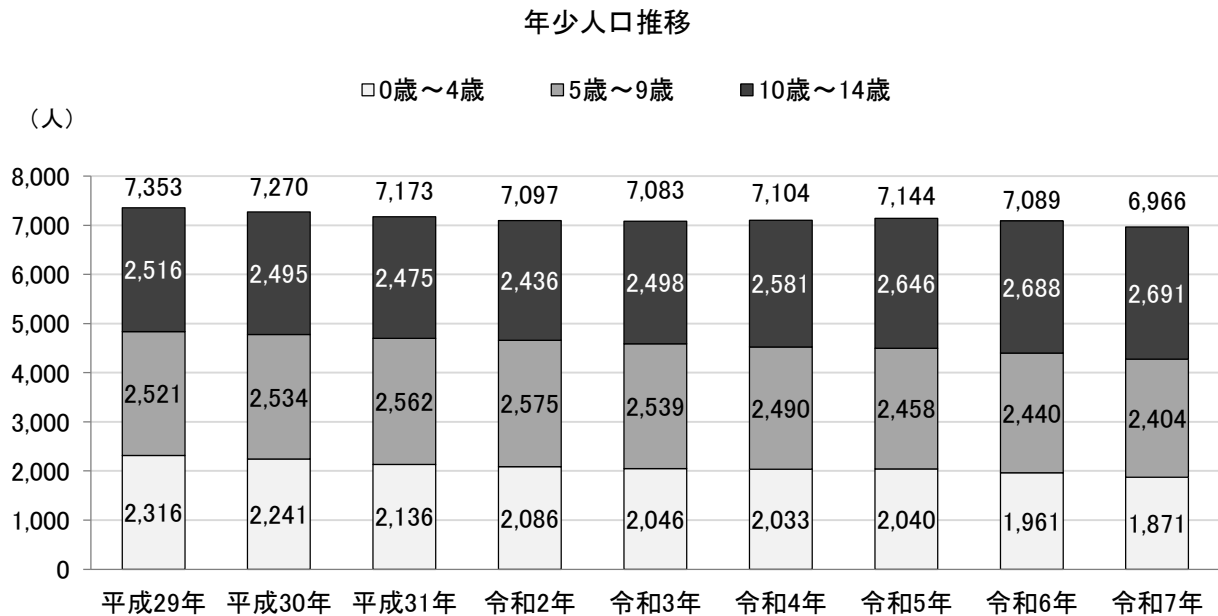


資料：沖縄県介護保険広域連合統計資料 各年9月末

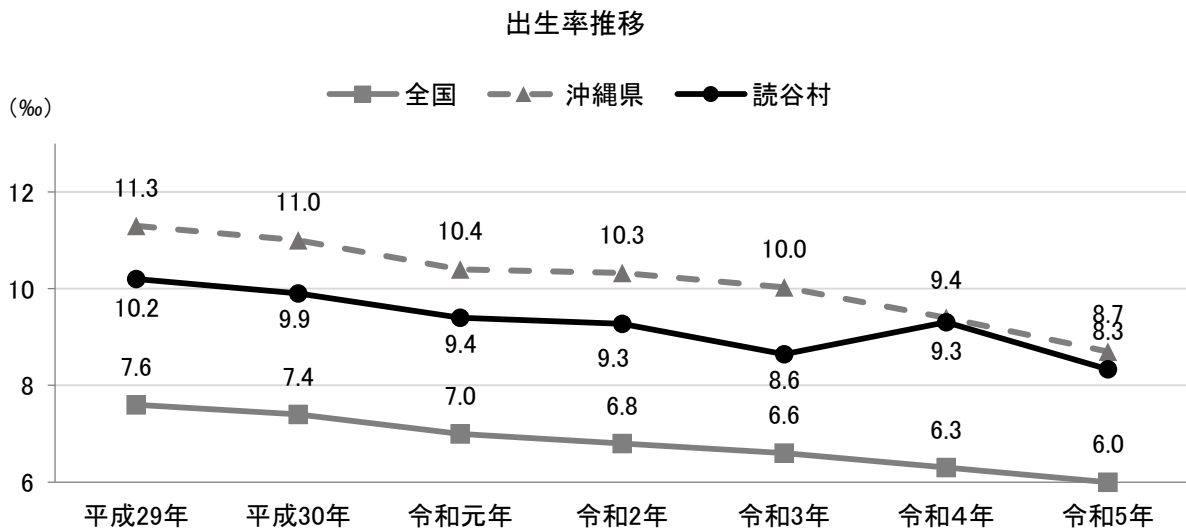
(5) 児童の状況

本村の出生率及び年少人口は全体的に緩やかな減少傾向にあります。

出生率は全国平均を上回りつつも、県平均を下回る水準で推移し、令和4年には一時的に上昇しましたが、令和5年には再び減少に転じました。



資料：沖縄県住民基本台帳年齢階級別人口（各年1月）



資料：沖縄県人口動態総覧 人口動態統計

※ 出生率＝1年間の出生数／10月1日現在の人口×1000

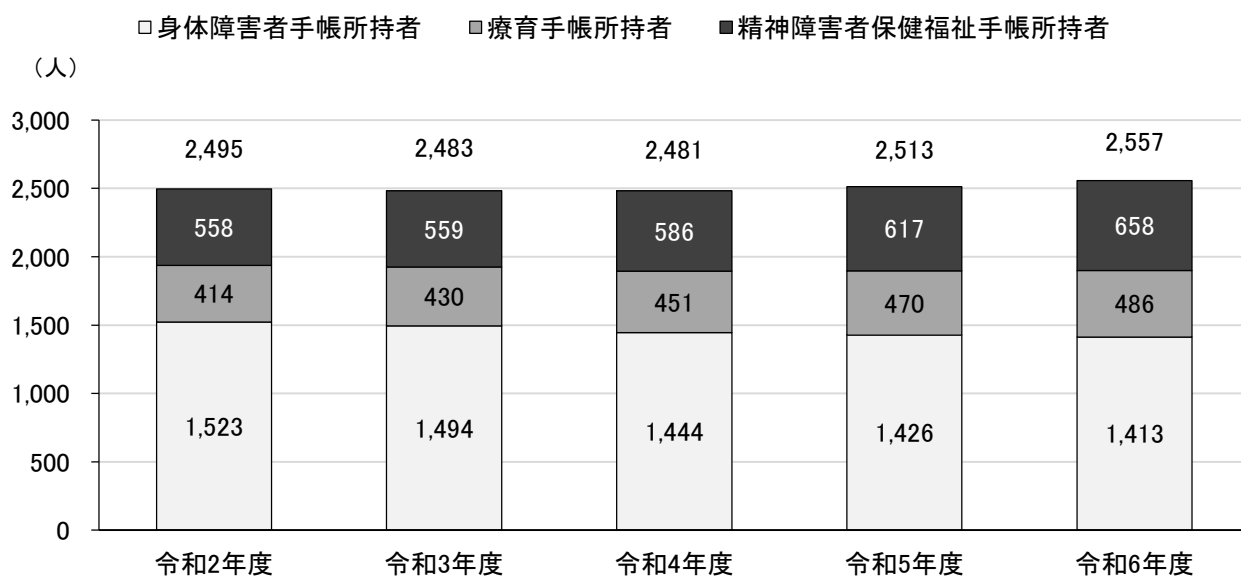
(6) 障がいのある人の状況

①障害者手帳等所持者数の推移

本村の令和2年度以降の障害者手帳等所持者数についてみると、令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度以降は増加に転じています。内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

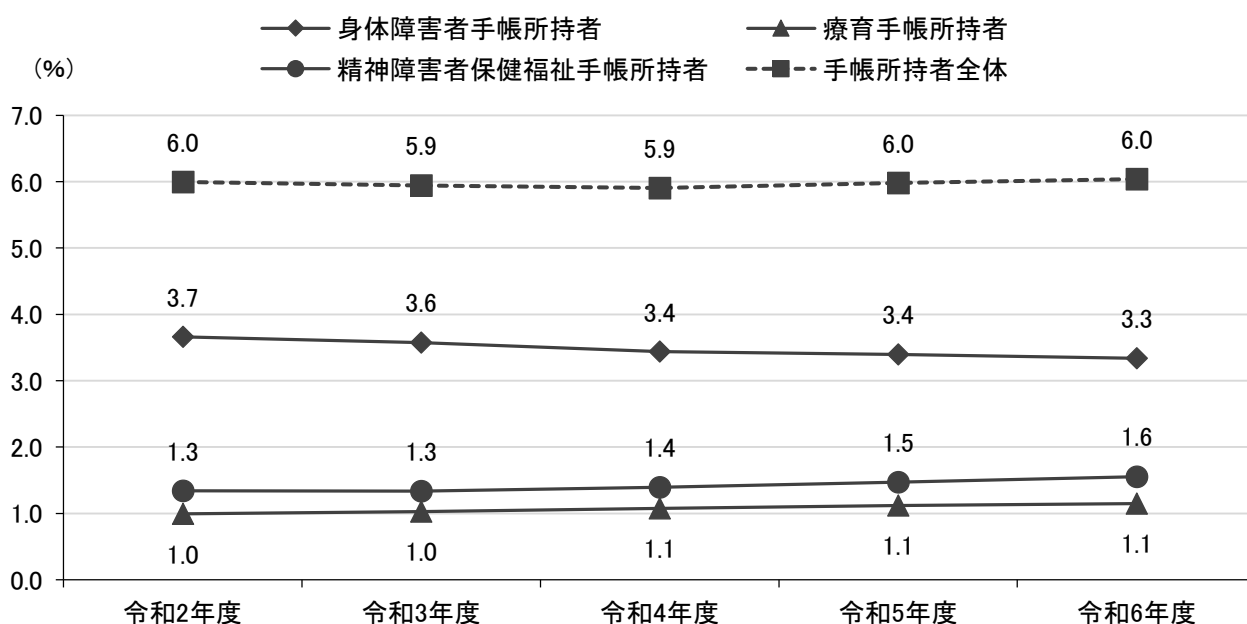
総人口に占める所持者の割合については横ばいで推移し、令和6年度は全体の6.0%となっています。

障害者手帳等所持者数の推移



資料: 読谷村

総人口に占める障害者手帳等所持者の割合



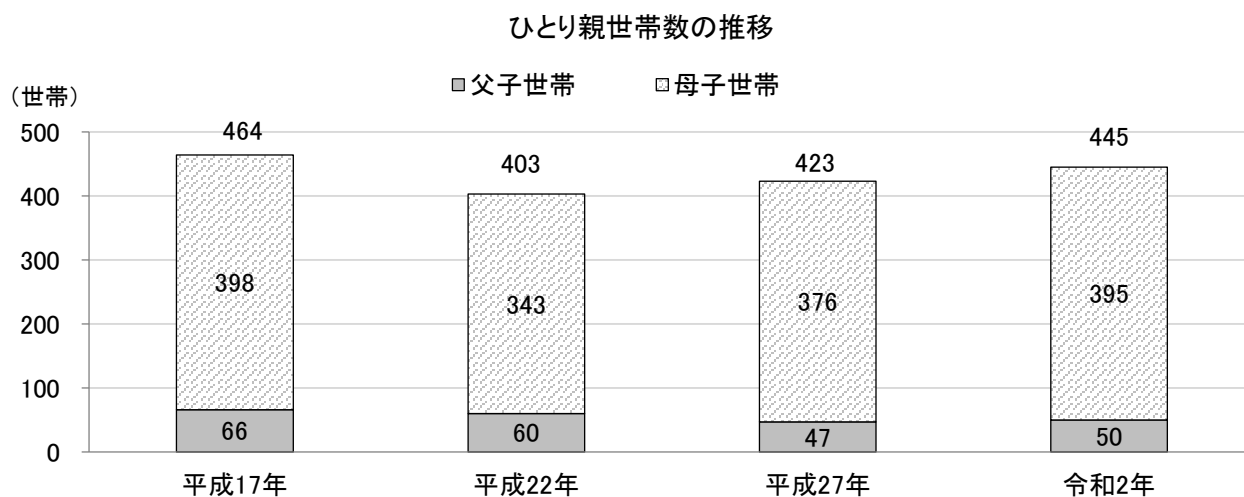
資料: 読谷村

(7) 支援が必要な人の状況

①ひとり親世帯の状況

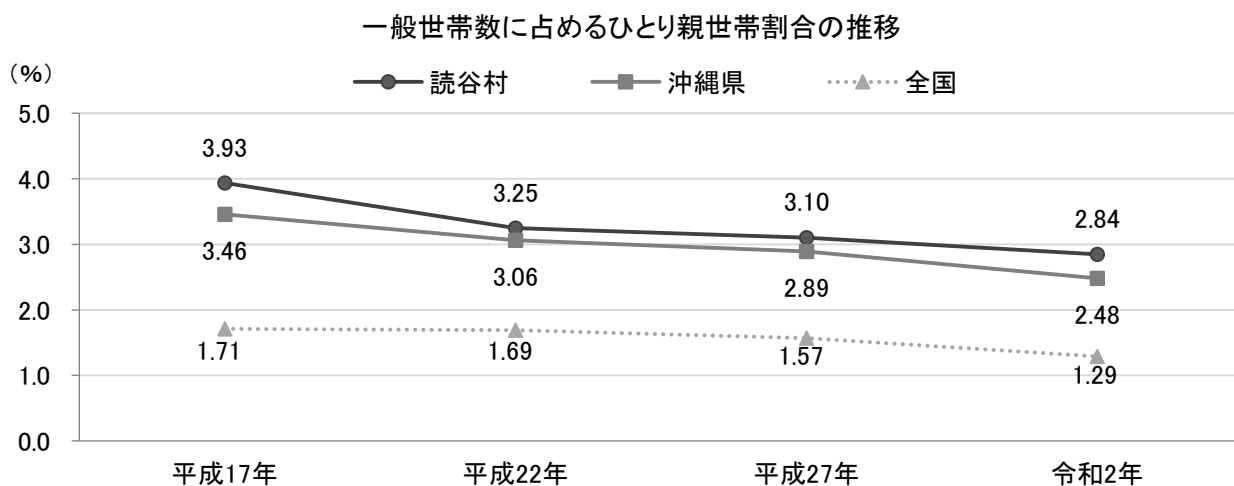
本村のひとり親世帯の状況をみると、母子世帯が増加傾向にあり、平成22年に減少に転じましたが、その後微増傾向で推移しています。

また、一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は年々減少しているものの、県平均および全国平均を上回る水準で推移しています。



※ 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親もしくは男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

資料：国勢調査



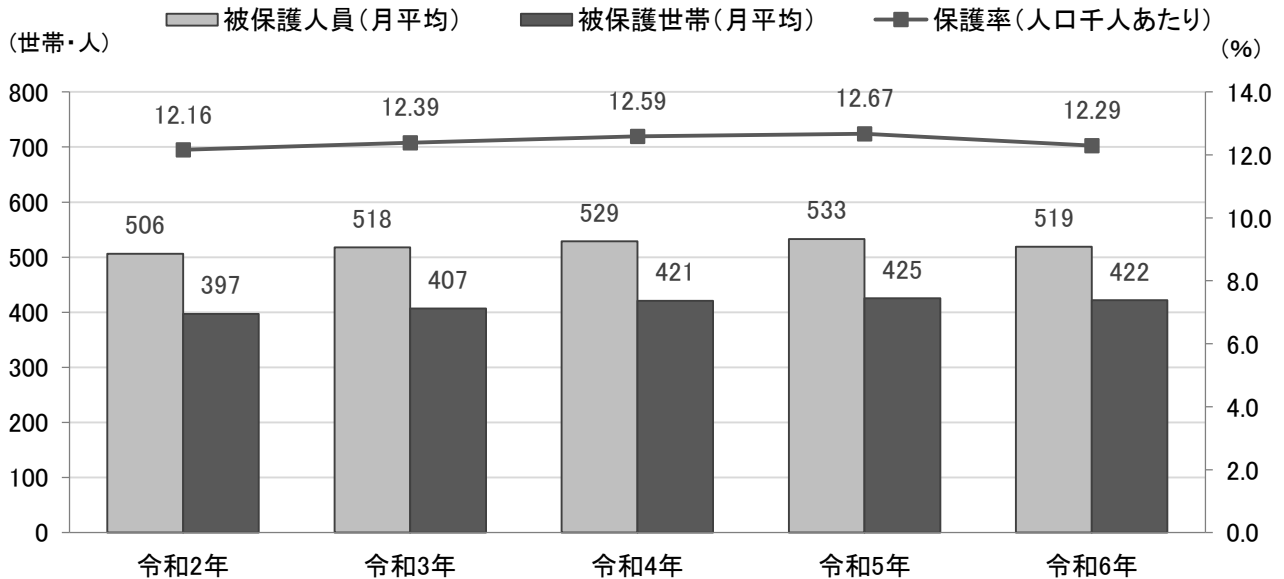
資料：国勢調査

②生活保護の状況

本村の令和2年以降の生活保護被保護世帯数と被保護人員は微増傾向で推移していますが、人口1,000人あたりの保護率は、令和4年から減少傾向にあります。

生活保護世帯の内訳をみると、各年とも高齢者世帯が最も多くなっています。

生活保護被保護世帯数・被保護人員の推移(月平均)



資料: 令和5年度版沖縄県の生活保護、読谷村

※保護率は人口千人あたりの被保護者の割合 %＝パーミル(千分率)

生活保護世帯内訳(月平均)

(世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者世帯	208	224	239	243	240
母子世帯	18	14	17	17	15
障がい者世帯	68	65	65	59	57
傷病世帯	38	37	38	44	49
その他世帯	64	66	62	61	59
合計	396	406	420	424	420

※停止世帯を除く

資料: 読谷村

(8) 地域の状況

①自治会加入率、民生委員・児童委員充足率

自治会加入率は、世帯数で見ると令和7年7月末で41.3%となっており、前回計画時より減少しています。民生委員・児童委員の充足率は村全体で85.9%となっています。

自治会加入率(令和7年7月末現在)

	総数	加入	未加入	加入率	(参考) 令和2年
人口(人)	42,294	18,325	23,969	43.3%	48.3%
世帯数(世帯)	18,217	7,532	10,685	41.3%	45.7%

自治会加入状況(令和7年7月末現在)

人口 (人)	長浜	瀬名波	儀間	渡慶次	宇座	高志保
	809	859	734	1,081	1,002	1,218
	波平	上地	都屋	喜名	親志	座喜味
	2,007	74	535	1,636	149	1,253
	横田	楚辺	大添	大木	伊良皆	牧原
	542	1,905	547	677	718	220
	長田	渡具知	古堅	大湾	比謝缸	比謝
	76	785	548	533	111	313
	総人口	加入者	未加入	加入率		
	42,294	18,325	23,969	43.3%		

世帯数 (世帯)	長浜	瀬名波	儀間	渡慶次	宇座	高志保
	346	360	290	437	422	468
	波平	上地	都屋	喜名	親志	座喜味
	814	27	202	657	66	515
	横田	楚辺	大添	大木	伊良皆	牧原
	209	817	236	285	284	88
	長田	渡具知	古堅	大湾	比謝缸	比謝
	32	319	247	226	50	137
	総世帯	加入世帯	未加入	加入率		
	18,217	7,532	10,685	41.3%		

民生委員・児童委員充足率

区域	定数(人)	委嘱数(人)	充足率(%)
全体	78	67	85.9%
読谷中学校区	42	42	100.0%
古堅中学校区	36	25	69.4%

令和8年1月現在

②地域の活動状況

地域支え合い活動委員会は、住民同士の支え合い体制の構築に向けて自治会、民生委員・児童委員、地域協力員との協働で要配慮者の把握、気かけ活動の環境整備を行っています。

ゆいまーる共生事業は、各自治会を拠点として、村内23の地域で活動しており、地域のボランティアによって自主的に運営されています。

地域支え合い活動委員会・ゆいまーる共生事業活動状況

地域名	支え合い活動委員会	ゆいまーる共生事業 (令和5年4月現在)	
	支え合い体制づくり関係者	グループ名	ボランティア 人数(人)
長浜	自治会長、民生委員、地域協力員、福祉課	長浜浜への会	50
瀬名波	自治会長、公民館職員、民生委員、地域代表、福祉課瀬名波駐在所	瀬名波泉の会	65
儀間	自治会長、公民館職員、民生委員、老人会代表、ゆいまーる代表、福祉課	儀間寿の会	21
渡慶次	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課、瀬名波駐在所	渡慶次福祉いぶし銀会	37
宇座	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課	宇座銀の会	49
高志保	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課	高志保がじゅまる会	40
波平	自治会長、民生委員、老人会長、ゆいまーる会長、ゆいまーる健康チェック、地域協力員、村議、福祉課	波平くとぶち会	38
上地	自治会長、民生委員、福祉課	-	-
都屋	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員ゆいまーる会長、福祉課	都屋アカター岬の会	15
喜名	自治会長、公民館職員、民生委員	喜名福寿会	42
親志	自治会長、民生委員、福祉課	親志多幸山の会	15
座喜味	自治会長、公民館職員、民生委員、福祉課	座喜味城寿の会	16
横田	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課	横田がんじゅう会	28
楚辺	自治会長、民生委員、福祉課、楚辺駐在所	楚辺クラガー会	53
大添	自治会長、公民館職員、民生委員、福祉課	大添萬代会	26
大木	自治会長、公民館職員、民生委員、福祉課	大木わかさ会	30
伊良皆	自治会長、公民館職員、民生委員、福祉課	伊良皆寿楽の会	20
牧原	自治会長、民生委員、福祉課 ※2地域合同開催	牧原ときわ松の会	21
長田		長田わかば会	6
渡具知	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課	渡具知泊城の会	34
古堅	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課	古堅あけぼの会	15
大湾	自治会長、公民館職員、民生委員、福祉課	大湾わぶくの会	6
比謝缸	※2地域合同開催	比謝川の会	15
比謝	自治会長、公民館職員、民生委員、地域協力員、福祉課	比謝ゆうなの会	28

ボランティア団体(ボランティア団体連絡協議会加入団体): 令和6年度

ゆいまーる共生事業	ユンタンザ歌の会	更生保護女性会
配達ボランティア	手話サークル「ゆんたんじゃ」	家庭倫理の会 読谷支部
読谷村赤十字奉仕団	手話サークル「花織」	リーディングサービス「ともしび」
要約筆記サークル「ほほえみ」		

2

村民意識調査

(1) 調査概要

①目的

「第4次読谷村地域福祉計画・読谷村地域福祉活動計画」を策定するにあたり、村民の地域福祉に関する意識や地域活動への参加状況、地域福祉推進における課題を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として住民意識調査を実施しました。

②調査対象及び調査実施方法、配布・回収状況

住民	
調査対象	読谷村在住の18歳～70代 無作為抽出1,600人
調査方法	郵送配付、郵送回収
調査期間	令和7年10月1日～10月20日(返送締切)
回収状況	回収数556件 回収率34.8% 有効回収数:548件 ※最終受付10月31日

【グラフ・表の見方】

※単一回答における構成比(%)は、回答人数を分母として算出しています。

※百分比の小数第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合があります。

※表記中の(n=●)は、回答者数を表しており、無回答者を除いている場合があります。

※グラフ中の値は、レイアウトの関係上省略している場合があります。

※自由記述については、要約または一部抜粋して表示しています。

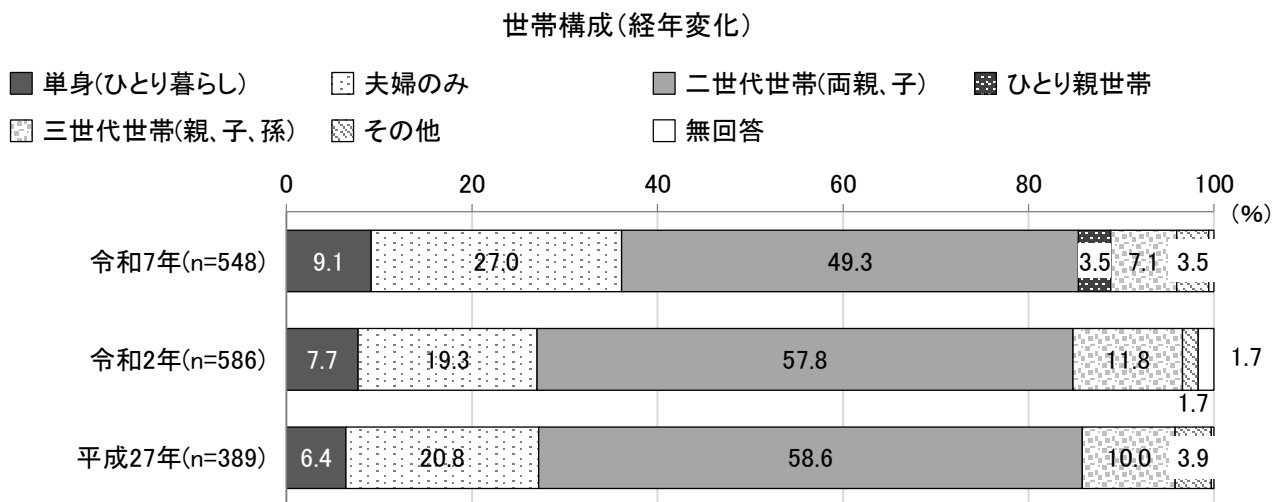
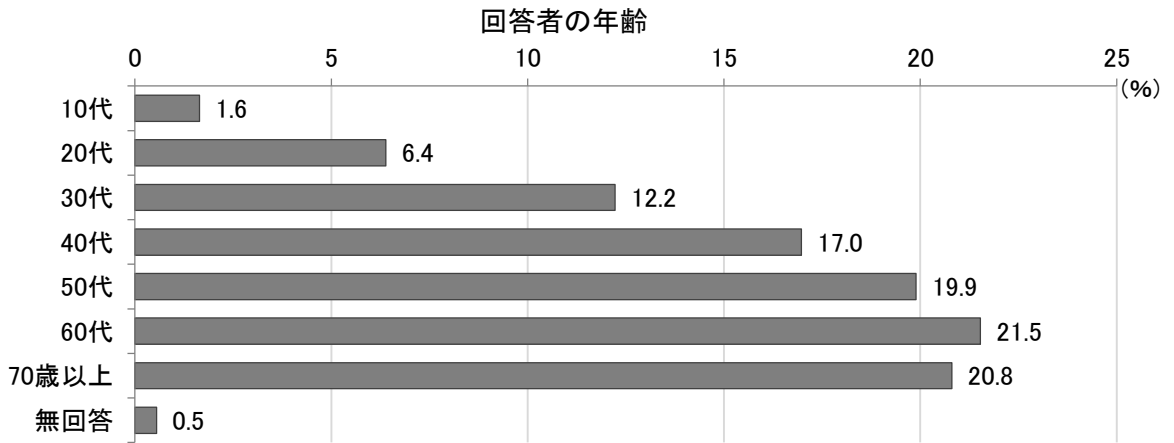
(2) 回答者の状況

①年齢と世帯構成

回答者年齢は40代以上が79.2%を占め、60代が最も高く21.5%となっています。

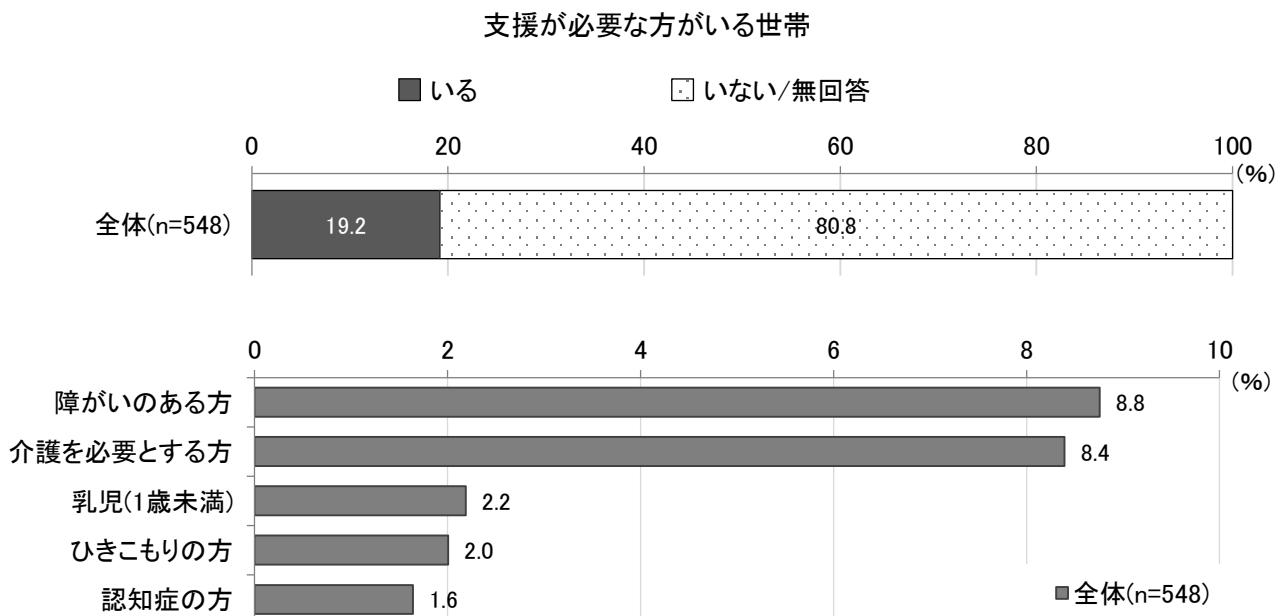
世帯構成については、「二世帯世帯(両親、子)」の割合が最も高く49.3%となっています。平成27年度と比較すると「二世帯世帯(両親、子)」は9.3ポイント減少し、「夫婦のみ」の世帯は6.2ポイント増加しています。

また、「単身(ひとり暮らし)」世帯も増加傾向にあり、60代では14.4%、70代では10.5%となっています。



②世帯の支援ニーズ

全世界のうち「支援が必要な方がいる」世帯は19.2%で、「障がいのある方」が最も高く8.8%、次いで「介護を必要とする方」が8.4%となっています。

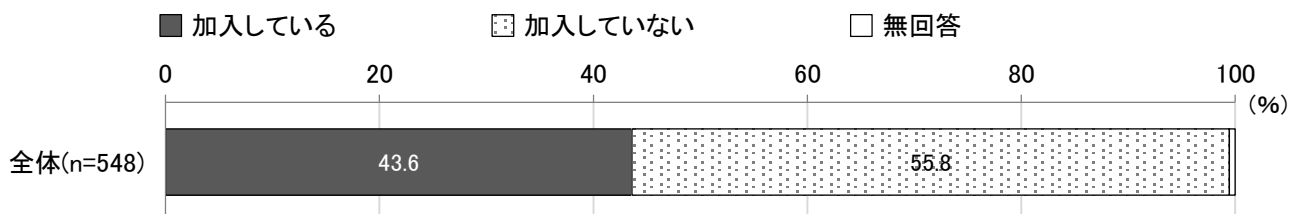


(3) 地域とのつながり、支え合いの基盤

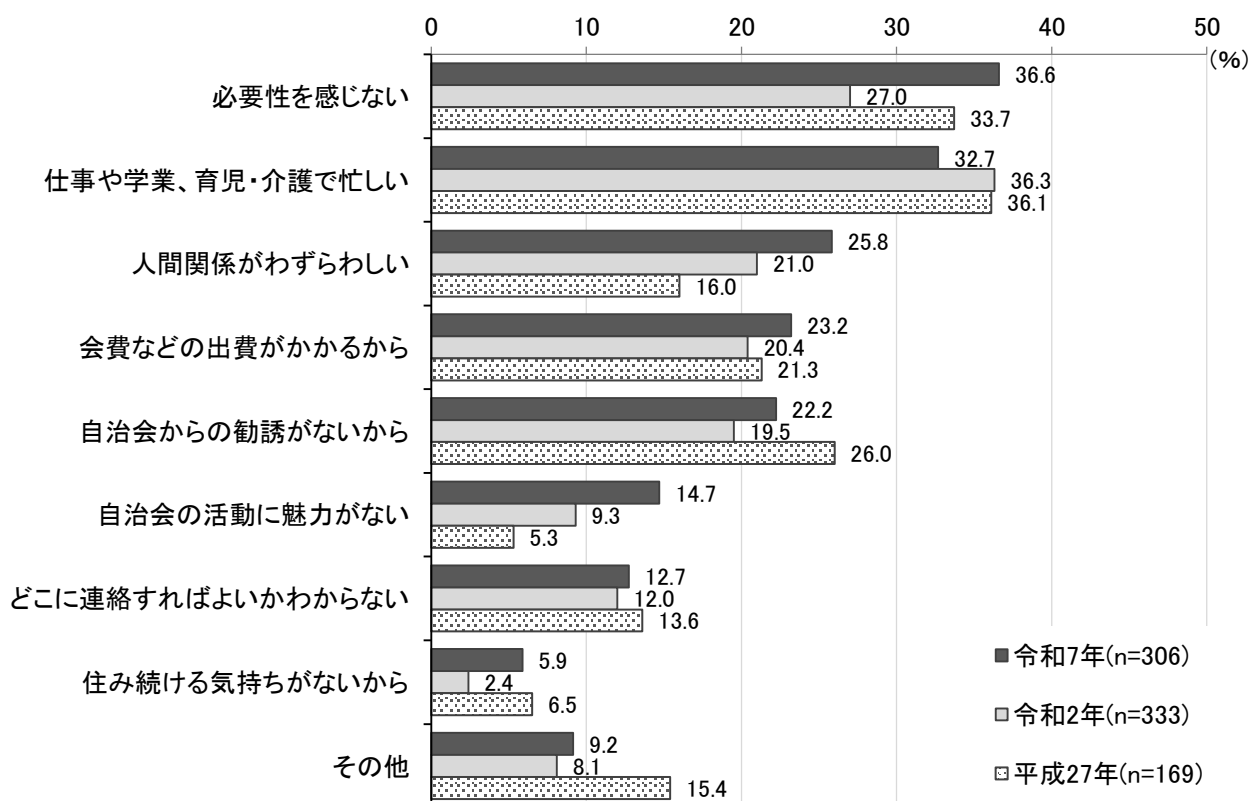
①自治会

自治会加入率は、43.6%と半数を下回り、自治会に入っていない理由としては、「必要性を感じない」が36.6%と最も高く、これまで最も高い理由であった「仕事や学業、育児・介護で忙しい」を上回っています。

自治会加入率(経年変化)



自治会に入っていない方の理由(経年変化)

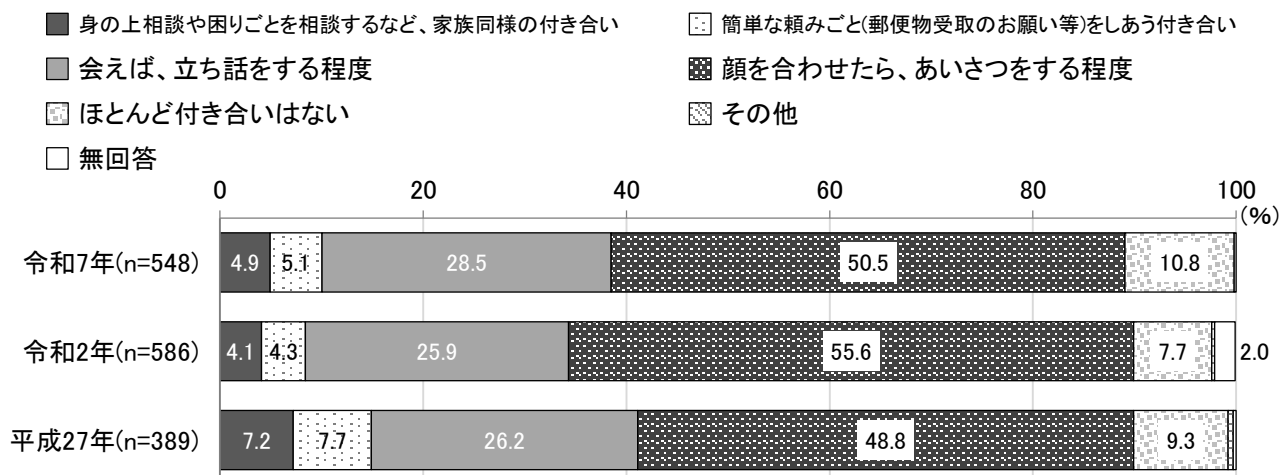


②近所付き合い

近所付き合いは、「顔を合わせたら、あいさつをする程度」の割合が最も高く50.5%を占めています。次いで「会えば、立ち話をする程度」が28.5%となっています。

経年変化をみると、「身の上相談や困りごとを相談するなど、家族同様の付き合い」や「簡単な頼みごと(郵便物のお願い等)をしあう付き合い」などの親しい付き合いの割合は、コロナの影響で低下し、ほとんど回復していません。一方で、「ほとんど付き合いはない」世帯は10.8%となっています。

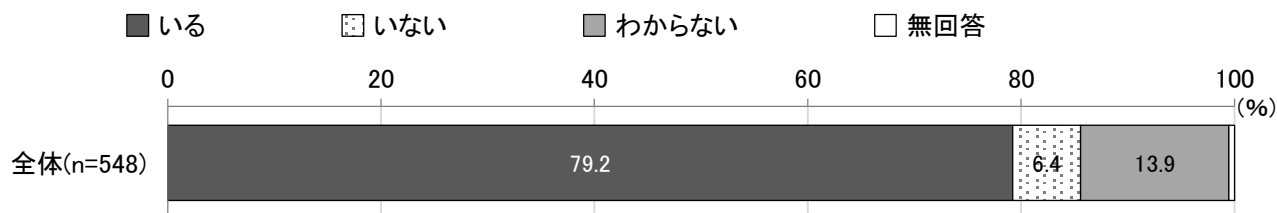
近所付き合い(経年変化)



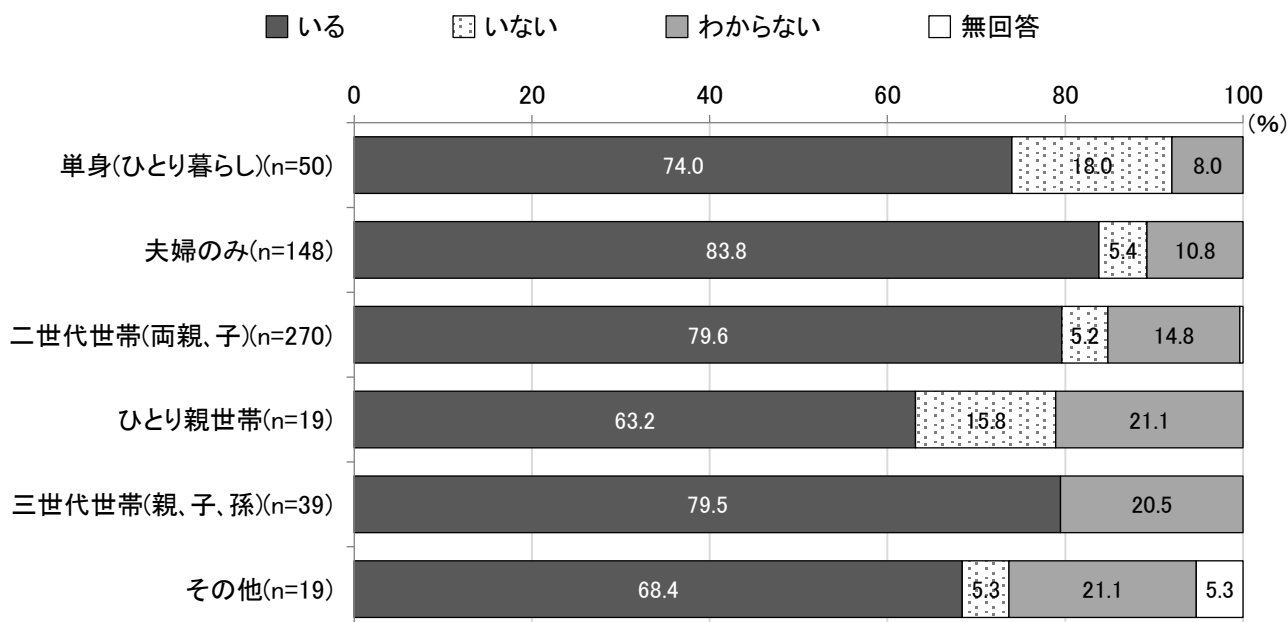
③身近に助けてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方がいるか

「身近に助けてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方がいるか」という設問では、「いない」「わからない」と回答した人は約2割となっており、世帯別にみると、「単身(ひとり暮らし)」や「ひとり親世帯」で「いない」と回答する割合が高くなっています。

身近に助けてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方がいるか(全体)



身近に助けてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方がいるか(世帯構成別)

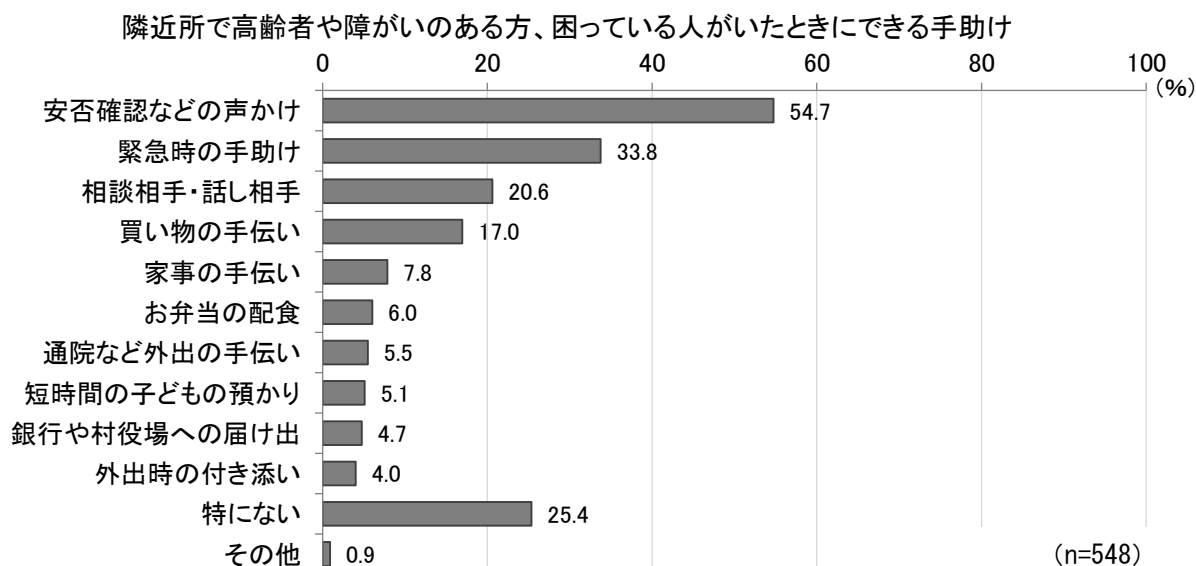
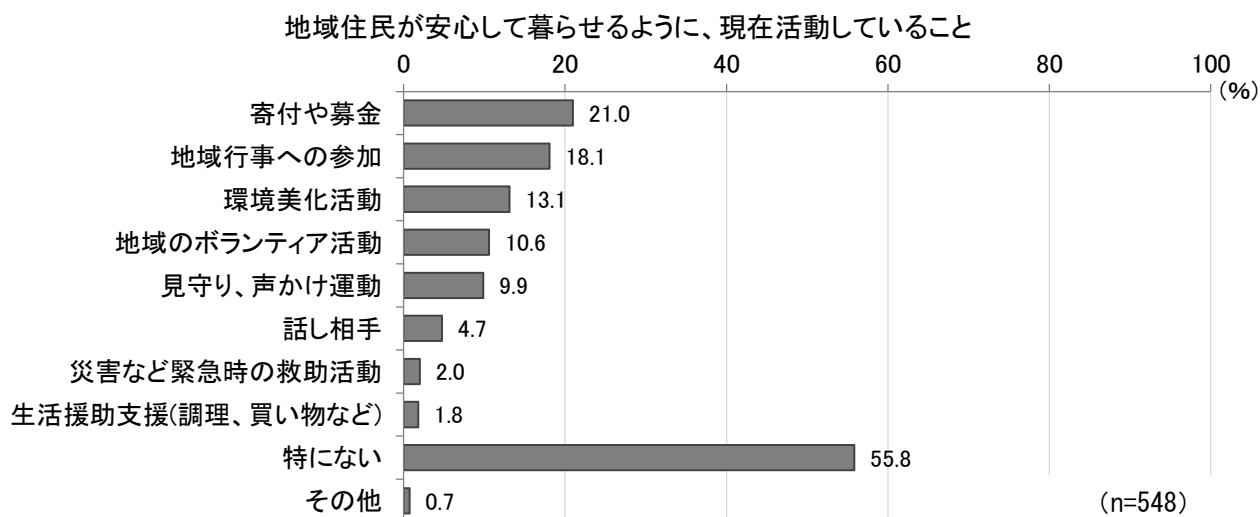


(4) 地域活動

①地域住民の自主的な活動について

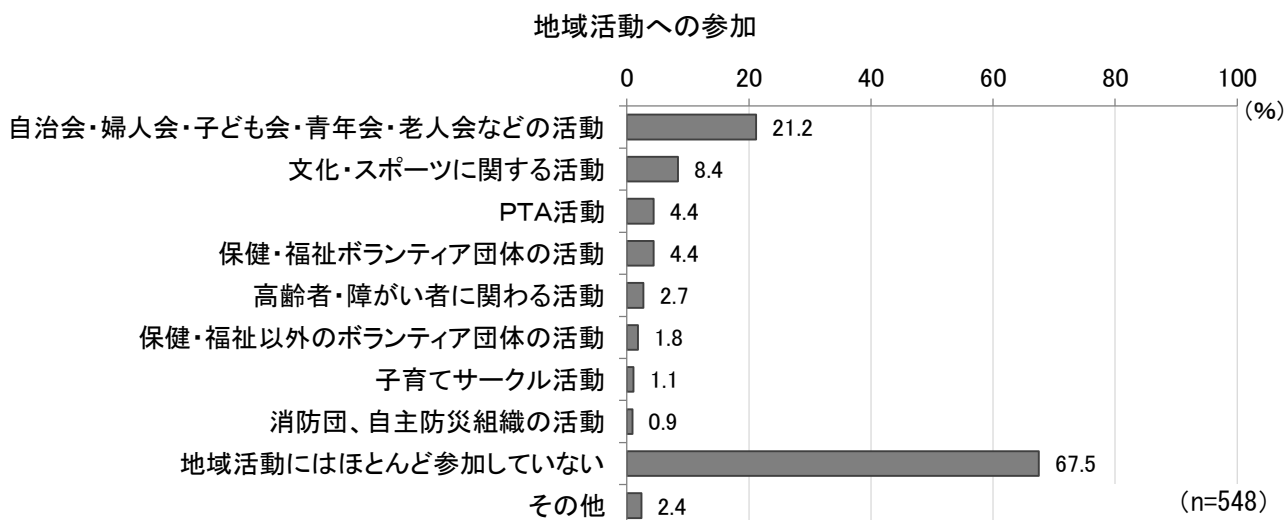
地域住民が安心して暮らせるように現在取り組んでいる活動について、「特にない」と回答した人が55.8%と過半数を占めました。一方で、「寄付や募金」が21.0%、「地域行事への参加」が18.1%、「環境美化活動」が13.1%と、比較的取り組みやすい活動には一定の参加が見られます。

また、隣近所で高齢者や障がいのある方、困っている方がいたときにできる手助けについて、「安否確認などの声かけ」や「緊急時の手助け」といった、緊急性の高い支援への意向が比較的高くなっています。

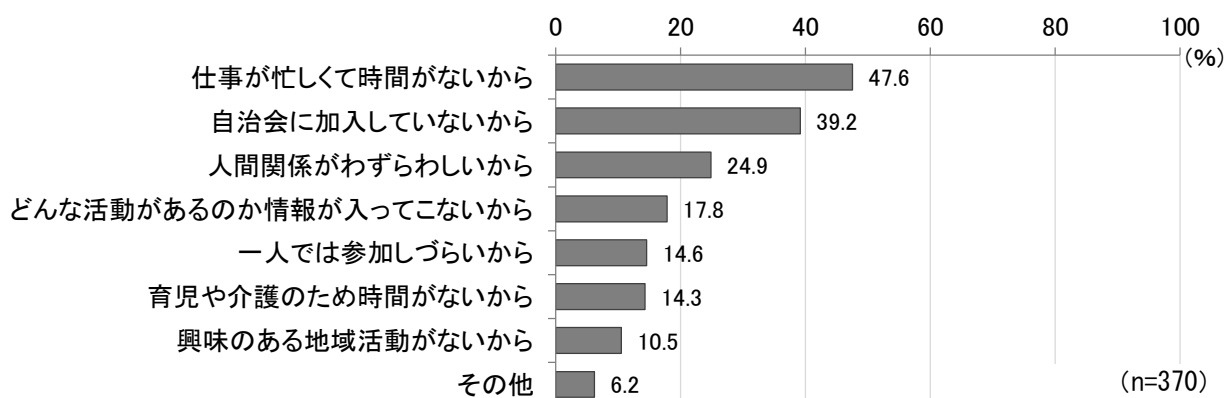


②地域活動への参加

地域活動への参加は、「地域活動にほとんど参加していない」と回答した方が67.5%となっており、参加していない理由は、「仕事が忙しくて時間がないから」が47.6%と最も高くなっています。



地域活動に参加していない理由



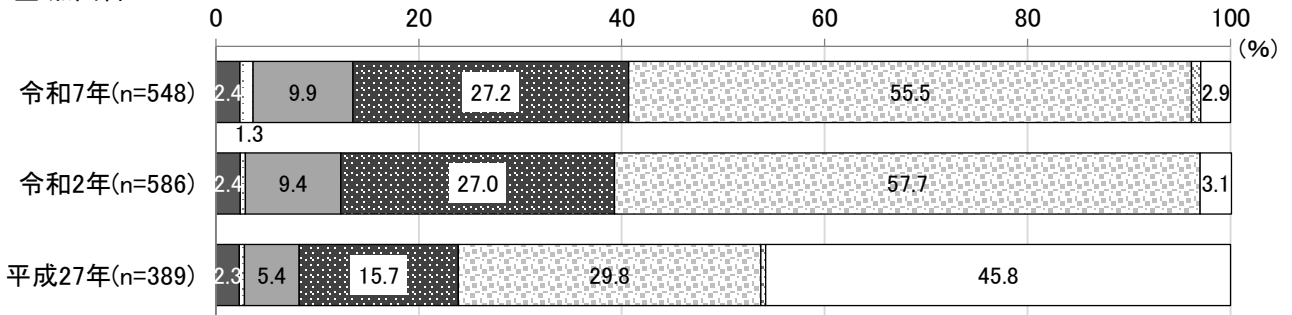
②地域支え合い活動委員会、ゆいまーる共生事業

「地域支え合い活動委員会」の活動を知っている方（「活動を運営・支援する立場として参加している」と「この活動による支援を受けている」と「参加や支援は受けていないが、名前も取り組み内容も知っている」の合計）は13.6%に留まり、5割以上の住民が「名前も聞いたことがない」と回答しています。

「ゆいまーる共生事業」については「知っていて、ボランティアとして参加したことがある」が4.4%と前回調査時より微増しているものの、全体の認知度（「知っていて、参加したことがある」と「知っていて、ボランティアとして参加したことがある」と「知っている（聞いたことがある）が参加したことはない」の合計）は32.2%と前回調査時とほぼ変わらず、6割以上の住民が「まったく知らない」と回答しています。

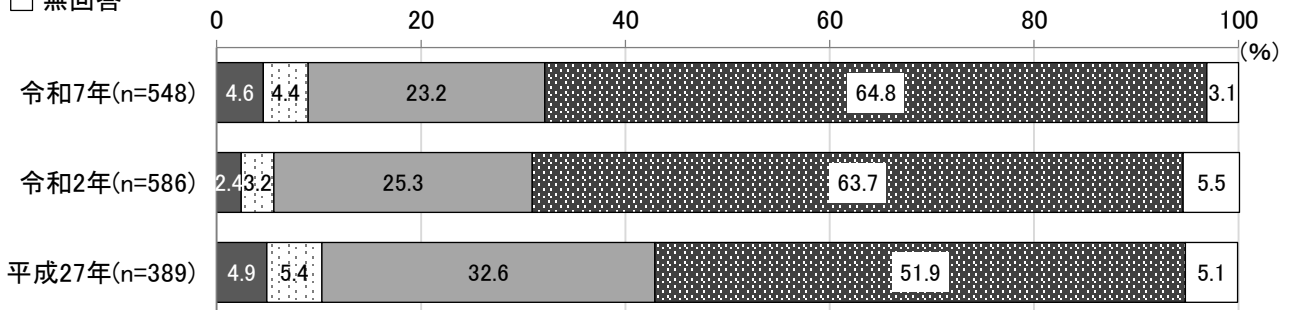
「地域支え合い活動委員会」の認知度(経年変化)

- 活動を運営・支援する立場として参加している
- 参加や支援は受けていないが、名前も取り組み内容も知っている
- 名前も聞いたことがない
- 無回答
- この活動による支援を受けている
- 名前は聞いたことがあるが、取り組みの内容は知らない
- その他



「ゆいまーる共生事業」の認知度(経年変化)

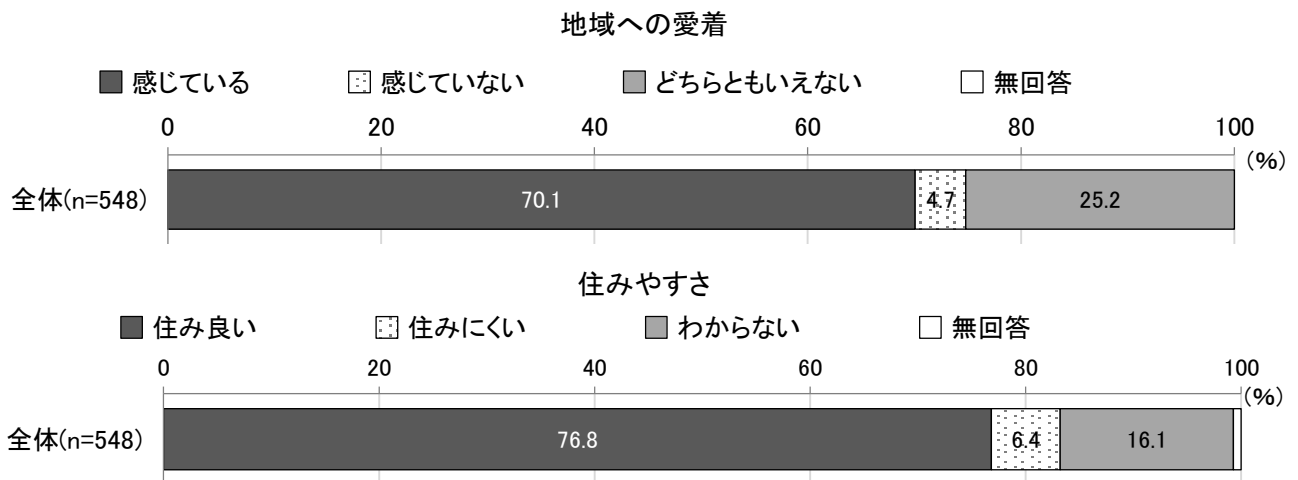
- 知っていて、参加したことがある
- 知っている(聞いたことがある)が、参加したことはない
- 無回答
- 知っていて、ボランティアとして参加したことがある
- まったく知らない



(5) 地域での暮らしの現状

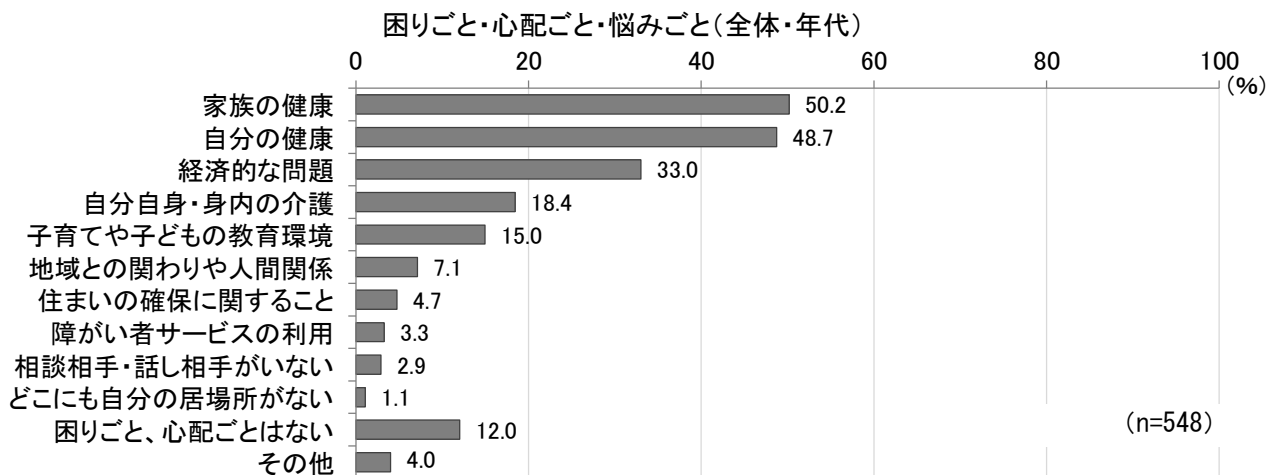
①地域への愛着と住みやすさ

70.1%の住民が地域へ愛着を感じており、76.8%が「住み良い」と感じています。



②生活上の悩みや不安

「困りごと・心配ごと・悩みごと」では、「家族の健康」が50.2%と最も高く、次いで「自分の健康」が48.7%「経済的な問題」が33.0%となっています。30代以上の約半数が健康問題を最大の不安として挙げており、特に60代以上で「自分の健康」が特に高く、高齢化に伴う身体的な不安が顕在化しています。また30代の約半数が「経済的な問題」を挙げています。



	10代 (n=9)	20代 (n=35)	30代 (n=67)	40代 (n=93)	50代 (n=109)	60代 (n=118)	70歳以上 (n=114)
家族の健康	11.1	37.1	49.3	51.6	52.3	53.4	51.8
自分の健康	22.2	31.4	37.3	45.2	45.9	55.1	61.4
経済的な問題	33.3	31.4	47.8	36.6	38.5	25.4	25.4
自分自身・身内の介護	11.1	14.3	9.0	19.4	23.9	24.6	14.0
子育てや子どもの教育環境	0.0	8.6	35.8	39.8	9.2	2.5	4.4
地域との関わりや人間関係	0.0	8.6	6.0	12.9	5.5	5.9	6.1
住まいの確保に関する事	0.0	2.9	9.0	4.3	6.4	5.9	0.9
障がい者サービスの利用	11.1	2.9	7.5	4.3	2.8	2.5	0.0
相談相手・話し相手がない	0.0	11.4	3.0	5.4	1.8	0.8	1.8
どこにも自分の居場所がない	0.0	5.7	1.5	1.1	0.9	0.8	0.0
困りごと、心配ごとはない	33.3	25.7	10.4	11.8	10.1	11.9	8.8
その他	0.0	2.9	3.0	5.4	2.8	6.8	2.6

(%)

③地域環境・利便性

住まいの地域や周辺環境では、「病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている」について『そう思わない（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）』は48.0%となっています。

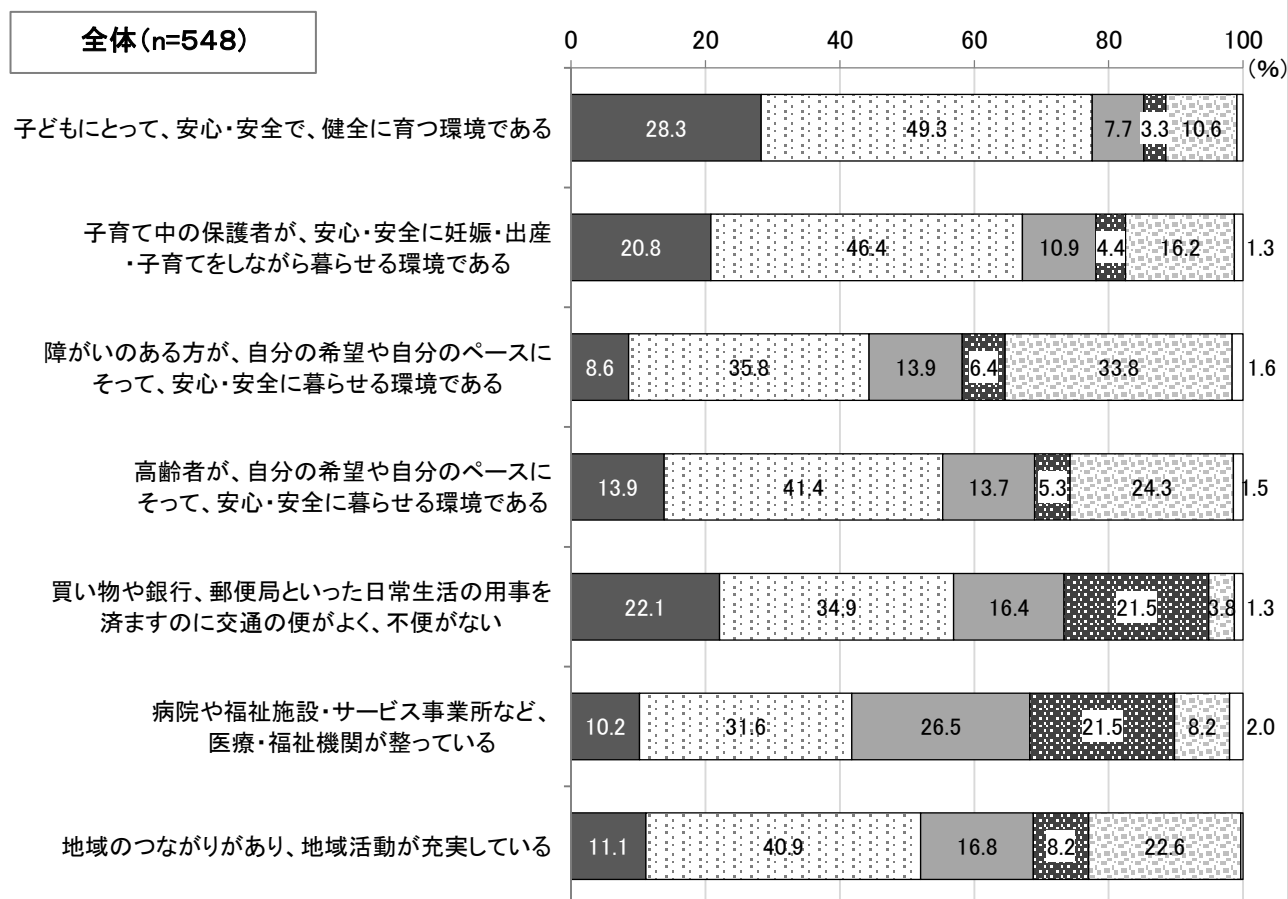
地域別にみると、喜名小学校区では「病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている」は6割が『そう思わない』と回答しており、医療・福祉資源へのアクセスや充実度に対し、住民が不満を感じていることが分かります。

「買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく、不便がない」の項目では、古堅小学校区は『そう思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）』は65.8%であるのに対し、渡慶次小学校区では「そう思う」は44.7%と、生活利便性に関して地域差があることが分かります。

また、「地域のつながりがあり、地域活動が充実している」では、『そう思う』は全体の52.0%にとどまっています。

お住まいの地域や周辺環境について

- そう思う
- ▨ どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- ▨ そう思わない
- ▨ わからない
- 無回答



渡慶次小学校区 (n=105)

子どもにとって、安心・安全で、健全に育つ環境である

子育て中の保護者が、安心・安全に妊娠・出産・子育てをしながらか暮らせる環境である

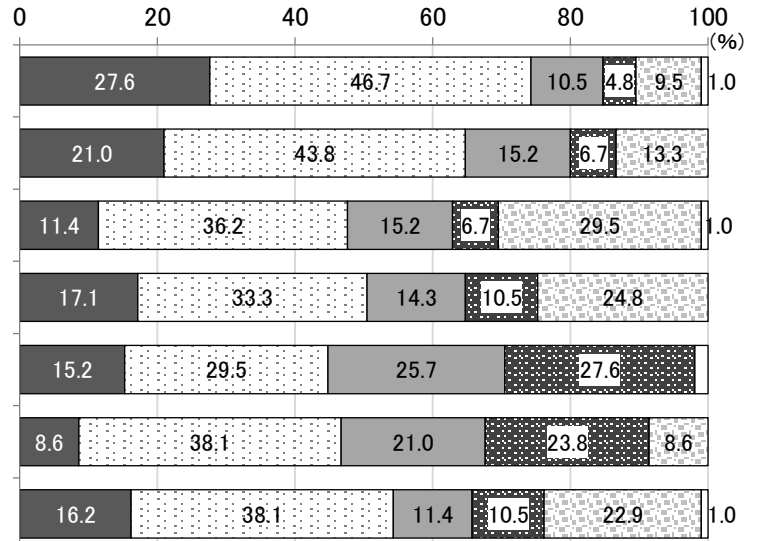
障がいのある方が、自分の希望や自分のペースにそつて、安心・安全に暮らせる環境である

高齢者が、自分の希望や自分のペースにそつて、安心・安全に暮らせる環境である

買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく、不便がない

病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている

地域のつながりがあり、地域活動が充実している



古堅小学校区 (n=149)

子どもにとって、安心・安全で、健全に育つ環境である

子育て中の保護者が、安心・安全に妊娠・出産・子育てをしながらか暮らせる環境である

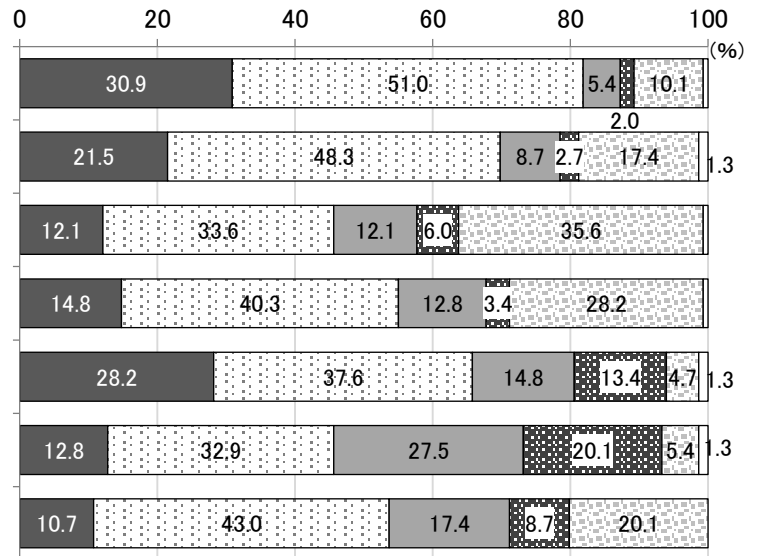
障がいのある方が、自分の希望や自分のペースにそつて、安心・安全に暮らせる環境である

高齢者が、自分の希望や自分のペースにそつて、安心・安全に暮らせる環境である

買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく、不便がない

病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている

地域のつながりがあり、地域活動が充実している



■ そう思う □ どちらかといえばそう思う ▨ どちらかといえばそう思わない ▩ そう思わない □ わからない □ 無回答

読谷小学校区 (n=113)

子どもにとって、安心・安全で、健全に育つ環境である

子育て中の保護者が、安心・安全に妊娠・出産・子育てをしながらか暮らせる環境である

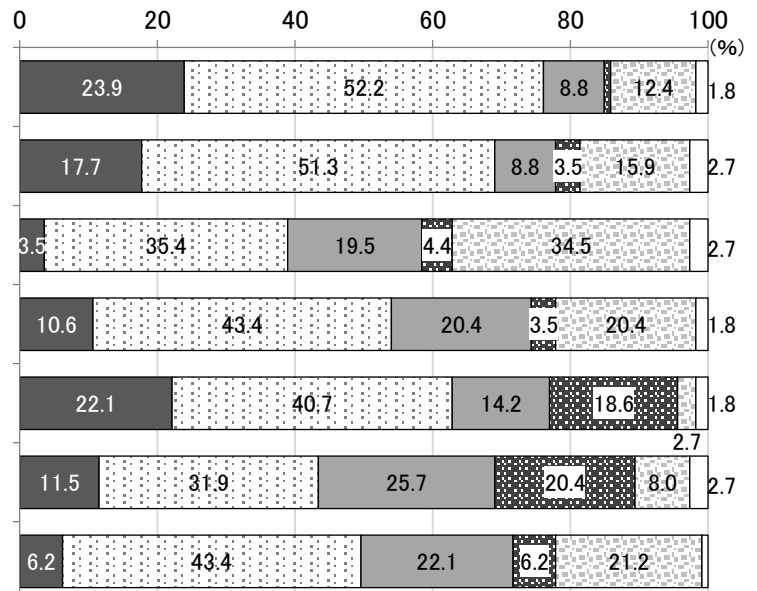
障がいのある方が、自分の希望や自分のペースにそつて、安心・安全に暮らせる環境である

高齢者が、自分の希望や自分のペースにそつて、安心・安全に暮らせる環境である

買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく、不便がない

病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている

地域のつながりがあり、地域活動が充実している



喜名小学校区 (n=98)

子どもにとって、安心・安全で、健全に育つ環境である

子育て中の保護者が、安心・安全に妊娠・出産・子育てをしながら暮らせる環境である

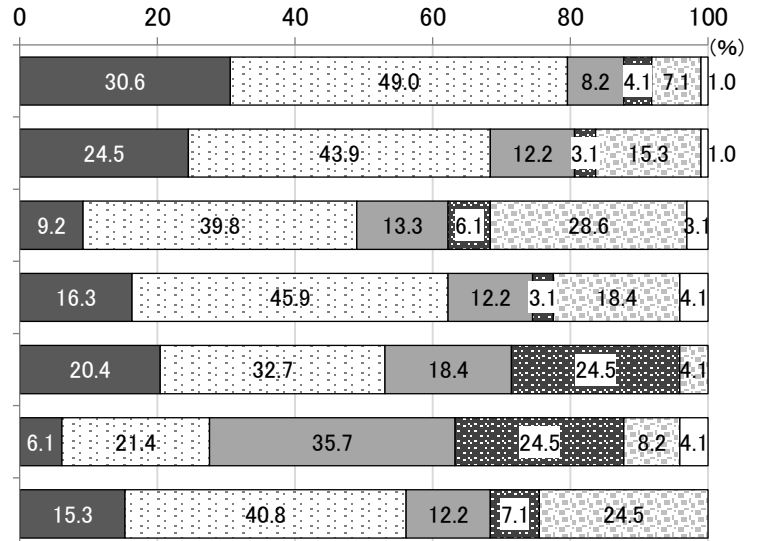
障がいのある方が、自分の希望や自分のペースにそって、安心・安全に暮らせる環境である

高齢者が、自分の希望や自分のペースにそって、安心・安全に暮らせる環境である

買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく、不便がない

病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている

地域のつながりがあり、地域活動が充実している



古堅南小学校区 (n=82)

子どもにとって、安心・安全で、健全に育つ環境である

子育て中の保護者が、安心・安全に妊娠・出産・子育てをしながら暮らせる環境である

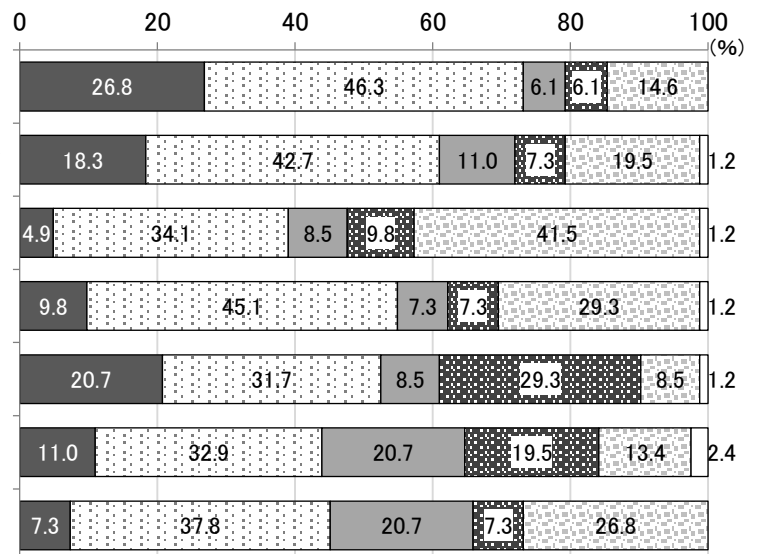
障がいのある方が、自分の希望や自分のペースにそって、安心・安全に暮らせる環境である

高齢者が、自分の希望や自分のペースにそって、安心・安全に暮らせる環境である

買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく、不便がない

病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている

地域のつながりがあり、地域活動が充実している

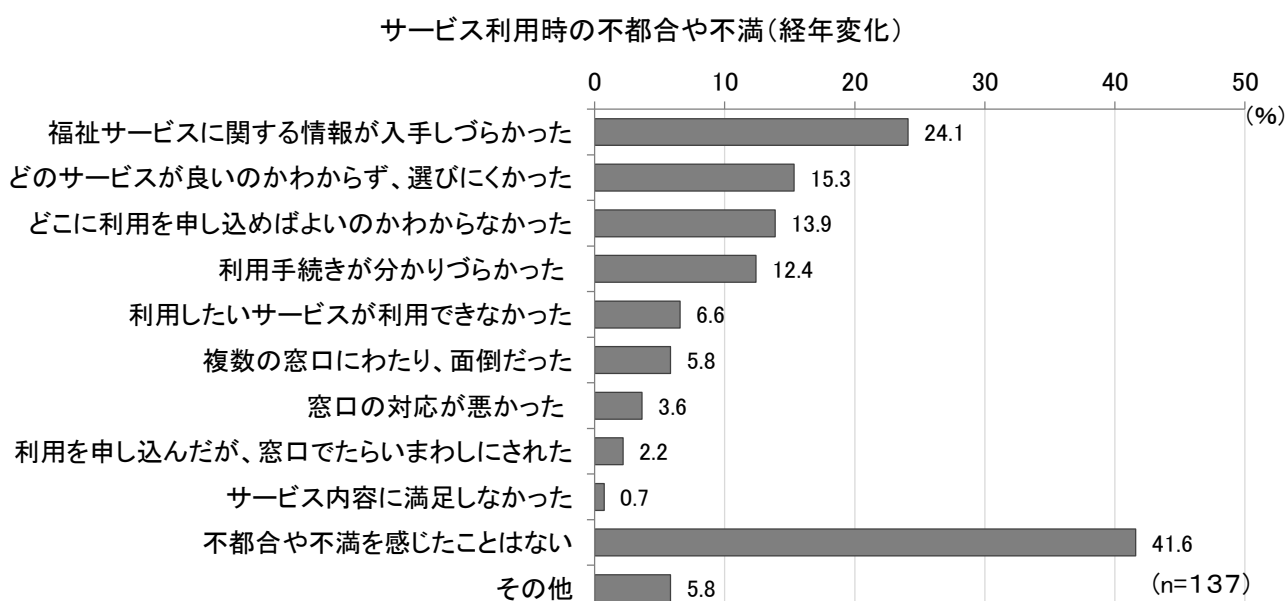
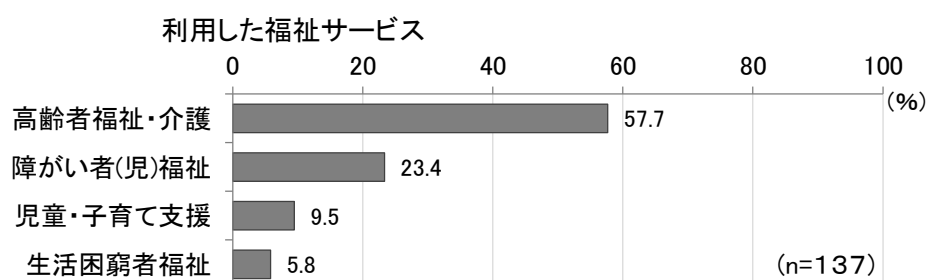
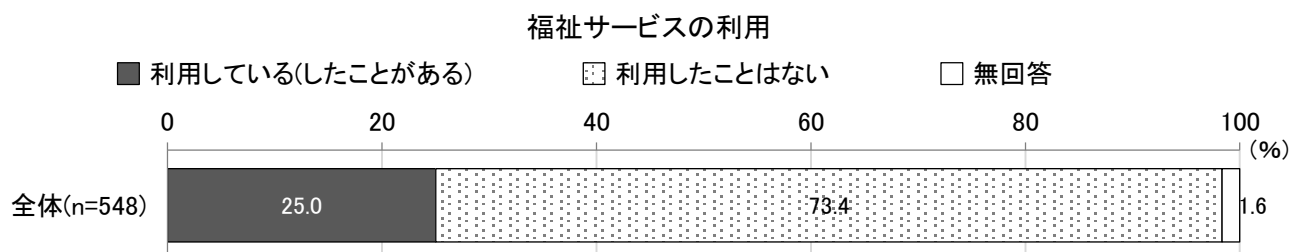


(6) 福祉や福祉サービス

①福祉サービスの利用

福祉サービスの利用者は25.0%となっており、利用した福祉サービス別にみると「高齢者福祉・介護」が57.7%と最も高くなっています。

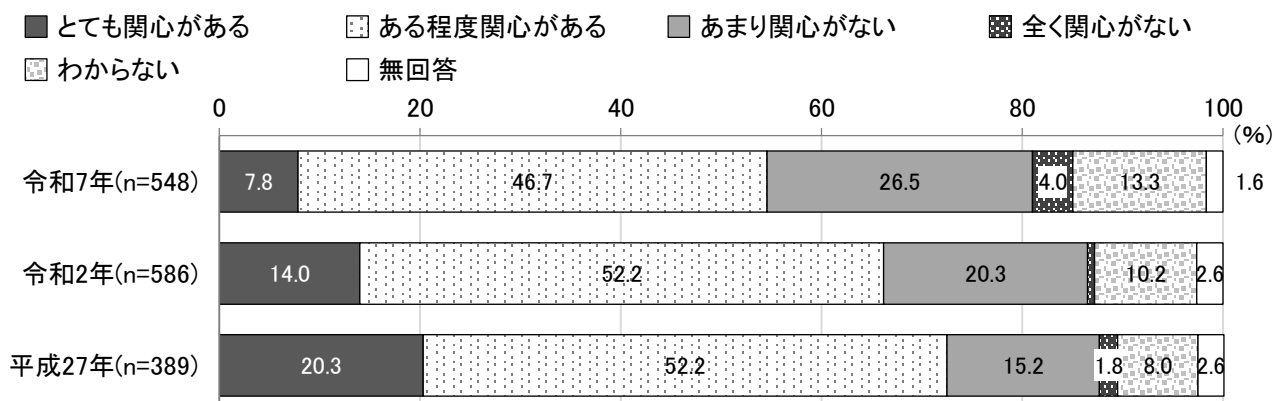
サービス利用時の不都合や不満について、「不都合や不満を感じたことはない」が4割を占めています。一方で、不満を感じた人の理由としては、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が24.1%と最も高くなっています。



②福祉への関心

住民の福祉への関心については、『関心がある（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）』と回答した人が、54.5%となっていますが、平成27年と比較すると『関心がある』は18.0ポイント減少しています。「あまり関心がない」「全く関心がない」とする無関心層は、令和2年の21.0%から令和7年では30.5%となっており、全体的に福祉への関心が低下している現状がみられます。

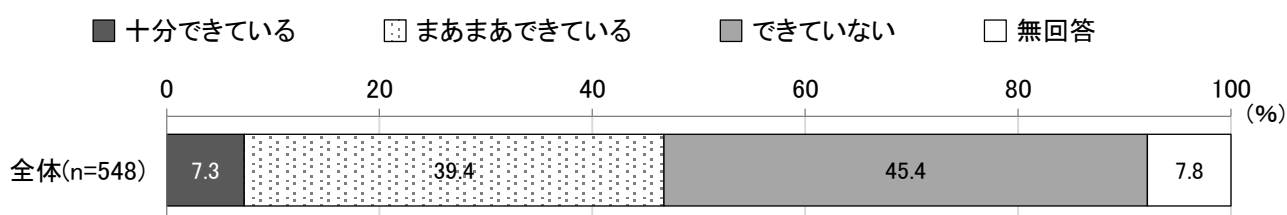
「福祉」への関心(経年変化)



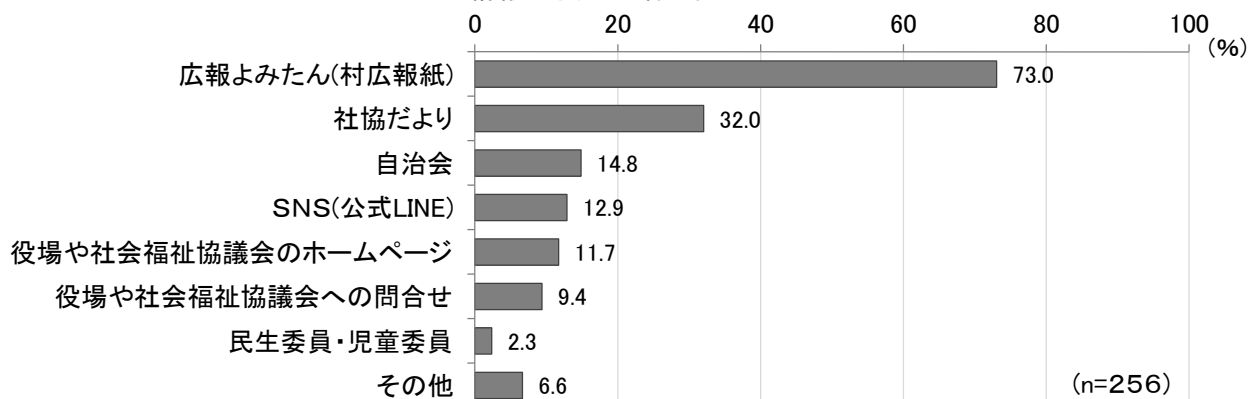
③福祉に関する情報

福祉に関する情報の入手状況を見ると、「できていない」と回答した人が45.4%、「十分できている」はわずか7.3%にとどまっています。情報入手先では「広報よみたん」が73.0%と最も高くなっています。

福祉に関する情報の入手



情報入手先(全体・年代別)

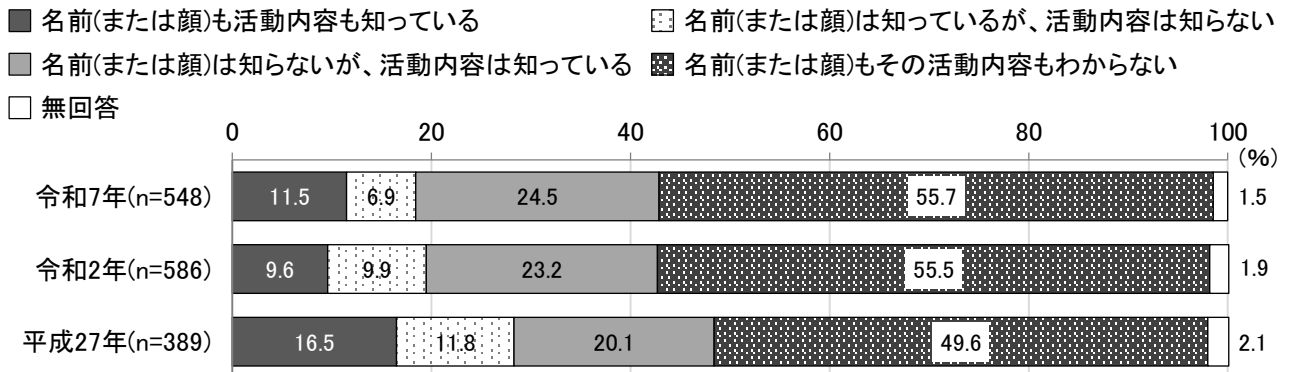


④活動や制度の認知度

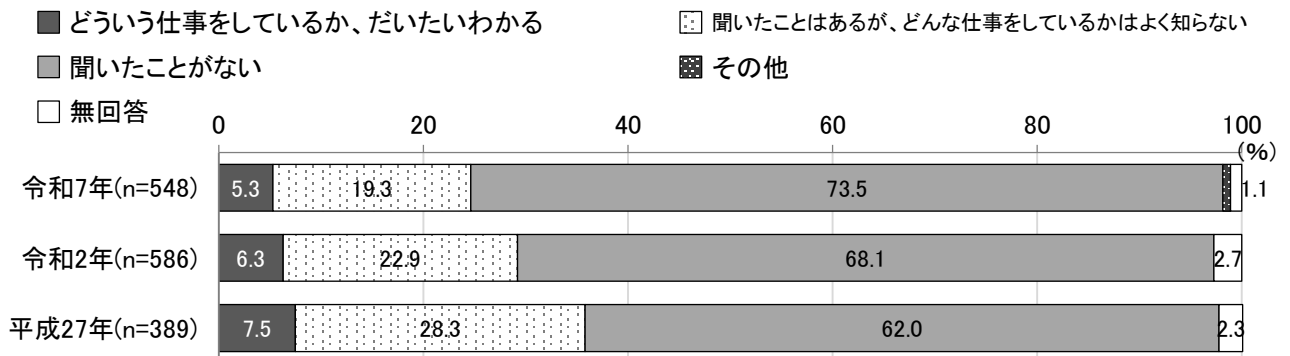
民生委員・児童委員・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

民生委員・児童委員について、「名前（または顔）も活動内容も知っている」と答えた住民は11.5%にとどまり、約半数が「名前（または顔）もその活動内容もわからない」と回答しています。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、73.5%の住民が「聞いたことがない」と回答しています。

民生委員・児童委員の認知度



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の認知度(経年変化)

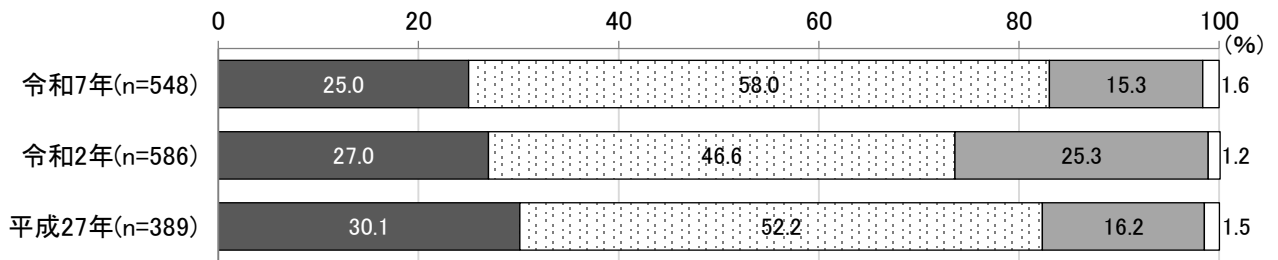


読谷村社会福祉協議会

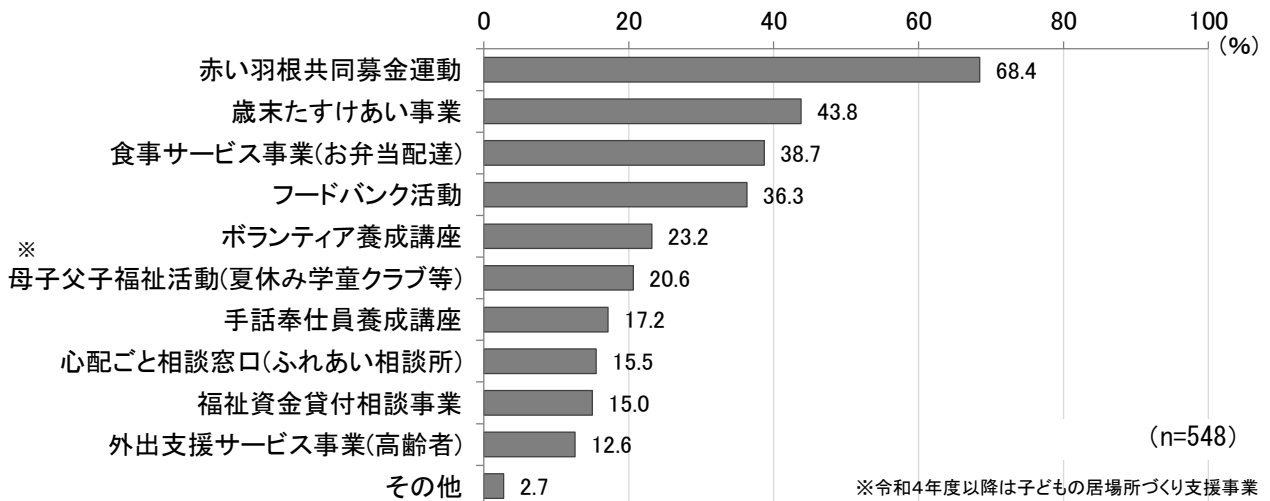
読谷村社会福祉協議会の活動について「名前もどんな仕事をしているのかもわかる（もしくは、だいたいわかる）」が25.0%となっており、平成27年と比較すると5.1ポイント減少しています。

「読谷村社会福祉協議会の活動認知度(経年変化) <第3次計画時の指標>

- 名前もどのような仕事をしているのかもわかる(もしくは、だいたいわかる) □ 名前は聞いたことはあるが、仕事内容はよくわからない
- 名前も聞いたことがない □ 無回答



知っている(聞いたことがある)社会福祉協議会の取り組み

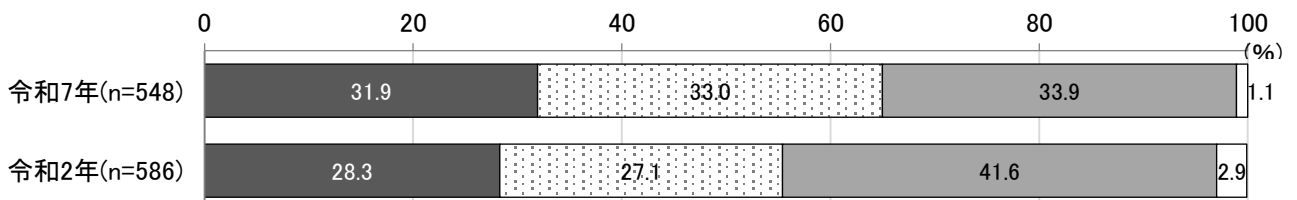


権利擁護制度、生活困窮者自立支援制度

成年後見制度について、「知っている」が31.9%、生活困窮者自立支援制度は、『知っている(「よく知っている」と「少し知っている」の合計)』が54.2%となっています。

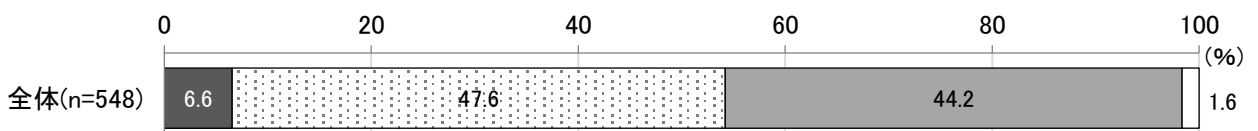
成年後見制度の認知度(経年変化)

- 知っている □ 聞いたことはあるが、詳しい内容まではわからない ■ 知らない □ 無回答



生活困窮者自立支援制度について

- よく知っている □ 少し知っている ■ 知らない □ 無回答

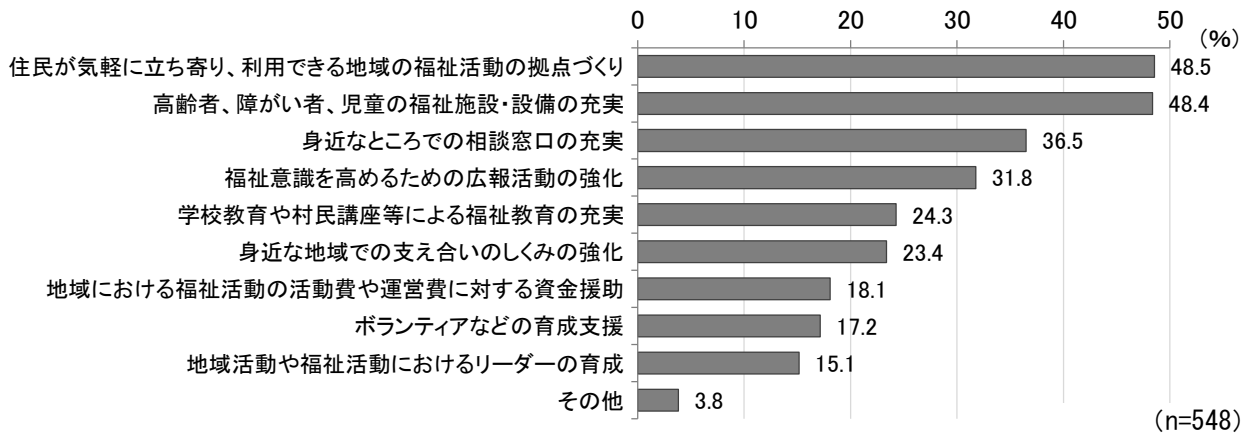


(7) 地域福祉の推進

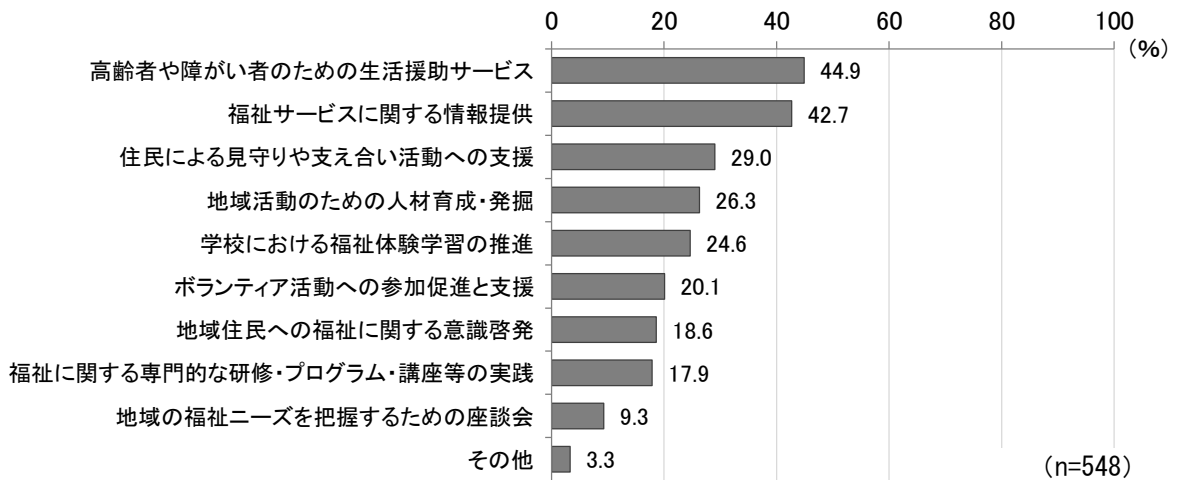
「地域福祉を推進するために優先的に取り組むべき施策」についての設問では、「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が48.5%で最も高く、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設・設備の充実」が48.4%で続いています。

また、「社会福祉協議会が行う活動や支援において、今後充実してほしいもの」では、「高齢者や障がい者のための生活援助サービス」が最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供」となっています。

地域福祉を推進するために優先的に取り組むべき施策



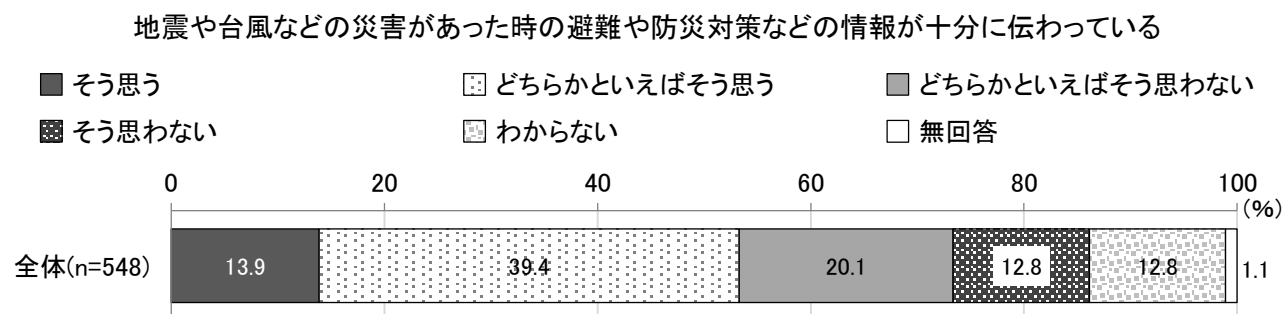
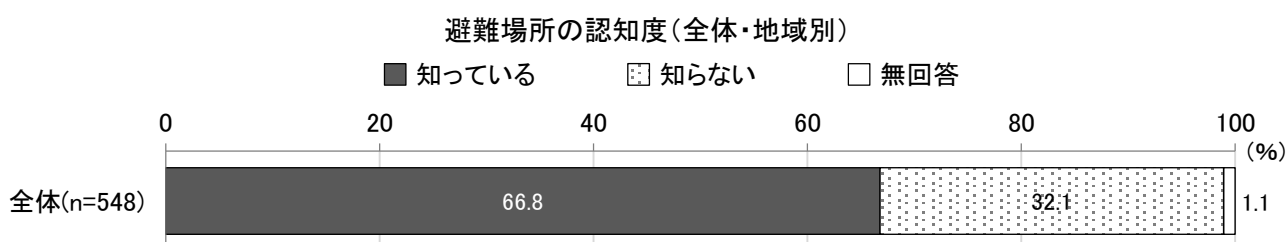
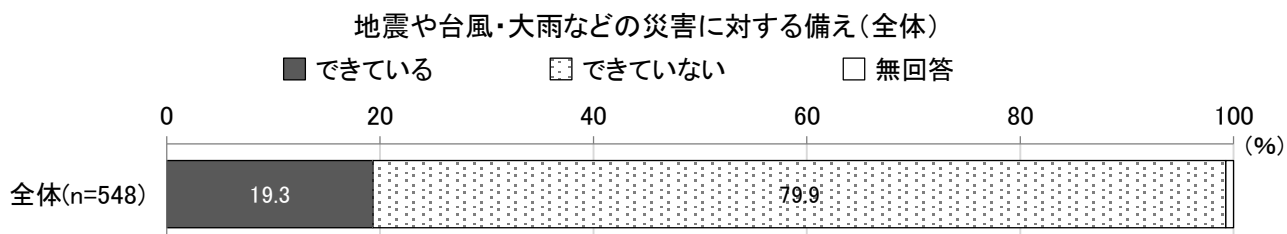
社会福祉協議会が行う活動や支援について、今後、充実してほしいもの



(8) 災害対応

「地震や台風・大雨などの災害に対する備え」については、約8割の住民が不十分と感じ、避難場所は、全体の約3割が「知らない」と回答しています。

また、「地震や台風などの災害があった時の避難や防災対策などの情報が十分に伝わっている」について、全体の3割強が『そう思わない（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）』と回答しています。



3

関係団体調査

(1) 調査概要

①目的

本調査は、第4次読谷村地域福祉計画及び第4次地域福祉活動計画策定業務の策定にあたり、社会福祉関係団体、自治会長、民生委員・児童委員の皆さんがどのような考えを持っているのかを把握し、策定の基礎資料に活用することを目的として実施しました。

②調査対象及び調査実施方法、配布・回収状況

調査名	福祉活動に関するアンケート調査	
調査対象	民生委員・児童委員 55人	
	社会福祉関係団体 8団体	
	社会福祉関係団体（外国人就労施設） 2団体	
	自治会 18団体	
調査方法	民生委員・児童委員	定例会（9月）で配布・回収
	社会福祉関係団体（外国人就労施設を含む）、自治会	郵送配付、郵送回収
調査期間	令和7年10月	

【グラフ・表の見方】

※単一回答における構成比（％）は、回答人数を分母として算出しています。

※百分比の小数第2位を四捨五入しているため、合計は100％にならない場合があります。

※表記中の（n=●）は、回答者数を表しており、無回答者を除いている場合があります。

※グラフ中の値は、レイアウトの関係上省略している場合があります。

※自由記述については、要約または一部抜粋して表示しています。

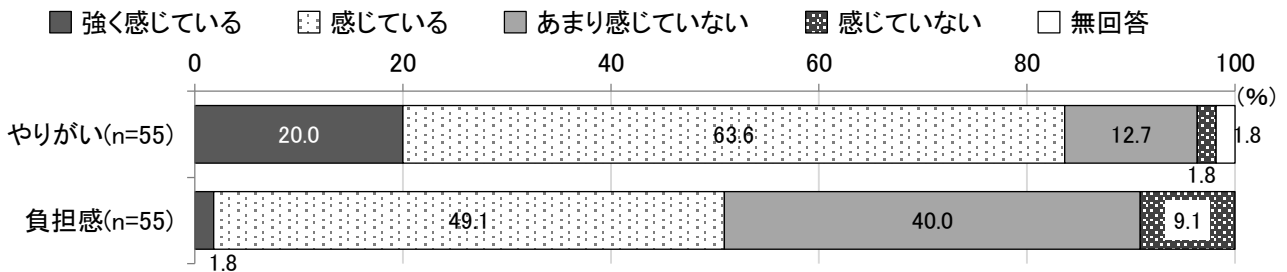
※選択肢が多い場合は、上位の項目のみ表示しています。

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

①活動について

やりがいを『感じている（「強く感じている」と「感じている」の合計）』が、83.6%と高くなっています。一方で、負担感を「感じている」と回答した人も半数近くにのぼっています。

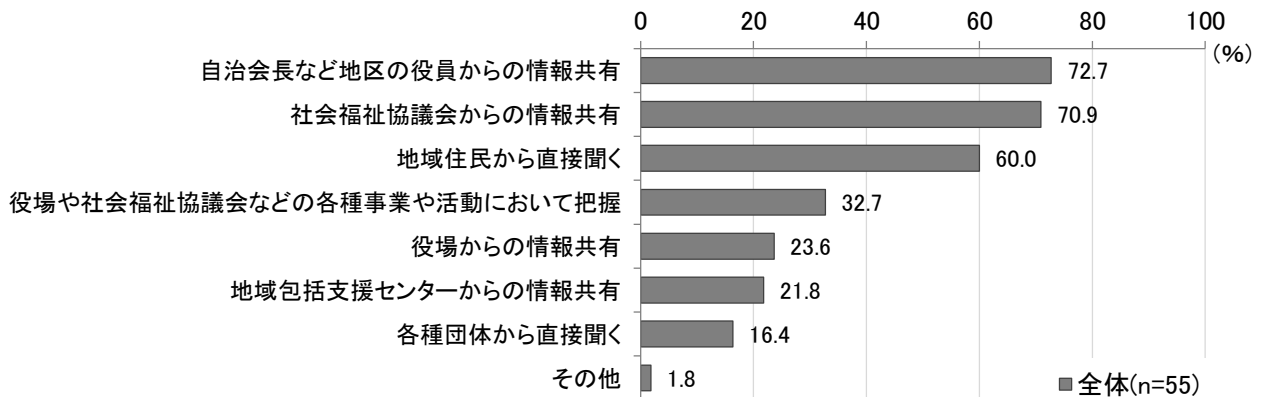
活動について感じること: やりがいと負担感



②地域住民の相談やニーズの把握

「自治会長などの地域の役員からの情報共有」が72.7%と最も高く、次いで「社会福祉協議会からの情報共有」が70.9%となっています。

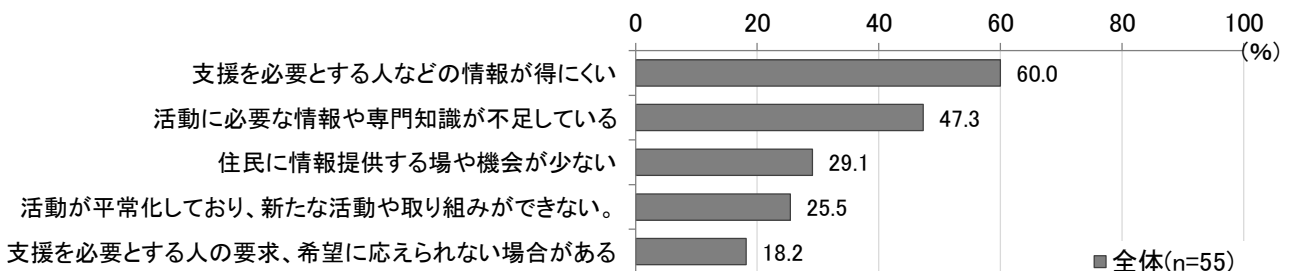
地域住民の相談やニーズの把握



③活動をしていく中での課題や困りごと

困っていることは、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が60.0%と最も高く、次いで「活動に必要な情報や専門知識が不足している」が47.3%となっています。

活動の中で現在困っていること(上位5項目)



その他の意見

困っていること

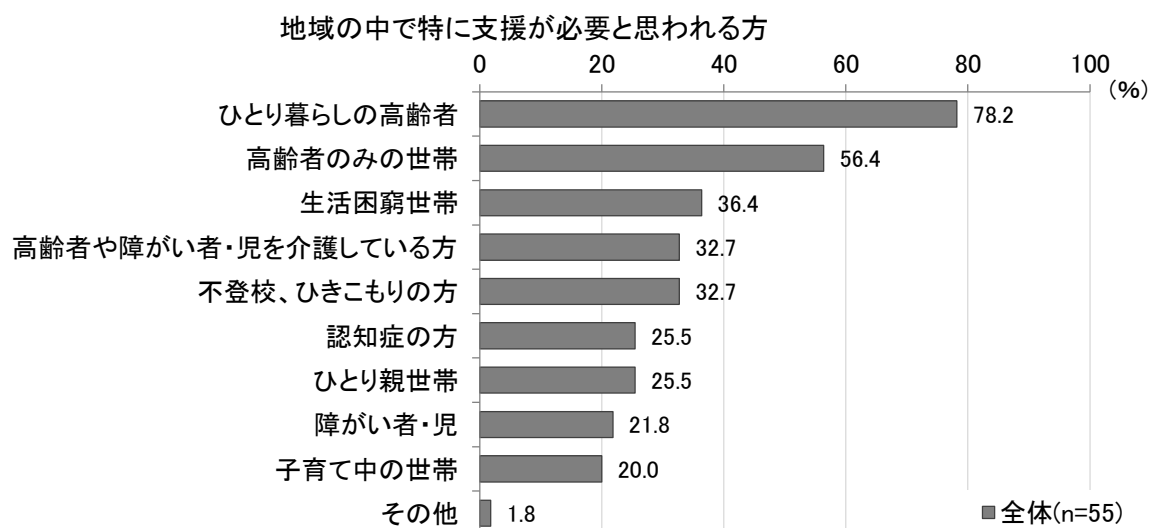
- ・地域住民の交流がないために活動困難
- ・自治会未加入世帯の増加による支援対象者の把握困難、未加入者の苦情や協力が得られないこと

要望

- ・相談体制の充実、ネットワーク構築
- ・ひとり暮らしの高齢者や気になる世帯への見守り

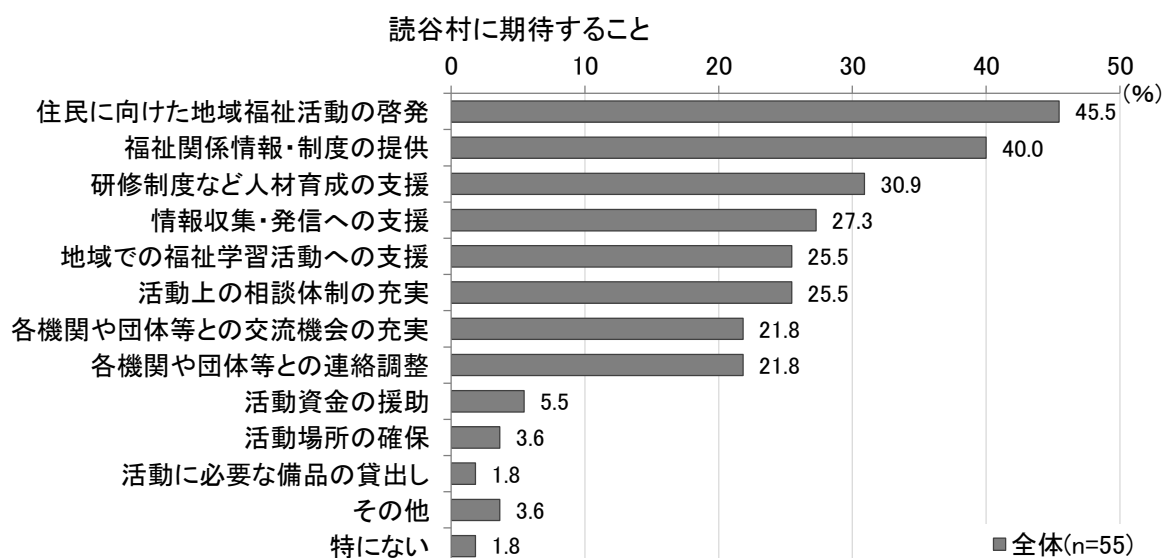
④地域の中で特に支援が必要と思われる方

「ひとり暮らしの高齢者」が78.2%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」の56.4%となっています。



⑤読谷村に期待すること

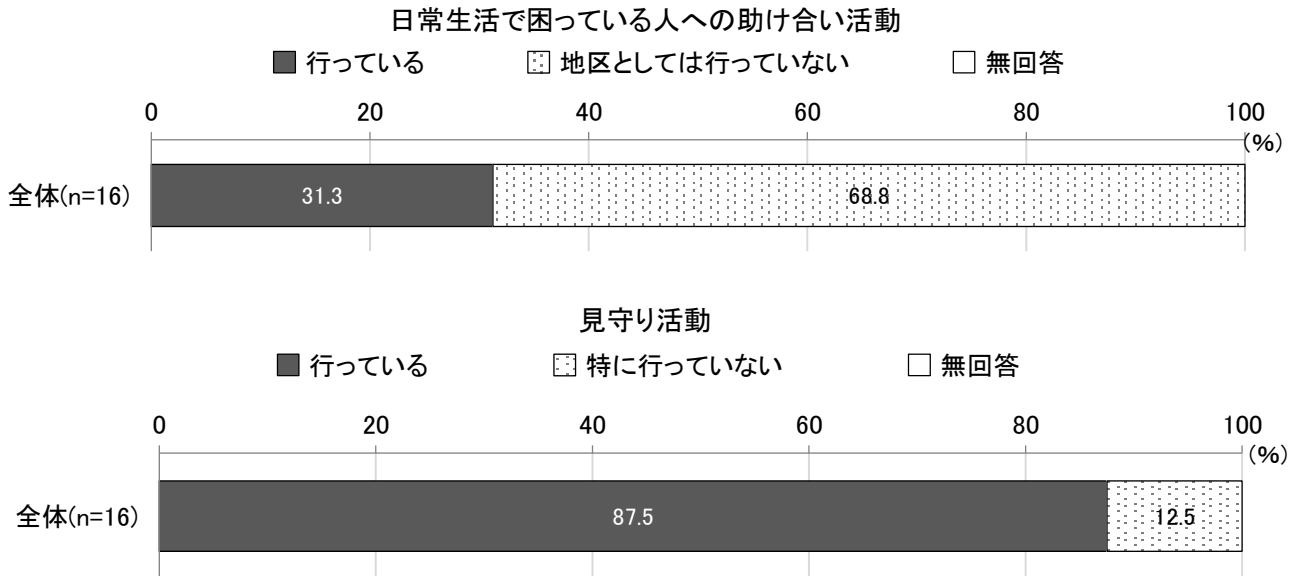
「住民に向けた地域福祉活動の啓発」が45.5%と最も高く、次いで「福祉関係情報・制度の提供」が40.0%となっています。



(3) 自治会

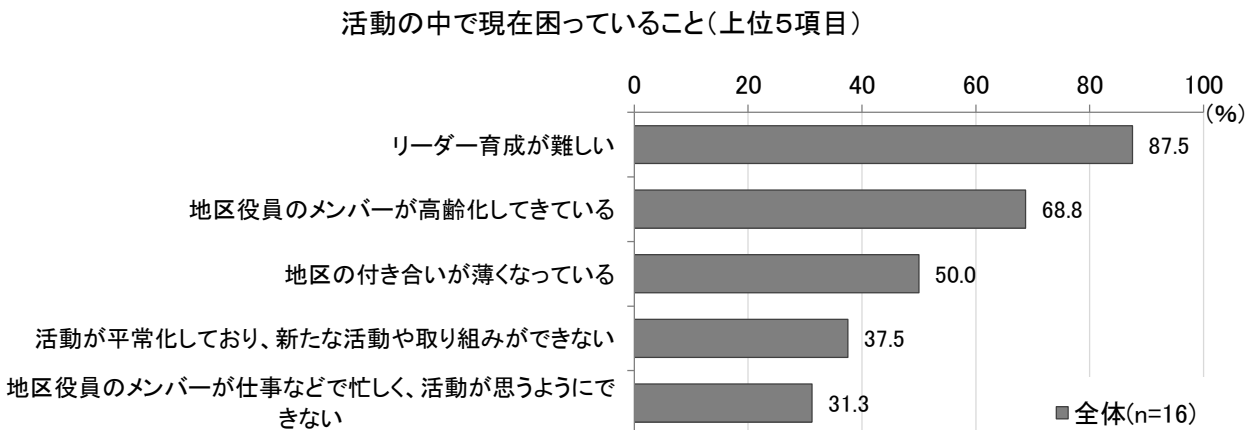
①活動について

日常生活で困っている住民への助け合い活動を行っている自治会は31.3%、こどもの登下校時の見守り、高齢者単独世帯への声掛けなどの活動を行っている自治会は87.5%となっています。



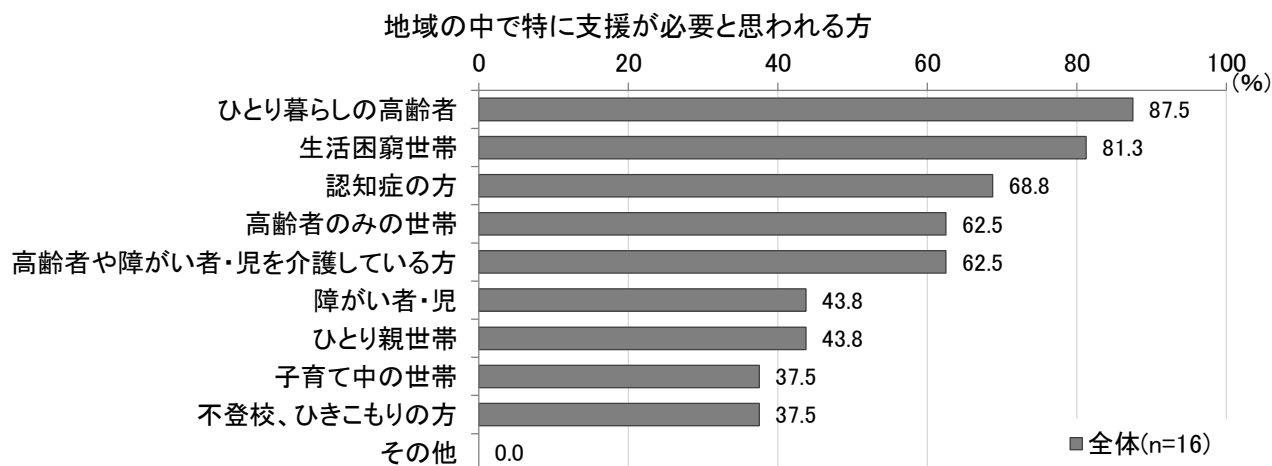
②活動をしていく中での課題や困りごと

「リーダー育成が難しい」が87.5%と最も高く、次いで「地区役員のメンバーが高齢化してきている」が68.8%となっています。



③地域の中で特に支援が必要と思われる方

地域の中で特に支援が必要と思われる方は、「ひとり暮らしの高齢者」が87.5%と最も高く、次いで「生活困窮世帯」が81.3%となっています。



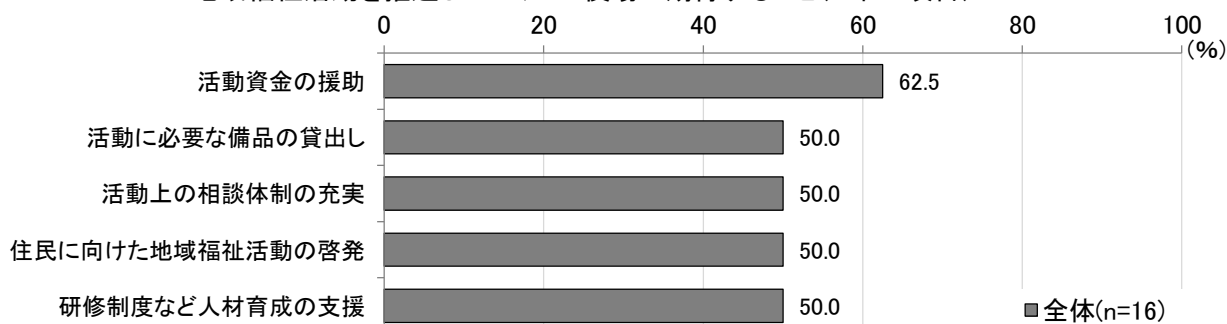
④自治会（公民館）の防災体制に関する課題

- ・自主防災組織の未設立、活動が本格化していない、避難訓練の形骸化
- ・防災活動を担うリーダーや役員の確保、平日、現役世代不在時の対応
- ・住民の防災意識や組織づくり、協働への関心
- ・防災に関する情報提供が十分でない
- ・防災倉庫の備蓄品、自治会・避難場所の整備

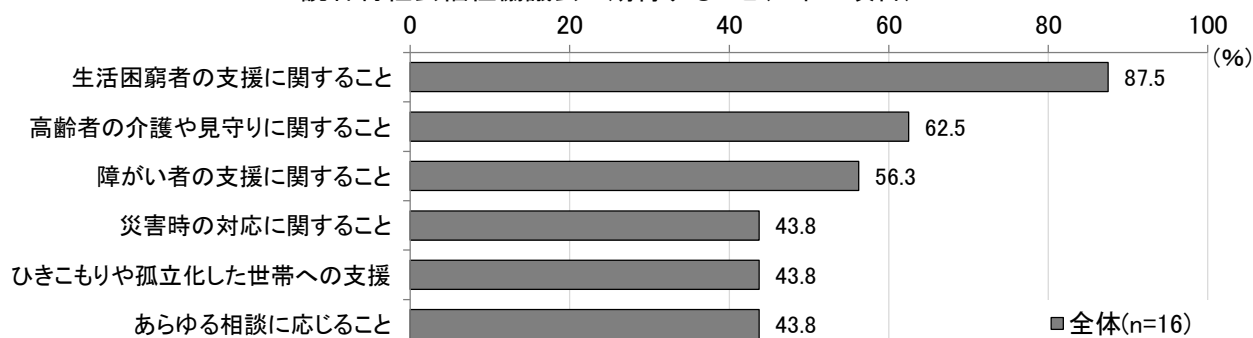
⑤役場や社会福祉協議会に期待すること

役場への期待では「活動資金の援助」が62.5%と最も高く、社会福祉協議会に期待することでは「生活困窮者の支援に関すること」が87.5%、次いで「高齢者の介護や見守りに関すること」が62.5%となっています。

地域福祉活動を推進していく上で役場に期待すること(上位5項目)



読谷村社会福祉協議会に期待すること(上位6項目)



(4) 社会福祉関係団体

①連携団体との協力による地域福祉に関する活動について

- ・家族学習会や専門家による講演会を通じた家族支援
- ・相談内容に応じて、専門機関や支援機関へつなぐ連携体制、公的扶助・福祉サービス情報の提供
- ・シルバー人材センターの会員募集に関する広報
- ・世代間交流会やパークゴルフ交流会など、地域住民・ボランティアとの交流促進
- ・防災視察研修を通じたボランティア団体の防災意識向上と地域の防災力強化
- ・デイサービスとの交流、地域支え合い活動、放課後子ども教室など
- ・他機関との情報共有に基づく相談支援や必要に応じて同行支援など

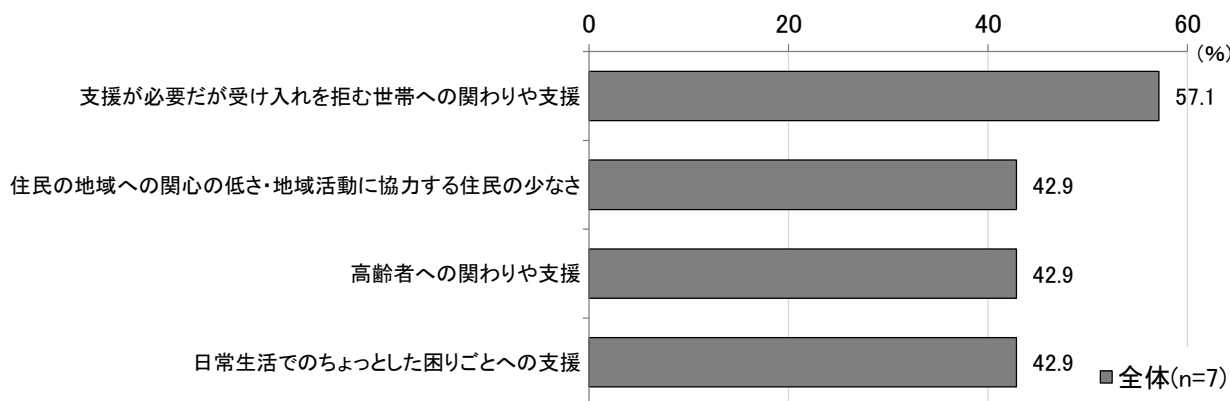
②今後の連携・協力に向けた活動内容と課題

- ・活動拠点・相談拠点の確保
- ・若者支援・ひきこもり支援の強化
- ・地域交流活動の継続が困難
- ・高齢者の生活支援・見守りの充実
- ・相談者が地域で自立できるよう、関係機関が連携した切れ目のない支援体制の構築

③村民の日常生活上の課題

活動を通じて、感じている村民の日常生活上の課題では支援が必要だが受け入れを拒む世帯への関わりや支援」が最も高くなっています。

活動を通じて感じる村民の日常生活上の課題や問題(上位4項目)



④外国人就労者に関する課題や困りごと

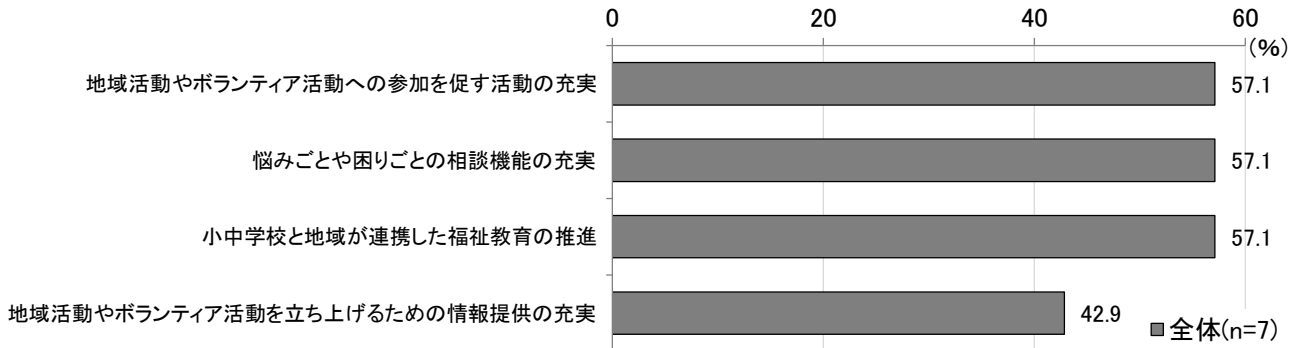
外国人就労者の生活全般で困っていること、不安なことについて把握している課題

- ・各種行政サービス(役場での手続き)
- ・住まい、生活(ゴミの出し方、交通手段など)
- ・日本語、日本語教室、会話の理解度の低さ
- ・医療(病院のかかり方、保険制度の理解など)

⑤読谷村に期待すること

地域活動を活性化するために、役場や社会福祉協議会が取り組むべきだと思うこととして、「地域活動やボランティア活動を立ち上げるための情報提供の充実」「悩みごとや困りごとの相談機能の充実」「小中学校と地域が連携した福祉教育の推進」がそれぞれ57.1%と高くなっています。

役場や社会福祉協議会が取り組むべきだと思うこと(上位4項目)



自由記述(役場や社会福祉協議会にお願いしたいこと)

- ・相談支援体制の充実
- ・地域の実態把握と現場との連携強化
- ・広報・情報発信の強化
- ・地域支援の継続的な協働体制の構築
- ・制度活用と政策的視点の強化

(1) 座談会概要

読谷村地域福祉計画の策定にあたり、村民の地域福祉にかかる意見をより具体的に計画へ反映し、また村民の主体による地域づくりに資する議論を行う場として、座談会を開催しました。

～座談会 計画理念を元に5年後の読谷村の将来を想像する～

日時・場所	令和7年10月16日(木) 18:30～20:30、村総合福祉センター2階
参加者	一般参加者25名、オブザーバー7名、福祉課、社会福祉協議会14名
当日の内容	事業趣旨、読谷村の現状説明、グループワーク、発表・共有
グループワークのテーマ	①読谷村の良いところ、5年後の私と家族 ②暮らしの課題・困りごとの共有 ③課題に対して5年後のありたい姿を描く ④ありたい姿に向けて、必要なこと、取組と役割分担

(2) 主な意見

座談会では、地域福祉計画の概要や読谷村の現状について説明後、参加者が在住している小学校区毎のグループに分かれて話し合いを行いました。グループワーク終了後に、参加者全体で共有を図りました。住民から寄せられた主な意見は次の通りです。

グループワークであがった暮らしの課題・困りごと(校區別の意見の一部を抜粋)

■古堅小学校区	
○交通・移動	:道が混む、交通の便が悪い
○地域のつながり	:移住者が地域になじみにくい、無関心層が増加、気軽に相談できる場所がない
○高齢者	:退職した高齢者の活躍の場がない
○地域の担い手	:地域活動への協力員不足、若い人が村外、県外に出ていく
○施設・環境	:社協の建物が古い、歩いていける公園が少ない
■古堅南小学校区	
○地域のつながり	:アパートが増え、近所づきあいが少ない、独居世帯の見守りが必要
○高齢者・障がい者	:高齢者や障がい者の働く場・活躍の場が少ない、移動が難しく地域の集まりにいけない 障がい福祉サービスの計画相談員に繋がらない、学童や児童デイサービスが不足している。
○情報	:必要な世帯に情報が届かず、どこに相談したらいいかわかりにくい
■読谷小学校区	
○交通・移動	:バス停が遠く便数も少ない、通学範囲が広く送迎が必要、送迎車増加のため安全面が不安
○居場所	:中高生の居場所やこどもの遊び場が少ない、不登校の増加
○住宅・生活環境	:家賃の高騰、古い家の放置、空き家増加、近くにお店がない
○高齢者・障がい者	:高齢者の集いの場がない、就労先が少ない、障がい者が長く働けるような環境が必要
■喜名小学校区	
○交通・移動	:高齢者や障がい者が買い物や美容室に行けない、バス停まで遠い
○居場所	:高齢者や子ども、障がい者が安心して過ごせる場所がない、居場所(ごちゃまぜ)がない
○地域のつながり	:地域の子を育てる力の低下、地域での見守りで声かけが難しい 婦人会や老人会、青年会、子ども会が少なくなってきた、地域活動参加へのきっかけ不足
○地域の担い手	:ボランティアする人が少なく、活動する方が役割をいくつもかかえている

渡慶次小学校区

- 交通・移動 : 車を持たない人の移動が難しい、交通手段が少ない、買い物難民の方がいる
- 安全 : 狭い農道の爆走、カーブミラーが少なく危険、シニアカーが安全に通れる道路の整備が必要
- 防災 : 防災活動と独居高齢者、外国人への支援、避難場所である公民館の整備が必要
- 居場所 : 放課後の居場所や安心して過ごせる公園や高齢者の行き場が少ない、公民館が遠い

(3) 各主体が担う役割

共通課題への今後の取組について、各主体が担う役割や活動をテーマに意見交換を行いました。

特に意見の多かった「移動・買い物支援」「地域のつながりづくり」「居場所づくり」について、自助・互助・共助・公助の視点から、住民が考える活動内容や期待される役割は次の通りです。

①移動・買い物支援

自分や家族(自助)
困っている人へ声かけをする。「乗っていきますか?」「一緒に行きましょう」 自分が困っていることを伝える。 身近な高齢者の移動をついでに乗せる。 ライドシェアで自家用車の提供をする。
地域(互助)
「乗ります／乗せます」マークを普及させる。 公民館などを拠点とした送迎・乗り合いの実施、巡回ではなく目的別に集まる場所を増やす。 公民館などの移動販売を増やす、移動販売がみんなに伝わるようにLINEも活用する。 道の草刈や整備で移動しやすさを向上させる。 「歩く」イベントなどを多くする。
事業所(互助)
シェアタクシーや相乗りタクシーを運営する。 運転代行やタクシーを活用したライドシェア事業。 事業所が運転や福祉の知識を習得する。
社会福祉協議会(互助・共助)
「乗ります／乗せます」のシステムやマーク作成と普及を行う。 地域の人材を掘り起こす。(チョイボラ) 二種免許保持者による送迎ボランティアの促進。
行政(公助)
コミュニティバス(鳳バス)の小型化・増便・ルート・時間の見直しなどを行う。 マイクロバス、学校バスの定期バス、デマンドタクシーの導入。 コミュニティバスより小さな範囲での乗り合いの仕組みや枠組みを作る。 「乗せます」活動への助成、その他移動支援に関する施策への財源負担。 高齢者・障がい者向けの交通割引の充実。 自転車無料レンタルの実施。 高齢者の一人暮らし世帯への送迎支援。 高齢者版ファミリーサポートのようなボランティア登録制度を作る。

②地域のつながりづくり

自分や家族(自助)
地域行事やイベントに参加し、顔なじみを増やす、身近な人から積極的に繋がる。 SNSなどで地域の魅力を発信する。 自治会に加入している人と関わってみる。
地域(互助)
人がつながり、世代を超えて輝かせる、若者が集まるようなイベントづくり。 各自治会の活動をアピールする。自治会同士の交流会を行う。 担い手発掘のため人財バンク的な要素を作る。
事業所(互助)
事業所と読谷村の将来を話し合い、資金を募る。 事業所間の連携により、地域全体での見守りや支え合いの環境づくり。 アイデアを形にするためのサポートやチャレンジを支援する。 地域と関わるユースワーク、こども人財育成を考える場づくり。
社会福祉協議会(互助・共助)
個人や関連する分野をつなげる仕組みづくり。 有償ボランティアの活用。 地域イベントのサポート(人材確保)。 若者にもわかりやすくお知らせSNSを活用。
行政(公助)
人がつながる、地域がつながる、行政がつながる場や仕組みの構築。 全員参加型のイベントや地域づくりの推進。 自治会活動の支援(自治会費を支給)。

③居場所づくり

地域(互助)
ごちゃまぜ居場所(歩いて参加できる場所)づくり。
事業所(互助)
高齢者や障がい者の活動や仕事に関する情報提供を行い、社会参加の機会を広げる。 高齢者事業、障がい者事業への参加支援。
社会福祉協議会(互助・共助)
世代を超えてチャレンジできるサービスを増やす。
行政(公助)
高齢者が短時間でも働ける場所、B型事業所のような場所(農業など)を増やす。 ゆいまーる事業のような地域の活動で働ける仕組みづくり。 高齢者や障がい者の仕事、雇用について商工会と連携。

基本目標Ⅰ 行動する村民・地域づくり

(1) 福祉意識の高揚

①福祉教育の推進

学校等での福祉教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・小学生への福祉講話・体験、高校生への障がい理解のための交流を実施 ・特別支援教育推進のため特別支援教育支援員、特別支援教育専門員配置 ・学校での福祉体験、いもっ子Summer School実施 ・地域支え合い活動委員会での福祉体験実施
社会教育等での福祉教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な子育て相談の場（ゆんたく会）や子育て応援講座の開催

②ふれあい活動・地域活動等の充実及び参加促進

世代間交流の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブでの高齢者との交流会 ・放課後子ども教室(わんぱく広場)開催、わんぱく広場安全見守り隊の確保
村民ぐるみによる「あいさつ声かけ運動」などの実践
<ul style="list-style-type: none"> ・朝のあいさつ運動継続 ・見守りサポーター新規発掘のための広報活動 ・「ながらパトロール隊」活動促進のためのグッズ制作
ゆいまーる共生事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ゆいまーる共生事業へのレク用具の貸出事業
地域での健康づくり活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりサポーターによる特定健診未受診者訪問
地域との連携による介護予防・日常生活支援総合事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課包括支援センター、社会福祉協議会で調整会議実施 ・事業対象者や事業内容の改善への取り組み

(2) 互いに支え合う地域づくり

①地域での支え合い活動による連帯意識の醸成

「地域支え合い活動委員会」の活動拠点、活動エリアの周知
<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配布や広報誌を活用した周知 ・広報誌「支え合いよみたん」発刊
「地域支え合い活動委員会」の体制づくり、活動展開への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、自治会職員、地域の有志等の参加による活動支援
「地域支え合い活動委員会」の周知及び参加促進
<ul style="list-style-type: none"> ・転入者向けに自治会加入のチラシ配布 ・「地域支え合い活動委員会」のチラシ配布、広報誌「支え合いよみたん」、社会福祉協議会HPを活用した周知

②民生委員・児童委員等各種ボランティア人材の育成確保

地域の保健福祉人材の育成、支援
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健に関する健診、未受診者訪問、講演会の実施 ・健康づくりサポーター定例会開催、サポーター育成 ・村内福祉施設、事業所職員を講師とした体験学習、座学等の福祉教育 ・民生委員・児童委員活動の調整会議、活動ガイドブック作成
ボランティアの育成及び活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座、コーディネーターを中心にボランティア活動実施 ・音訳ボランティア・手話奉仕員養成講座、ボランティアコーディネート

③災害対応等の充実

要支援者に対する地域防災のための体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・見守り協定締結事業所との情報共有 ・要援護者台帳記載者の現状確認

基本目標 2 行動する村民・地域づくり

(1) 相談支援、情報提供等の充実

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の充実

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)・生活支援コーディネーター(SC)の配置及び資質向上
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業に生活支援コーディネーター(SC)を2名配置 ・資質向上のため各種研修参加
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)・生活支援コーディネーター(SC)の周知と活動の充実
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)・生活支援コーディネーター(SC)に関する情報発信

②地域での相談支援拠点の確保

重層的相談支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けた庁内研修会実施 ・複合的な問題のある個別ケースは、役場関係各課、社会福祉協議会で連携 ・心配ごと相談所の定期開設 ・関係機関との情報共有・連携 ・地域支え合い、民児協、自治会への繋ぎなど適切な援助支援サービス

③相談支援、情報提供の充実

各種窓口等における相談対応の充実
<p>■健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳交付時の保健指導実施(全数)、リスクアセスメントシート、サポートプラン作成 ・住民健診後の家庭訪問や訪問指導等実施 ・(こどもの発達支援)心理師情報交換会発足、障がい児保育調査委員会設置 ・(ハイリスク妊産婦・若年等支援)助産師情報交換会、産後ケア施設との情報交換、連携 ・オンライン申請システム構築(公式ライン、ロゴフォーム) ・(妊婦、子育て支援)産後ケア事業、乳児健診・相談の充実、個別の言語相談など

<p>■障がい福祉係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター(障がい福祉)の設置検討、令和8年に設置予定
<p>■福祉課、地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の周知 ・多様な相談に対応する三職種(社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員)配置
<p>■社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談所の定期開設(法律、就労、飲酒問題に関すること) ・必要な機関と意見交換及び調整
<p>広報等による情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康情報、各種健診、児童虐待、ヤングケアラー、子育て支援に関する情報発信 ・講演会、講座などの情報を各種媒体で発信
<p>イベントなどの場や地域との連携による情報提供活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よみたんけんこうまつり」開催
<p>苦情対応体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から公式LINEに「みんなの声」を設置 ・投書箱と併せてご意見・要望のデータベース化、該当課による対応

④生活困窮世帯への支援及び自殺対策の充実

<p>自殺の兆候がみられる人や生活困窮世帯の早期発見、相談・情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読谷村子ども家庭総合支援拠点「こども・家庭相談室」設置 ・65歳以上の総合相談窓口周知 ・生活困窮世帯について支え合い活動委員会で情報共有、適時訪問による状況確認 ・パーソナルサポートセンターとの連携によるワンストップ相談会、家庭訪問、フードバンク物品提供など
<p>生活困窮世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルサポートセンターや社会福祉協議会、障がい福祉等との連携 ・フードバンク活動の情報発信
<p>居場所づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ、子育て支援センター、断酒会、地域活動支援センターなどの情報発信 ・一般介護予防事業「コーヒーシャープ」実施、令和5年度からよみたんオレンジカフェ(認知症カフェ)実施 ・障がい分野の講座開催、アルコールネットワーク支援会議、子育て分野の関係者共有会議
<p>就労に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルサポートセンター等との連携によるワンストップ相談会 ・就労相談窓口の開設、就職セミナー、合同就職説明会、就労マッチング ・障害福祉係と就労部会会議、農福連携に関する情報共有

⑤子どもの自立支援の推進

<p>子どものスキルアップを促す居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯などのこどもを対象にした自立支援プロジェクト、生活スキルアップ事業
<p>子どもたちを支援するネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯のこどもについて、関係機関からの情報提供、連携、必要な支援の紹介や手続き
<p>就学援助制度の周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した就学援助制度の周知 ・児童生徒全員へ申請書とチラシ配布 ・範囲拡充(区域外就学)、申請書類簡素化、認定基準緩和

生活困窮世帯の子どもの学習支援

・「生活困窮世帯の子どもの学習支援」(無料塾)の活用と情報提供、フードバンク食料品などの支援

(2) 住み良いむらづくりの推進

①住環境のバリアフリーの充実

バリアフリー環境の充実

・都市公園で遊具更新時にユニバーサルデザインに対応
・村内公共施設の新築時は「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき実施

移動支援の充実

・読谷村外出支援サービス事業
・ゆいまーる共生事業におけるタクシー送迎サービス
・読谷村コミュニティバス(鳳バス)平日3ルート、休日1ルート合計4ルート運行
・外出支援サービス事業、福祉バス、福祉車両(リフト機能付き車両)貸出事業

②安心生活を支える基盤づくり

新たな住宅セーフティネットへの対応の充実

・令和5年度に空き家調査
・令和6年度から「くらし部会」設置、関係機関と連携し、地域移行への取り組み検討、部会、ワーキング会議開催
・居住に関する課題の情報共有、検討会議、居住支援の必要な方へ情報提供

在宅医療・介護連携の推進・充実

・沖縄県中部地区医師会へ「在宅医療介護連携推進事業」の業務委託
・医療介護の地域資源の把握と情報提供(おたすけマップ)、多職種による研修会

(3) 権利擁護等の充実

①権利擁護制度の周知・利用促進

成年後見制度の普及・利用促進

・権利擁護への関する相談対応、情報発信、福祉関係団体への勉強会

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の周知、啓発

・日常生活自立支援事業利用までの間、必要な高齢者に福祉サービス利用手続き等の支援
・必要数に応じた生活支援員確保
・申立期間中の緊急時一時預かり支援事業

②虐待防止に向けた取り組みの充実

養育力の低下した家庭等への訪問型相談支援の実施

・育児支援家庭訪問事業で把握した家庭に応じて、関係機関への連携及び情報共有
・産後ケア、個別ケース会議、母子保健・児童福祉担当者間での合同ケース会議(定例開催)実施、サポートプラン作成と支援内容検討

虐待の早期発見・対応の充実

・養護者または介護者(施設)による虐待の通報・相談への迅速対応、緊急一時保護の対応
・要対協個別支援会議や担当者間での情報共有・連携、虐待の早期発見、予防、重篤化予防
・個別のケース会議、要対協実務者会議、要対協個別支援会議、母子保健・児童福祉担当者間での合同ケース会議(定例開催)

基本目標3 取り組みを広げる仕掛けづくり

①地域団体や福祉関連の当事者団体・事業所・NPO等との連携強化

各種地域団体の充実及び連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・読老連やゆいまーる共生事業実施自治会との意見交換会 ・社会教育関係団体で合同ミーティングの定期開催 ・村内24自治会へ地域振興交付金交付 ・自治会の行政事務委託契約、村民への行政情報提供、むらづくりへの参画及び地域福祉、防災活動推進
福祉関連団体・事業所・NPO等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもやその家庭への支援に関して、パーソナルサポートセンター、社会福祉協議会、障がい福祉委託相談員等の関係機関と連携及び情報共有 ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に、事業計画に基づき、「ケアマネ情報交換会」実施、地域包括支援センターと介護支援専門員、介護支援専門員同士の情報交換と各種研修会実施 ・福祉団体主催の行事へボランティアコーディネートや連携に向けた調整会議
支え合いの仕組みと地域包括ケアシステム構築のための各層福祉圏域協議体との連動
<ul style="list-style-type: none"> ・第1層村全体、第2層中学校区、第3層小学校区の協議体開催 ・行方不明者捜索事務局マニュアルの検討、作成 ・見守り協定事業所との情報交換、行方不明事案発生時捜索活動への協力依頼

6

現行計画評価

(1) 目標達成状況

項目	目標値 (令和7年度)	実績		
		令和7年度	令和2年度	平成27年度
「福祉」に関心のある村民の割合	20.3%	7.8%	14.0%	20.3%
「地域支え合い活動委員会」にボランティアとして参加してみたい方の増加	43.0%以上	27.8%	30.6%	—
重層的支援体制事業による中圏域での相談体制の整備	2箇所	—	0箇所	—
成年後見制度の認知度	30.0%	31.9%	28.3%	—
「読谷村社会福祉協議会」の活動内容を知っている人の割合	30.1%	25.0%	27.0%	30.1%
「地域福祉計画」の認知度	2.6%	1.6%	2.0%	2.6%

(1) 基本目標 1 行動する村民・地域づくり

①世帯の状況

本村では、総人口・総世帯数ともに増え続け、令和7年1月の総人口は42,289人となっています。年齢3区別でみると老年人口（65歳以上）の増加割合が高く、高齢化率は23.5%です。高齢者単独世帯数も増加し、平成17年から令和2年の15年間で約2倍の10.2%となっており、今後はさらに高齢者単独世帯が増えることが予想されます。各調査や住民意見においても「ひとり暮らし高齢者」に関する見守りの必要性が多く指摘されています。

②住民の意識

読谷村の地域福祉は、「地域支え合い活動委員会」や「ゆいまーる共生事業」といった地域を基盤とした取組を中心に推進されてきましたが、近年では、地域活動の担い手不足やコミュニティの希薄化が深刻化しています。

地域活動の中核となる自治会では、加入率が5割を下回り、住民調査結果では一定数の住民が加入の必要性を感じていないと回答しています。

また、「地域支え合い活動委員会」や「民生委員・児童委員」などの地域福祉を支える重要な仕組みについても、多くの住民が認識しておらず、住民の地域福祉への関心低下と地域活動への参加低迷が表れています。これらは住民のライフスタイルや価値観が多様化していることに加え、地域福祉活動の重要性や魅力が住民に伝わらず、「自分事」として捉えにくくなっているという状況だと考えられます。

③地域福祉に関する体制づくり

村や社会福祉協議会の体制づくりの面では、地域活動全般の継続性を確保するための担い手育成・活動推進の仕組みが十分に浸透・活用されていない現状も見られます。

「地域支え合い活動委員会」や高齢者の居場所づくり、自立支援につながるサービスなど、地域の中で継続的に支え合える環境づくりについては、地域の実情に応じた体制整備が必要です。

また、住民や自治会への調査結果では、災害に対する意識の低さや災害対応の体制整備も十分に進んでいない状況がみられます。

(2) 基本目標2 利用しやすい福祉基盤づくり

①相談支援・情報提供

福祉的支援を必要とする村民に対しては、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、専門職の配置と資質向上、基幹相談支援センター設置の検討など着実に進めていますが、「制度の狭間にあるニーズ」や「多様化する福祉ニーズ」への対応といった課題も存在しています。

一方で、支援を拒否する世帯やひきこもりなど、既存の支援体制では繋がりを維持することが困難な「支援困難ケース」も存在し、アウトリーチの在り方を含めた相談支援体制の高度化が課題となっています。

情報の面では、多くの住民が福祉情報を入手できていない現状が浮き彫りになり、村全体として情報提供不足が課題となっています。

②生活困窮世帯への支援及び自殺対策

住民の不安要因としては、健康に次いで経済的な不安が多くみられます。今後は、困窮世帯の増加も予想され、潜在的な困窮世帯を含み、適切な対応ができる取組が必要と考えられます。

住民調査及び読谷村の「地域自殺実態プロファイル(2025)」では、住民が深刻な事態に至る原因として、家庭・職場・経済面における複合的な困難が背景にある可能性が示唆されており、支援が必要な人へ情報を適切に届けるとともに、心身の健康を支える仕組みを整えていくことが必要です。

③居場所づくり

住民への調査や住民座談会では、こどもから高齢者まで幅広い世代に居場所づくりが求められています。特に高齢者の就労や高齢者の力を活用した地域福祉の推進に関する意見も多くみられます。居場所づくりを推進するとともに、必要としている人に必要な情報を届ける仕組みづくりも重要です。

④移動支援

住民座談会や各調査では、車を持たない高齢者や障がい者などの移動支援、買い物支援に関する意見が多く挙がっています。

(3) 基本目標3 取り組みを広げる仕掛けづくり

調査結果では、関連機関や団体の情報交換や連携、ネットワーク構築が求められています。

あわせて、住民に対する情報提供の必要性が示されていることから、地域のニーズや地域資源の可視化、情報共有、地域ネットワーク強化に取り組む必要があります。

第3章 基本的な考え方

(1) 読谷村の地域福祉のあるべき姿

読谷村は、地域社会における関係の濃密さや結び付きが、沖縄県の中でも特に強い地域と言えます。これは、米軍基地の存在により居住地を奪われた住民が、旧来の繋がりの中で生み出してきた豊かで創造的な地域づくり・むらづくりの成果と言えます。

読谷村のむらづくりは、“自治会”を基盤に取組を行ってきており、福祉行政についても「ゆいまーる共生事業」に代表されるように、住民参加による自主的福祉活動に重点を置きながら展開を図ってきました。本村の自治会は、出自（生まれた土地・血縁関係などにより繋がっている関係）をベースとした属人的自治組織であるため、住民同士の濃密な絆・共同体ネットワークとして存在することが特徴と言えますが、価値観が多様化する中で自治会への加入率低下も進んでおり、相互扶助機能の弱体化が懸念されています。

自治会への加入・未加入の問題は一朝一夕に解消できない課題ですが、一方で、「地域支え合い活動委員会」の取組に見られるように、“支え合い活動を行うエリア”（行政区域でカバーすべき範囲）を明確化し、加入・未加入を問わず、顔の見える範囲で互いに支え合う福祉コミュニティの基盤が構築されつつあります。

福祉のむらづくりを進めるにあたっては、こどもから高齢者まで障がいなどの有無にかかわらず、全ての方が住み慣れた地域において、人としての尊厳を持ち、その人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成が必要となります。また、一人ひとりが地域福祉推進の担い手としての自覚を持ち、困っている人に対し自らのできる範囲で互いに支え合うことが大切です。

“人と人との繋がり”や“互いの支え合い”が本村の地域づくり・むらづくりに大いなる成果をもたらしてきたことを礎に、地域に暮らす誰もが繋がり、支え合う地域社会を読谷村の地域福祉のあるべき姿とします。

(2) 計画の理念

本村は、村民・福祉関係者・行政等の連携体制のもと、新たな福祉共同体のネットワーク構築を図り、そのネットワークを中心として次の時代の“福祉のむらづくり”を進めていくこととし、計画の理念を以下の通りとします。

こどもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きるむらづくり
一人ひとりが、何か一つ“自分のできることをできる時にできる範囲で”

先に示した計画理念の実現に向け、取り組むべき基本目標を以下のように位置付けます。

(1) 基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり

地域福祉の主役である村民一人ひとりが、地域の課題を「我が事」として捉え、主体的に関わることができるよう、福祉の心の醸成と人材育成を推進します。

学校教育や地域活動を通じた世代間交流や福祉教育を充実させ、若い世代から高齢者までが共に学び、支え合う意識を高めます。

また、民生委員・児童委員やボランティア、支え合い活動委員会の担い手を育成するとともに、村民全体が『自分のできることをできる時にできる範囲で』を実践できる環境を整えます。

(2) 基本目標Ⅱ 支え合いのむらづくり

「自治会を基盤とした読谷村独自のゆいまー精神を礎に、住民同士が顔の見える範囲でゆるやかにつながり、支え合う福祉コミュニティを構築します。支え合い活動委員会やゆいまー共生事業を核として、日常生活の中での安否確認や声かけ、ゴミ出し支援などのインフォーマルな助け合いを活性化させます。

誰もが役割を持ち、安心して過ごせる居場所づくりや社会参画をはじめ、移動が困難な方への支援や孤立防止など地域全体で生活を支える基盤を強化します。

(3) 基本目標Ⅲ 包括的支援体制の整備

制度の狭間にある課題や、生活課題の多様化・複雑化に対応するため、分野ごとの縦割りを越えた包括的な支援体制を整備し、関係機関が緊密に連携して複合的な課題を抱える世帯を早期に発見・支援につなげます。

また、コミュニティソーシャルワーカーや相談支援拠点の機能を充実させ、伴走型の支援を行うことで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざします。

なお、本計画では、持続可能でよりよい世界を目指して2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識した施策の推進を図ります。

SDGsは「誰一人取り残さない」、「もっとも取り残された人には最初に手を差し出す」を理念に掲げており、本村が目指す地域福祉のあり方と一致しています。

持続可能な開発目標（SDGs）

	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf

3

施策体系

基本目標を実現するための施策の体系を以下のように位置付けます。

こどもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きるむらづくり
一人ひとりが、何か一つ“自分のできることをできる時にできる範囲で”

基本目標	基本施策	主な取り組み
基本目標1 地域福祉を担うひとづくり	(1) 健康・生きがいづくりの推進	健（検）診体制の強化と健康づくりの推進 介護予防・生きがいづくりの促進
	(2) 福祉教育の充実	学校や地域における福祉教育の実施 思いやり・共生の意識向上 多様な場を活用した福祉学習機会の提供
	(3) ボランティアの育成・支援	ボランティア参加促進と周知強化 ボランティア人材の発掘・育成とスキル向上支援 コーディネート機能の体制整備
基本目標2 支え合いのむらづくり	(1) 互いに支え合うむらづくり	地域支え合い活動の推進 民生委員・児童委員の活動支援 自治会活動の推進
	(2) 住みよいむらづくり	安心できる居場所づくり（居場所・居住サポート） 移動支援・買い物支援
	(3) 安心して暮らせるむらづくり	災害に備えた仕組みづくり 地域ぐるみの防災力向上と共助体制の強化
基本目標3 包括的支援体制の整備	(1) 情報提供の充実	多様な媒体を活用した情報発信の強化 地域の場を活かした広報・啓発活動の充実
	(2) 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の周知と利用促進 後見支援体制の整備と権利擁護の強化 後見人・支援人材の確保と育成
	(3) 包括的な相談支援体制づくり	相談支援体制の充実 社会参加と自立支援 関係機関・地域連携による支援ネットワーク強化
	(4) 専門機関・関係機関との連携強化	地域・団体・事業所との協働によるネットワーク強化 専門機関との連携と多職種協働体制の強化

第4章 施策の展開

1 基本目標1 地域福祉を担うひとづくり

施策1 健康・生きがいづくりの推進

【現状・課題】

アンケートの調査結果によると、住民の最大の関心事は「健康」であり、「家族の健康」や「自分の健康」が困りごとや不安のトップに挙げられています。特に60代以上では「自分の健康」に対する不安がさらに高まる傾向にあります。

本村では、特定健診の受診勧奨や、健康づくりサポーターによる地域活動や「よみたんけんこうまつり」を開催し、働き盛り世代から高齢者まで幅広い層へ健康情報の提供や体験の場を提供しています。一方で、健康づくりサポーターなどのボランティア人材の高齢化が進み、新たな担い手の確保が難しくなっています。また、特定健診の受診勧奨のための戸別訪問では、身分を示しても拒否される傾向が増えており、活動が難しくなっています。

また、高齢者の閉じこもり防止や社会的孤立の解消を目的に、「わんからデイサービス」にて、レクリエーションや野外活動、地域交流、健康チェックを提供しています。

住民ボランティアが中心となる「生き生きクラブ」では体操などが行われていますが、活動を支えるボランティアや地域リーダーの育成が急務となっています。

【今後の方向性】

健康・生きがいづくりの取組は、福祉サービス提供の前段階として、人々が健康であることが重要なポイントとなります。健康づくりと介護予防の輪を広げ、村民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

住民の取組

- ①健康に対する意識を高め、生活習慣病予防など、健康づくりに努めましょう。
- ②健康診断・特定健診を受診しましょう。
- ③地域の健康づくりに関するイベントなどに参加しましょう。
- ④読谷村総合福祉センターで実施されている生きがいサークルに参加しましょう

地域・関係団体の取組

- ①行政と連携して健(検)診の受診勧奨を地域内で行いましょう。
- ②公民館を活用し、ゆいまーる共生事業の取組を促進しましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

在宅老人の心身機能の維持向上と生きがいづくりや母子保健事業での広場活用と、高齢者や障がい者と健常者が共に生き、共に支えあう読谷村生き生き健康センター管理運営事業を継続して実施します。

読谷村生き生き健康センターを拠点として

- ①在宅で生活する高齢者の心身機能の維持向上と生きがいづくり
- ②母子保健事業(健診、健康相談など)
- ③地域住民がつながる活動拠点として事業の実施

地域福祉計画

行政の取組

【健康推進課】

- ①ライフステージに応じた健(検)診を実施するとともに、引き続き、各種がん検診や乳幼児健診での歯科指導の強化など、健(検)診体制を強化します。
- ②人生100年時代の安心の基盤は「健康」であるとの認識をもち、地域団体と連携し、健(検)診受診率向上に取り組みます。
- ③「健康づくりサポーター」を地域に配置し、健(検)診の受診勧奨のための家庭訪問をおこない受診率アップに努めます。
- ④コミュニティFMによる健康づくり広報番組をはじめ、健康づくりポイント制度や公民館での健康教育、各種講座などを通し、引き続き、健康意識の向上に取り組みます。

【福祉課】

- ⑤行政区域における住民の参加に向けた事業周知などの取り組みや、新たなボランティアの確保・育成など、本村で30年以上続いている「ゆいまーる共生事業」について、事業の再周知と参加促進に向けた取組を実施します。
- ⑥地域支え合い活動委員会の取組などの活用も含め、生きがいづくりや介護予防につながる健康づくりなどを地域と連携して推進します。

【活動指標】

- ・特定健診受診率
- ・日常生活動作が自立していない期間の平均
- ・健康増進センター利用者数

施策2 福祉教育の充実

【現状・課題】

関係団体調査結果では、地域福祉推進のために「小中学校と地域が連携した福祉教育の推進」を求める声が50.0%に達しています。

本村では、小中学校での福祉体験学習や、高校生向けの認知症サポーター養成講座を通じて、次世代の支え手育成を図っています。また、放課後子ども教室（わんぱく広場）などの活動を通じて、地域の見守りや交流の場が広がっています。

社会福祉協議会では、福祉教育推進校（保育所～高校）を指定、助成を行い、特に小学校4年生を対象とした福祉講話・体験や、読谷高校での障がい者理解を目的とした交流授業サポートを行っています。

また、中高生を対象とした「いもっ子Summer School」を開催し、福祉を学ぶ機会を提供していますが、一部の教育施設からは「福祉教育推進校」のニーズがないなど、福祉教育の必要性を全ての教育現場へ十分に伝えきれていない現状があります。

【今後の方向性】

地域の福祉課題に着目して、それを学習素材として、児童・生徒、村民・企業に対し、人権教育、生涯学習等の機会を通して、自分たちが住む地域の問題を知り、気づき、行動することを支える取組を推進します。

【主な取組】

住民の取組

- ①お互いの違いを認め合い、相手への理解を深めましょう
- ②行政や社会福祉協議会が行う各種教室・体験学習などに参加し、福祉に対する理解を深めていきましょう。

地域・関係団体の取組

- ①地域において気づきや福祉への関わりを考えることに繋がる福祉教育を推進しましょう。
- ②小中学校と連携し、地域の子どもたちが福祉を学ぶ場（福祉体験学習など）の受け入れや協力を行いましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①小中学生、高校生へのプログラム化された福祉学習に取り組みます。
- ②こどもからお年寄りまで、世代を超えて福祉について学び交流する場づくりを行います。
- ③公民館や企業へ出向き、さまざまな場所で福祉について学ぶ機会をつくり、福祉教育に協力いただける事業所、施設数の増加を図ります。
- ④保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校と読谷村社会福祉協議会が連携して行っている「読谷村福祉教育推進校(園)指定事業」の継続的・計画的実施を促進し、車いすやアイマスク体験、障がい者による講話などの継続的な実施を図り福祉意識の高揚に努めます。

地域福祉計画

行政の取組

【生涯学習課、学校指導課】

- ①道徳や特別活動、総合的な学習の時間の中で、思いやりの心の育成や福祉の視点を取り入れた学習を展開していきます。
- ②村民に福祉活動への関心を深めてもらうため、生涯学習講座などに、福祉に関する内容を盛り込みます。

【教育委員会】

- ③教育委員会が取り組んでいる「朝のあいさつ運動」や「やさしさの声かけ運動」を充実させ、地域の子は地域で育てる意識の向上と、地域住民間の信頼関係を構築していきます。

【活動指標】

- ・福祉教育体験学習回数
- ・地域向けの福祉教育の実施回数

施策3 ボランティアの育成・支援

【現状・課題】

アンケートの調査結果によると、地域支え合い活動委員会へのボランティア参加について「時間があえば参加してみたい」と回答した人が約24.5%存在します。一方、「どんな活動があるのか情報が入ってこない」という割合も一定数存在し、活動ニーズと参加希望者のマッチングがうまくいっていない現状があります。

本村では、中学校区ごとにボランティアコーディネーターを配置し、地域と学校をつなぐ活動を支援しています。

また、30年以上にわたる「朝のあいさつ運動」や、地域の見守りを担う「ながらパトロール隊」の活動促進を行っています。

社協の取組として、音訳ボランティアや手話奉仕員の養成講座を開催しています。また、ボランティアセンターを運営し、人材の登録・コーディネートや、活動助成金の交付を行っていますが、ボランティア養成講座などの取組について、住民への周知が十分に伝わっていない現状があります。

【今後の方向性】

ボランティア活動を「奉仕」ではなく「自身の生きがいや健康づくり」として捉え直す「自分身」の視点を普及させ、特定の個人に負担を集中させないように、「無理のない参加」ができる仕組みづくりと、地域資源の可視化（情報の見える化）を進めます。

【主な取組】

住民の取組

- ①地域にどのようなボランティアがあるか調べてみましょう。
- ②公民館を拠点としたゆいまーる共生事業に参加しましょう。
- ③行政や社会福祉協議会が行うボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。

地域・関係団体の取組

- ①地域にどのような人材がいるのかを把握し、行政や社会福祉協議会と情報を共有しましょう。
- ②ゆいまーる共生事業の活動を促進しましょう。
- ③読谷村ボランティア連絡会に参加し、交流・情報共有しましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①音訳ボランティアや手話奉仕員のスキルアップのための講座を継続して行います。
- ②広報を強化し多くの人にボランティア活動について周知します。
- ③企業や専門職経験者等へ積極的に呼びかけてボランティア育成の協力者を確保します。
- ④専任ボランティアコーディネーターの配置を行い、ボランティアニーズを把握するためにニーズ調査を行い、ボランティアのコーディネートをを行います。

- ⑤ボランティアセンター機能の村民への周知を積極的に行います。
- ⑥ボランティアを必要とする方とボランティアをしたい方のマッチングがスムーズにいくようLINEなどを活用した連絡体制を構築します。
- ⑦「地域支え合い活動委員会」などを通し、ボランティア人材の発掘・育成に努めます。
- ⑧読谷村ボランティア連絡会を定期的開催し、交流や情報交換を行い、団体相互の連携に努めます。

地域福祉計画

行政の取組

【福祉課】

- ①「ゆいまーる共生事業」の周知や、自治会加入、未加入に関わらず参加しやすい雰囲気づくりを行い高齢者や心身障がい者の利用を促進し、地域住民の「ゆいまーる共生事業ボランティア」への参加促進を図ります。
- ②福祉に関わりたい人がボランティアなどに関わるきっかけとなるよう、「(仮)読谷村福祉肝心(ちむぐる)塾」の立ち上げを検討します。

【生涯学習課】

- ③各中学校区のコーディネーターがボランティアとスムーズに連携できるように、日頃より顔が分かる関係性づくりに取り組みます。
- ④地域の子ども達を地域住民で見守り・育む環境づくりを行う中で、学校支援地域ボランティア、学習支援アドバイザーに協力できる地域人材の育成及び活用を図ります。

【活動指標】

- ・ボランティア団体数、人数
- ・ボランティア養成講座の参加者人数

2 基本目標2 支え合いのむらづくり

施策1 互いに支え合うむらづくり

【現状・課題】

住民へのアンケート調査結果では、半数以上が「地域支え合い活動委員会」や「民生委員・児童委員」を認識していないという結果が示されました。

さらに、民生委員・児童委員への調査結果では、約6割が個人情報や地域交流の減少が障壁となり「支援を必要とする人の情報が得にくい」と回答しており、地域の実態把握が難しくなっています。

本村では、村内24の全自治会を拠点とする「地域支え合い活動委員会」の設置を推進し、生活支援コーディネーターを配置して、地域課題の解決を支援しています。また、民生委員・児童委員の活動支援として、活動ガイドブックの作成や調整会議の開催など、活動しやすい環境づくりにも取り組んでいます。

社会福祉協議会の取組として、24自治会の「地域支え合い活動委員会」へ職員が参加し、住民の気づきを適切なサービスに繋げるための助言や他地域の事例共有などを行っていますが、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの連携に加え、他機関との連携が課題となっています。

【今後の方向性】

生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカーの役割を整理し、地域が自らの力で問題を解決できる「地域力」を高めることができるよう、行政や社会福祉協議会が「伴走型」の支援を行い、地域のリーダー育成と可視化（地域カルテの作成）を推進します。

【主な取組】

住民の取組

- ①地域の民生委員・児童委員を把握しましょう。
- ②地域支え合い活動委員会に参加しましょう。
- ③自治会活動の重要性を理解し、自治会へ加入しましょう。

地域・関係団体の取組

- ①「地域支え合い活動委員会」の取組に参画できる人材を発掘しましょう。
- ②多世代が参加、交流できるイベントを開催するなど自治会づくりをしましょう。
- ③自治会未加入者に対して、行政・社会福祉協議会と連携し、自治会加入促進に努めましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①地域支え合い活動について、地域住民や福祉施設・企業への周知、参加の機会を提供します。
- ②地域支え合い活動委員会の担い手の育成・確保や持続的・自立的な委員会の運営を行います。
- ③コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や生活支援コーディネーター(SC)の配置や地域福祉圏域での取組を推進します。
- ④住民が抱える困りごとを早期に発見し、解決につながるネットワークをつくります。
- ⑤「朝のあいさつ運動」「ながらパトロール隊」などを通して、地域とつながる関係性づくりを推進します。

地域福祉計画

行政の取組

【福祉課】

- ①村全域で結成された「地域支え合い活動委員会」を中心に、引き続き、日ごろからの見守りや支え合いの関係づくりに取り組みます。
- ②活動の裾野を広げるため、「地域支え合い活動委員会」の取組に参画できる人材を発掘していくなど、村民への働きかけを行います。
- ③福祉的支援を必要とする村民に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、各種調整機能の中心となるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び生活支援コーディネーター(SC)の配置を継続・充実します。
- ④地域に密着した福祉の担い手である民生委員・児童委員の負担軽減に向け、引き続き、活動支援につながる実践的なプログラムを導入した研修実施に努めるとともに、関係団体と連携し、活動計画の作成・実践に取り組みます。

【住民年金課 総務課、企画政策課 福祉】

- ⑤移住者が地域に溶け込めるよう、転入窓口において自治会加入チラシの配布を継続し、対象となる自治会の情報を知らせていくとともに、「地域支え合い活動委員会」についても情報提供を行います。

【活動指標】

- ・自治会加入数、加入率
- ・民生委員・児童委員数、充足率
- ・地域カルテ作成数

施策2 住みよいむらづくり

【現状・課題】

住民アンケートでは、「住民が気軽に立ち寄れる拠点の整備」を望む意見が48.5%と高く、特に高齢者の活躍の場が求められています。住民座談会では、新しくできた図書館（ゆんラボ・未来館）は、高齢者も楽しめる居場所として評価されています。

買い物などの交通の利便性に関しては、古堅小校区で満足度が高い一方で、渡慶次小校区では半数以上が不満を感じるなど、地域差が顕著に表れており、自家用車を持たない高齢者が買い物や通院、地域活動へ参加するための交通手段（コミュニティバスの増便や送迎ボランティアなど）の確保が、健康的な生活の前提条件として挙げられています。

本村では、高齢者の閉じこもり防止を目的とした一般介護予防事業「コーヒーシャープ」や、認知症の方と家族が交流できる「よみたんオレンジカフェ」、子育て世代が気軽に参加できるリサイクル会（ゆんたく会）を定期開催しています。

社会福祉協議会では、「わんからデイサービス」や長期休暇中の公民館を拠点とした「こどもの居場所キャラバン隊」などの居場所づくりを実施しています。

移動支援では、コミュニティバス（鳳バス）の4ルート運行に加え、歩行困難な高齢者・障がい者を対象とした「読谷村外出支援サービス」を行うほか、福祉車両（リフト車）の貸出事業を行い、移動手段の確保を支援しています。

令和6年度からは「くらし部会」を設置して、地域移行への取組や居住課題の情報共有をしています。また、居住支援が必要な方への情報提供も行っています。

【今後の方向性】

不動産関係事業者との連携強化による居住支援、コミュニティバス（鳳バス）「読谷村外出支援サービス」の維持・継続により、住みよいむらづくりに努めます。

【主な取組】

住民の取組

- ①鳳バスや公共交通を積極的に利用しましょう。
- ②移動販売を利用しましょう。
- ③地域にどのような居場所があるかを知ましょう。

地域・関係団体の取組

- ①障がいのある人や高齢者、生活困窮などにより住宅に困窮する方の生活の場を確保するため、地域の空き家の状況などについて、行政をはじめ民間事業所とも情報共有しましょう。
- ②自治公民館を移動販売拠点として利用するなど検討しましょう。
- ③自治公民館を住民の交流拠点として利用しましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①地域住民や関係機関団体などあらゆる関係者が、つながり、気軽に集うことのできる地域カフェ・地域食堂(地域の居場所)づくりを継続します。
- ②高齢者や障がい者の生きがいと社会参加を促進するため、移動支援車両(リフト車両)の運行の継続・充実を図ります。
- ③高齢者などの生きがいづくり活動や福祉団体の研修・交流会実施時の移動支援として活用されている福祉バスの貸し出し事業について、社会福祉関係団体などへの周知・活用促進を図ります。

地域福祉計画

行政の取組

【都市計画課】

- ①住宅困窮世帯などの住宅要確保要配慮者へ低廉な村営住宅の提供をはじめ、関係機関などと連携し、民間賃貸住宅など民間活力を活用した施策の検討を行います。

【都市計画課】

- ②放課後の子どもたちの安全安心な居場所づくりのため、多様な体験・活動ができるよう、公民館を活用した「わんぱく広場」を実施・拡充するとともに、安全見守り隊の発掘・育成を図ります。

【学校指導課、生涯学習課】

- ③休日における部活動の「地域展開」への対応について、学校と連携して検討します。

【生活環境課】

- ④交通弱者になっている村民に対し安定的な公共交通サービスを提供するため、利用実態調査をはじめ、車両や運行形態など費用対効果を勘案しながら、今後の鳳バスの方向性について検討を進めます。

【活動指標】

- ・こどもの居場所
- ・生活困窮者村営住宅供給戸数
- ・福祉バスの貸出回数
- ・福祉車両(リフト機能付き軽自動車)貸出回数
- ・鳳バス運行本数・利用者数

施策3 安心して暮らせるむらづくり

【現状・課題】

アンケートの調査結果によると、住民が地域組織に期待することとして、「災害や緊急事態が起きたときの対応（60.2%）」が最も高く、また、約8割の住民が「災害への備えが不十分」と感じており、避難場所を「知らない」と回答した住民も3割を超えています。特に自治会未加入者への情報伝達が課題となっています。

自治会への調査結果では、自治会の87.5%が見守り活動を実施しており、自主防災組織の設立も進みつつありますが、組織は存在するが活動が本格化していないこと、さらには訓練の形骸化などが課題として挙がっています。

一方で、本村では、避難行動要支援者台帳（要援護者台帳）を作成し、記載者の現状確認や福祉避難所指定に関する協定を締結するなど、地域における支援体制整備を進めているものの、住民の災害に対する意識が低く、情報伝達や体制整備の面では十分とはいえない状況にあります。

社会福祉協議会では、災害時でも福祉サービスを継続できるよう業務継続計画の策定と、それに基づく初動対応訓練の実施、災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの策定、自治会長や民生委員・児童委員、行政、消防団等と連携した勉強会や訓練を行っています。

また、「地域見守り協定」を締結した事業所（郵便局、新聞販売店等）と情報交換を行い、平時の見守りと有事の捜索協力体制を整えています。

【今後の方向性】

地域資源の可視化と住民主体の組織運営を支援し、有事の際にも機能する「地域力」の向上を推進します。策定したマニュアルの実効性を高める訓練の継続と、民間企業を含めたさらなる協力体制の拡充が求められています。

【主な取組】

住民の取組

- ①地域の避難場所・避難経路を読谷村防災マップで確認しましょう。
- ②災害時に必要な防災グッズの備蓄や家族との連絡方法について事前に話し合しましょう。
- ③近隣の独居高齢者など、災害時に支援が必要となる方の避難支援に協力しましょう。
- ④地域の防災訓練に参加しましょう。

地域・関係団体の取組

- ①自主防災組織の立ち上げ、誰でも参加しやすい防災訓練を検討しましょう。
- ②避難時に支援が必要な人がいたら、地域で協力して避難先、避難方法などの支援をしましょう。
- ③地域見守り活動に参加しましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①高齢者や障がい者など、災害時に支援が必要な方々を把握します。
- ②災害時の支え合いにおいて、地域の人材を積極的に活用し、住民主体の災害時の支援体制を強化します。
- ③災害時の支援ネットワークづくりと行政・地域・企業・施設等との連携強化と役割分担を推進します。
- ④災害ボランティアセンターの開設と運営のための、迅速かつ的確な支援活動を実現するため、災害ボランティアセンターの設置訓練や、マニュアルに基づく運営訓練ができるよう取り組みます。
- ⑤見守り体制の充実に向けて、郵便局や新聞販売店といった地域に関わりの深い企業など見守り協定を締結し、見守り活動の充実に努めます。

地域福祉計画

行政の取組

【総務課】

- ①新たな自主防災組織の設立及び既存の自主防災組織を育成強化するとともに、防災訓練や防災講座等の開催、防災情報の提供により村民の防災意識の向上に努めます。

【福祉課】

- ②福祉事業所などの協力を得て、地域毎に避難できる福祉避難所の場所の確保に努めます。
- ③読谷村災害時要援護者非難支援計画に基づき、関係課や地域と連携して要介護高齢者や障がい者等の「要配慮者」の把握に努めるとともに、そのうち自ら避難することが困難で特に支援を要する方について「避難行動要支援者台帳」への登録・更新を図るとともに個別の避難計画づくりを行います。

【活動指標】

- ・自主防災組織数
- ・防災訓練参加人数
- ・地域見守り協定事業所
- ・個別避難計画作成件数

3 基本目標3 包括的支援体制の整備

施策Ⅰ 情報提供の充実

【現状・課題】

本村では、「広報よみたん」における健康・福祉情報の連載をはじめ、公式ホームページや公式 LINE、SMS（ショートメッセージ）を活用した健（検）診・子育て支援情報の周知、さらには役場に設置したデジタルサイネージを通じて、各種事業や養成講座の普及啓発に取り組んでいます。

アンケートの調査結果では、住民の福祉情報入手先として、「広報よみたん」が73.0%と圧倒的に高く、依然として紙媒体が重要な役割を果たしていることがわかりました。

一方で、住民の45.4%が情報を適切に「得られていない」と感じており、情報が受け取り手に届きにくい状況も明らかになっています。自ら情報を取りに行かなければならない現状を改善するためには、プッシュ型（届ける型）の周知活動と身近な相談窓口の拡充が求められます。

また、行政や社会福祉協議会が情報を発信しても、受け取り手が意識しなければ情報が届かないという課題もあり、「届け方」の工夫が急務となっています。

社会福祉協議会では、年6回発行の「よみたん社協だより」を通じて、活動や赤い羽根共同募金の状況を報告しています。また、ホームページや公式 LINE の活用に加え、自治会の支え合い活動を集めた広報誌「支え合いよみたん」を発刊し、自治会未加入者にも地域の動きを伝える取組を行っています。

しかし、住民アンケートでは、社会福祉協議会の活動内容を「わかる」と答えた住民が前回調査時より低下しており、情報の伝わり方や浸透度には課題が見られます。

【今後の方向性】

福祉を身近に感じてもらうため、SNSでのタイムリーな発信を強化し、若い世代へのアプローチを工夫します。また、共助基盤の広報として、企業の地域貢献をSNSなどで積極的に紹介し、住民だけでなく企業も巻き込んだ「お互いさま」の支え合い体制を周知します。

【主な取組】

住民の取組

- ① 広報誌や社協だより、村ホームページ、LINE、各種メディアなどを通じて、自分に必要な福祉情報を自ら積極的に取得しましょう。
- ② 行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページをみて、必要に応じた情報収集を行い、身近な人に拡散しましょう。

地域・関係団体の取組

- ① 自社の情報媒体を活用し、地域の支え合い活動や福祉情報の発信・周知に協力しましょう。
- ② 関係団体と協力し、地域の情報共有に努めましょう。
- ③ 地域で開催される福祉関連の研修会などに参加しましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ① 広報紙「よみたん社協だより」やホームページなどの情報提供により、本会事業や福祉についての関心と理解を高めます。また、タイムリーな情報提供を行うために、SNSを活用し発信・周知を行います。
- ② 視覚障がい、高齢などの理由で情報が得られない方を対象に情報支援として音訳ボランティアの協力を得て、広報誌、日本昔話、沖縄の民話などを読み聞かせ録音し、定期的に提供する声の情報提供事業を継続実施します。
- ③ 相談に関する窓口や活動場所などの情報を、福祉関係機関や地域住民に広報・周知します。
- ④ 地域福祉座談会を通し、社会福祉協議会の活動の周知や情報提供・情報交換などを促進します。

地域福祉計画

行政の取組

【福祉課、健康推進課、こども未来課】

- ① 村広報紙や読谷村社会福祉協議会広報紙、村ホームページ、各種メディア、チラシ・パンフレット、電光掲示板の各種情報媒体を通じ、保健福祉に関する情報や地域福祉計画についての情報提供を図ります。
- ② 情報提供にあたっては、見やすく、わかりやすい紙面づくりに努めるとともに、情報提供のユニバーサルデザイン化について研究・改善に努めます。

【健康推進課、福祉課】

- ③ 読谷まつりなど、村民が集い・交流する機会を活かし、福祉や健康づくりに関する啓発活動を行います。

【福祉課】

- ④ 公民館や老人クラブ、各種サークル活動など、村民が集まる場に出向いて情報提供を行うなど、広報・啓発活動の充実に努めます。

【活動指標】

- ・情報提供手段(活用している発信媒体の総数)
- ・地域福祉に関する情報の周知回数

施策2 成年後見制度の利用促進

【現状・課題】

アンケートの調査結果では、成年後見制度を「知っている」と答えた人は31.9%と前回調査時を上回りました。しかし一方で、「知らない」または「詳しい内容まではわからない」と回答した人が全体の7割近くに達しています。また、制度の利用についても半数以上が「わからない」と回答しており、依然として認知不足が課題となっています。

本村では、地域包括支援センターを「総合相談窓口」として、権利擁護や虐待に関する相談に対応しています。また、村内事業所を対象に、制度についての学習会を開催し、専門職の理解を深めていますが、制度の利用促進を図るための「中核機関」や協議会の設置がまだ検討段階に留まっており、現在の人員体制では相談体制のさらなる充実は困難な状況です。

社会福祉協議会では、成年後見制度の手前の段階である判断能力が不十分な方を対象に、金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う「日常生活自立支援事業」を沖縄県社会福祉協議会から受託して実施しています。

また、制度利用までの「つなぎ」として、虐待や搾取から守るための緊急時一時預かり事業や権利擁護に関する相談対応、福祉関係団体への勉強会を通じた啓発活動を推進しています。

【今後の方向性】

地域住民が身近な場所で相談できるよう、権利擁護の啓発活動を継続し、担い手となる生活支援員の発掘にも取り組みます。

成年後見制度の利用促進を図るため、制度の普及啓発に取り組み、中核機関の設置を目指し、人員体制や設置場所の検討を行います。

【主な取組】

住民の取組

- ①権利擁護や成年後見制度についての理解を深め、将来に備えましょう。
- ②虐待と思われる行動を見かけたら、通報しましょう。

地域・関係団体の取組

- ①虐待と思われる行動を見かけたら、関係機関に繋げましょう。
- ②行政や社会福祉協議会が実施する学習会に参加しましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①読谷村内の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理に関する援助などを行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援します。
- ②関係機関と連携を強化し、相談者の権利擁護に努めます。
- ③日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度周知のため広報活動を行います。
- ④生活支援員の確保に向けた人材の掘り起こしや研修会の開催に努めます。

行政の取組

【福祉課】

- ①認知症や知的及び精神障がいにより判断能力が十分でない人が公平にサービスを利用し不利益を被らないよう成年後見制度の周知を図ります。
- ②成年後見制度を申し立てる親族がいないため利用できない人に対しては、申し立て費用や後見人等の報酬の負担を支援する「成年後見制度利用支援事業」の周知を図ります。
- ③後見人の受け皿不足を解消するために、読谷村社会福祉協議会などによる法人後見の実施を検討していくとともに、市民後見の実施についても段階的に検討していきます。

【活動指標】

- ・成年後見制度村長申立件数、相談件数
- ・日常生活自立支援事業件数、相談件数

施策3 包括的な相談支援体制づくり

【現状・課題】

住民アンケートでは、優先すべき施策として「身近な相談窓口の充実」を挙げる住民は36.5%に達し、関係団体調査でも50.0%が「相談機能の充実」を求めています。

一方、悩みを抱えても「家族や友人に相談したくない」「解決できるところはない」と考え、3割近くの住民が相談をためらう傾向にあります。

地域の相談の要である民生委員・児童委員については、住民の約半数（55.7%）が「名前も活動もわからない」と回答しており、地域での相談の入口が機能しにくい状況にあります。

本村では、地域包括支援センターにて高齢者の総合相談に対応や「こども家庭センター」の設置、令和8年度「基幹相談支援センター（障がい福祉）」の設置など、各分野の拠点整備を進めています。

また、複雑化する課題に対応するため、役場関係各課や社会福祉協議会が連携し、属性を問わない包括的な相談窓口の整備と、専門職(コミュニティソーシャルワーカー<CSW>・生活支援コーディネーター<SC>など)の役割明確化を進めています。

社会福祉協議会の取組では、弁護士による法律相談、就労相談、飲酒問題に関する相談など、専門性の高い相談窓口を定期的に開設しています。加えて、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別ケースへの対応のみならず、地域支え合い活動委員会への参画を通じて、住民の気づきを適切なサービスに繋げる伴走支援を行っています。

こうした体制整備が進む一方で、子育てに困り感を抱えながら孤立している方や、生活困窮を隠す傾向にある世帯、支援を拒否する世帯など、潜在的な支援対象者をいかに事業に繋げるかも大きな課題となっています。

相談支援内容(社会福祉協議会への相談)

相談内容	相談内容
こどもに関すること	ご近所トラブルに関すること
障がいに関すること	生活支援に関すること(見守りなど)
就労に関すること	ゴミ屋敷に関すること
年金に関すること	ニート・ひきこもりに関すること
介護・認知に関すること	災害時要援護者に関すること
依存症、精神疾患に関すること	生活困窮に関すること
病気、健康に関すること	生活福祉資金に関すること
住居に関すること	法外援護に関すること
日常生活自立支援事業・成年後見制度に関すること	専門相談(弁護士・司法書士など)
DV・虐待に関すること	社協事業に関すること

【今後の方向性】

訪問支援を主体とした「届ける支援」を強化し、潜在的な困窮層の早期発見や制度の狭間にある課題にも柔軟に対応できる福祉基盤を構築します。

【主な取組】

住民の取組
①支援が必要になった場合に困らないよう、相談先・サービス内容に関する理解に努めましょう。
②民生委員・児童委員など、身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談ができるような相談先を確保しておきましょう。

地域・関係団体の取組

- ①ライフライン(電気・ガス・水道)事業者や新聞店などは、異変を感じたら通報しましょう。
- ②自治会や関係機関と連携し、気になる人の把握や情報提供を行いましょ。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①協議体などの場やネットワークを通じて、地域の活動や福祉関係機関、行政、社会福祉協議会などの連携を強化します。
- ②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を2中学校区へ各1名配置します
- ③行政や福祉関係機関との連携を強化し、制度の狭間の方々を支える仕組みづくりを行います。
- ④高齢・障がい・子育て・生活困窮者等の支援において、相談員の配置などを通じて社会福祉協議会内の相談支援体制を強化します。
- ⑤フードバンク活動について、村民・企業などへの周知を図るとともに、活動への参加を促進します。
- ⑥社会福祉協議会内の横断・連携した相談体制を強化し、コミュニティソーシャルワーク機能強化に向けた社会福祉協議会職員のスキルアップを行います。

地域福祉計画

行政の取組

【福祉課】

- ①福祉的支援を必要とする村民に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、各種調整機能の中心となるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の継続配置を図ります。
- ②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の資質向上を図るため、各種資格の取得促進を図るとともに、コミュニティソーシャルワークに関する各種研修への参加促進を図ります。
- ③村民にとって身近な地域で相談対応や支援のための体制づくりが行えるよう、「中圏域」(2箇所)で相談支援センターの確保を図ります。設置場所は既存の福祉関連施設などを活用するとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や各種ボランティアの活動拠点としていきます。
- ④生活に困窮する方について、生活保護に至る前の段階から適切な支援につないでいくためにも、行政各課やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)などとの連携を図り、生活困窮世帯の情報を早期に把握していきます。
- ⑤パーソナルサポートセンターとの連携をはじめ、読谷村社会福祉協議会や地域、村内事業所などとの連携により共助の基盤づくりを行い、就労先や住まいの開拓、社会参加の場づくり、こどもの学習支援・居場所づくりなどの支援に努めるなど、地域づくり活動の実践を通し、生活困窮者の自立支援に努めます。

【健康推進課、こども未来課】

- ⑥児童虐待、生活困窮、保護者の疾病、ひとり親世帯、こどもの発達障がい、ヤングケアラーなど、困難な状況にあるこどもとその家庭の複雑かつ多様化した課題に対応するため、従来の「子ども家庭総合支援拠点」の機能を強化し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対して一体的な相談支援を行う「読谷村こども家庭センター」を設置しました。これにより、母子保健と児童福祉の両機能が切れ目なく連携・協力し、児童とその家庭に寄り添いながら、児童とその家庭を孤立させないための支援について、関係機関や各種団体とより一層連携して取り組みます。

【健康推進課、こども未来課、福祉課】

- ⑦虐待防止などに向けた啓発を効果的に行うため、庁内関係各課の連携による虐待に関する講演会などの開催を検討していきます。

【活動指標】

- ・相談員のスキルアップ研修開催数、参加人数、参加率

施策4 専門機関・関係機関との連携強化

【現状・課題】

本村では、複合的な問題を抱える個別ケースに対し、役場関係各課と社会福祉協議会が連携して情報共有を行っています。

また、多職種連携の推進として、「ケアマネ情報交換会」や「助産師情報交換会」などを開催し、専門職同士の顔の見える関係づくりを進めています。

さらに、村内24自治会で民生委員・児童委員、自治会、地域の有志といったキーパーソンが参加し、地域課題の解決に向けた協議が行われています。

外部団体との協力体制は、沖縄県中部地区医師会への「在宅医療介護連携推進事業」の委託や、パーソナルサポートセンターと連携した生活困窮者支援（ワンストップ相談会など）を実施しています。

【今後の方向性】

今後も専門機関との連携強化に取り組むとともに、地域支え合い活動委員会に、これまでのキーパーソンだけでなく、地域の事業所（介護サービス、スーパーなど）の多様な人材を巻き込み、地域づくりを推進します。

【主な取組】

地域・関係団体の取組

- ①地域支え合い(活動委員会の)会議に出席し、専門機関・関係機関と顔の見える関係を築きましょう。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取組

- ①地域ケア会議、中学校生徒指導連絡協議会、こどもの居場所ネットワークなどの福祉関連団体・事業所等との交流・情報交換を積極的に行い、連携・情報共有を促進し地域福祉活動の活性化を図ります。
- ②各分野の専門機関との研修会などを通して、多職種連携を強化します。
- ③地域・企業・公益法人などお互いの顔が見える関係づくりを行います。
- ④地域の課題や法人や企業の強み・できることを学ぶ機会をつくれます。
- ⑤地域課題と企業の社会貢献活動のマッチングを行います。

地域福祉計画

行政の取組

【こども未来課】

①要保護児童対策地域協議会や障がい者の地域自立支援協議会などを開催する中で、福祉関連団体、事業所との連携強化を図ります。

【福祉課】

②各種当事者団体の活性化に向け、加入促進や活動支援に努めます。

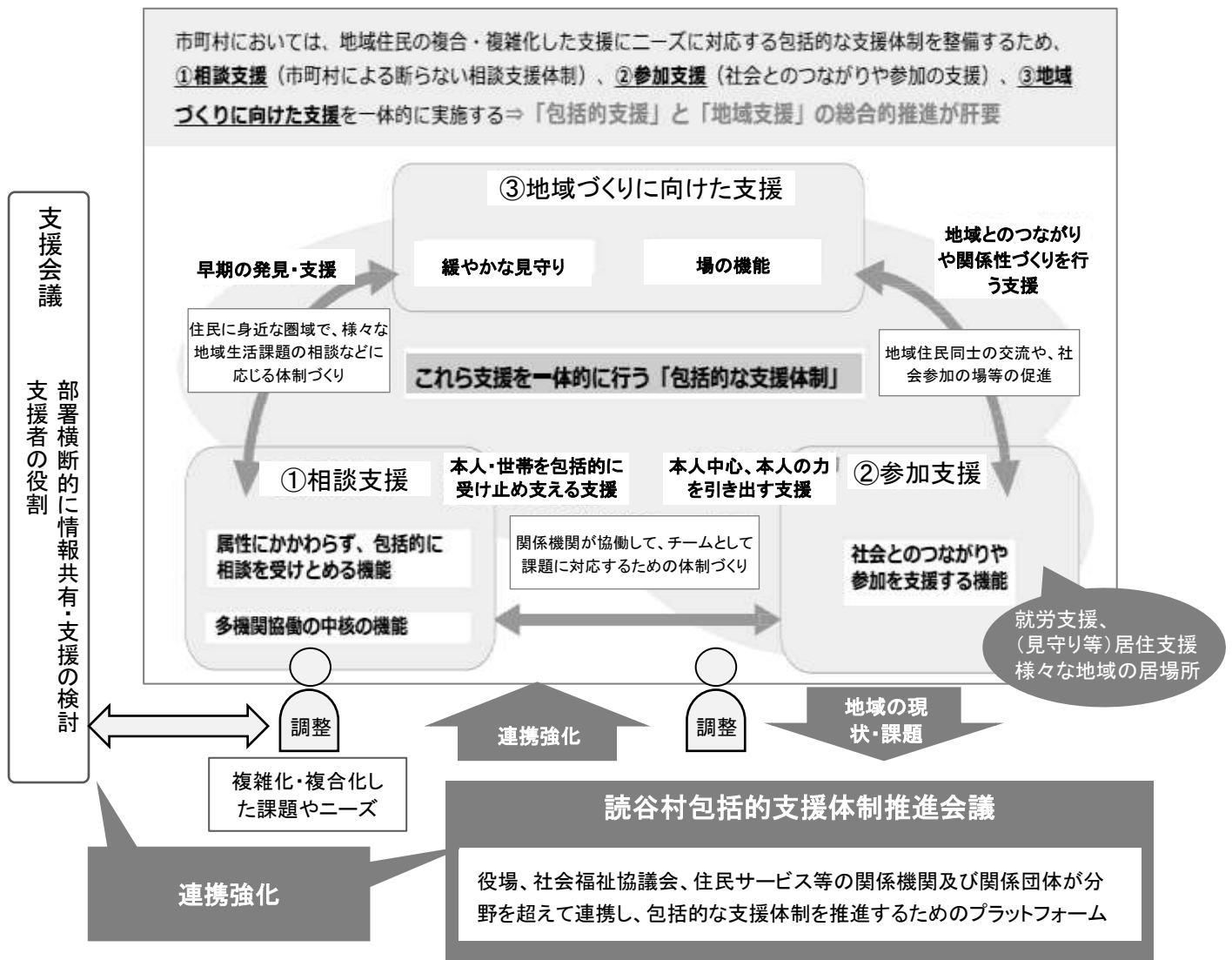
③村内に立地する福祉関連事業所間の情報共有及びサービス向上を図るため、事業所連絡会の開催を図り、情報交換を通じて住民の実態及びニーズの把握に努めます。

④地域福祉に係る活動を行っている村内のNPOなどの情報収集を図るとともに、取組（インフォーマルサービスや有償ボランティアなど）の充実促進に努めます。

【活動指標】

- ・支援会議開催数
- ・包括的支援体制推進会議開催数

包括的支援体制の整備（イメージ）



第5章 読谷村自殺対策計画

1

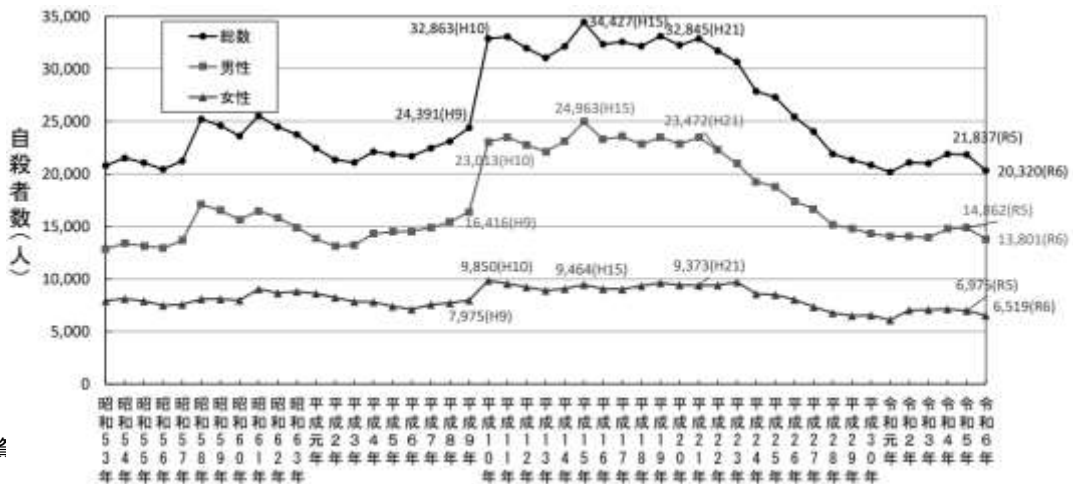
計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成14年に15年ぶりに3万人を下回りました。また、平成22年以降は10年連続減少し、令和元年には2万169人で、昭和53年の統計開始以来最少となりました。

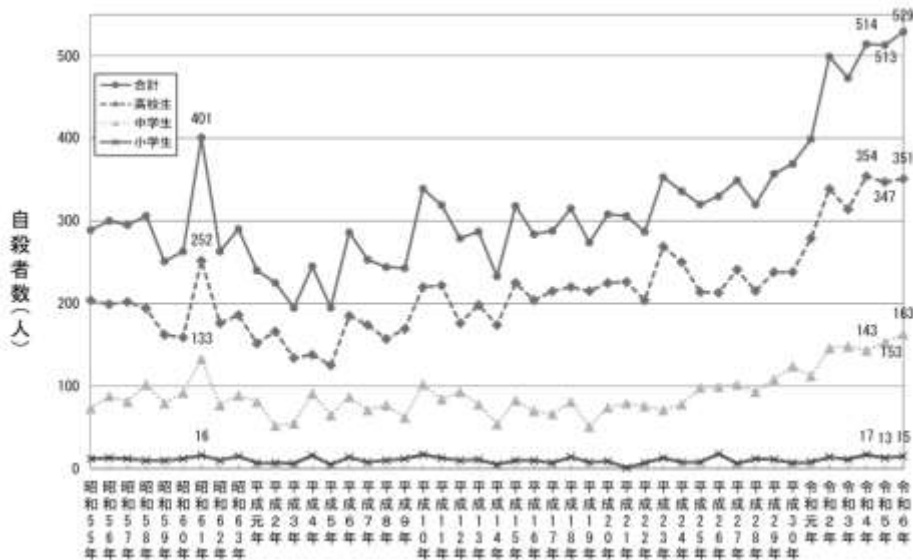
しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化した令和2年は2万1,081人となり、11年ぶりに増加に転じました。その後は、2万1,000人台で推移しており、令和5年は、2万1,837人となっています。このように、依然として、2万人を超える方が自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。

自殺者数を男女別にみると、男性は統計開始以降一貫して女性を上回り、女性の約2倍となっています。また、近年では小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

日本の自殺者数の推移



小中高生別自殺者数の年次推移



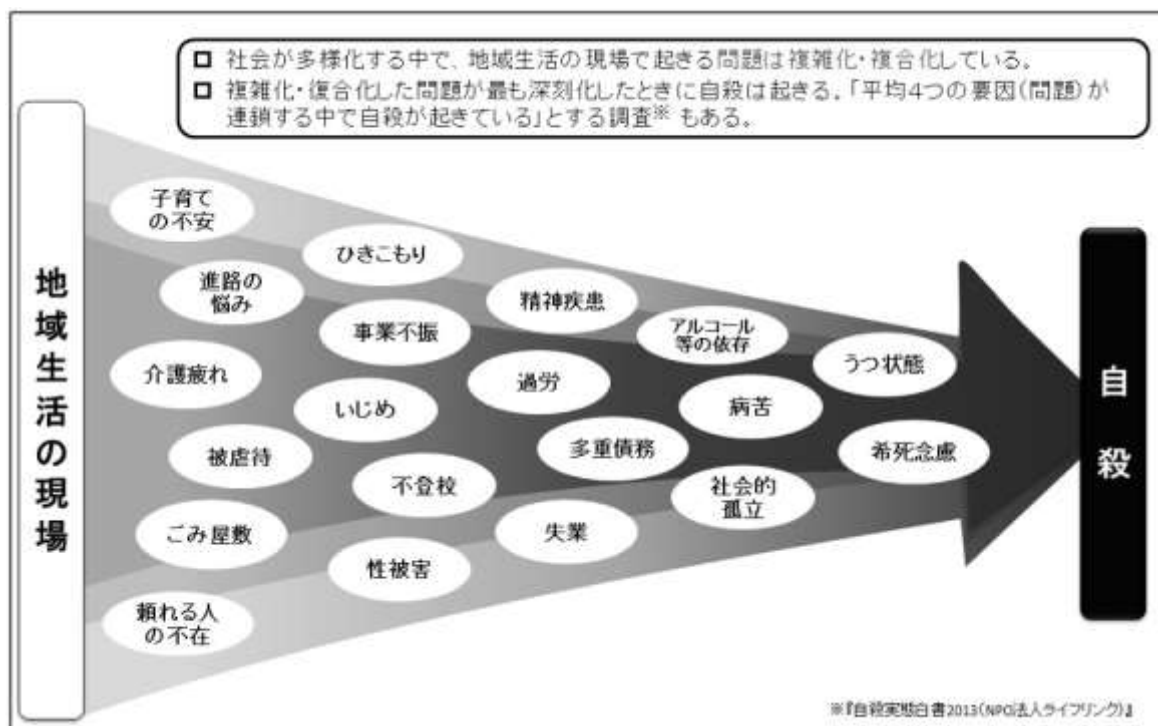
資料: 国勢調査

(1) 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があります。

自殺に至る心理として様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の多様な機関との連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

読谷村では、地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで、一人ひとりの大切な「いのち」をみんなて支え合い、「誰一人自殺に追い込まれることのない読谷村」の実現を目指します。



基本理念

誰一人自殺に追い込まれることのない読谷村

(2) 基本的な認識

1. 自殺は誰にでも起こり得る問題である
2. 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
3. 自殺は社会的な問題であり、関係機関の連携のもと、村全体で対策を推進する

国の「自殺総合対策大綱」を指針とし、本村の自殺対策については、3つの基本認識を共有し、「誰一人自殺に追い込まれることのない読谷村」の実現に向け、「生きることの包括的な支援」として、庁内各課の横断的連携はもとより、関係機関、そして村民一人ひとりが手を取り合う、地域一体となった取組を展開します。

3 計画の位置付け・計画の期間

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、第4次読谷村地域福祉計画・読谷村地域福祉活動計画と一体的に取り組むものとして、本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、自殺防止を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱において、国は令和8年までに人口10万人あたりの自殺死亡者数（自殺死亡率）を平成27年の18.5人から13.0人以下まで、30%以上減少させることを目標として定めています。

本村においても、令和2年～令和6年平均の自殺死亡率を基準値とし、目標年度である令和12年までに、30%以上減少させることを目指します。

	現状値 令和2年～令和6年 平均	目標値 令和12年 現状値の30%以上減少
自殺死亡率 (人口10万対)	16.27	11.39

※人口10万人あたりの自殺死亡者数(自殺死亡率):自殺死亡者数÷人口×100,000

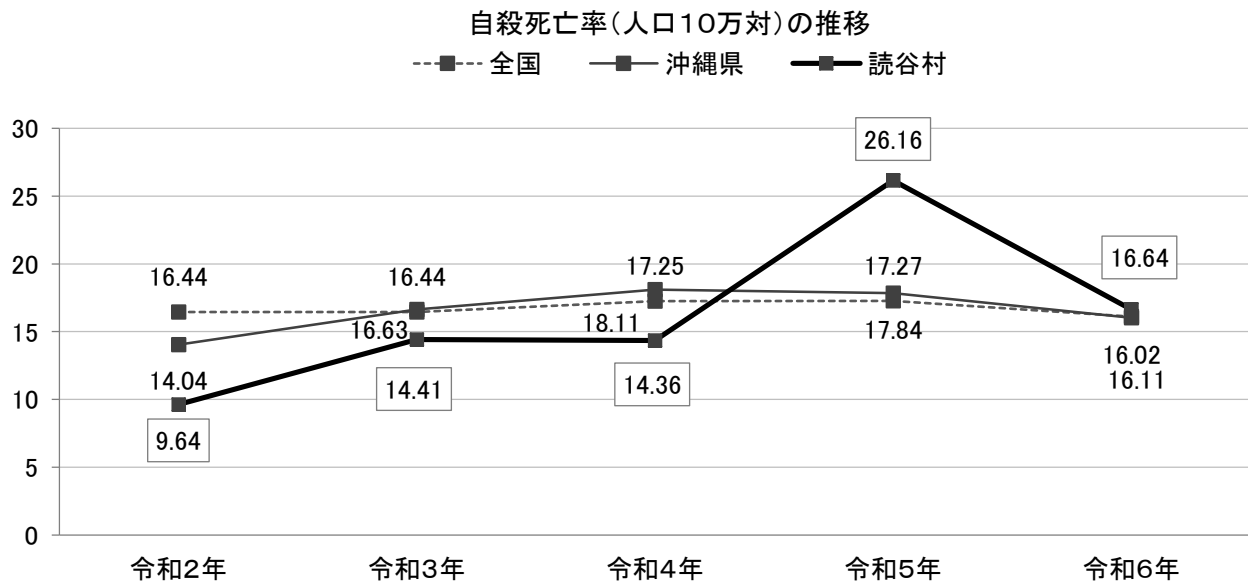
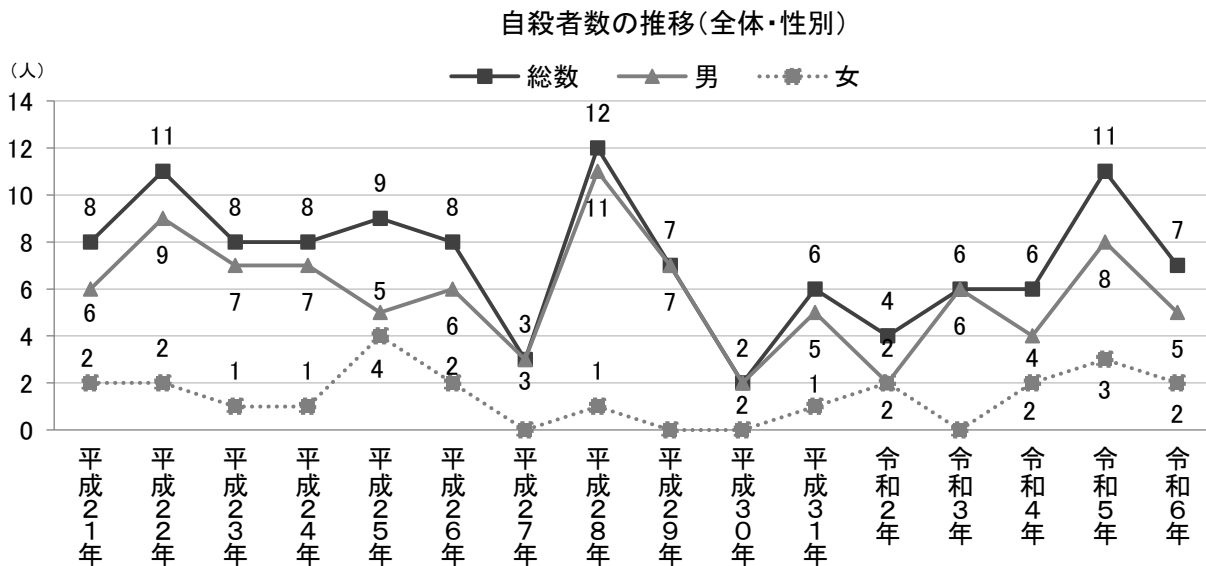
5

現状と課題

(1) 自殺の現状

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

地域自殺実態プロファイル2025における本村の自殺者数は、令和2年から令和6年の5年間で34人、男女の内訳は男性が25人、女性が9人で自殺者の7割強が男性となっています。自殺死亡率（人口10万対）は、令和5年に一時的に増加していますが、令和6年は16.64（全国16.11）となっています。



※各データは「地域自殺実態プロファイル2025」に基づくものです。

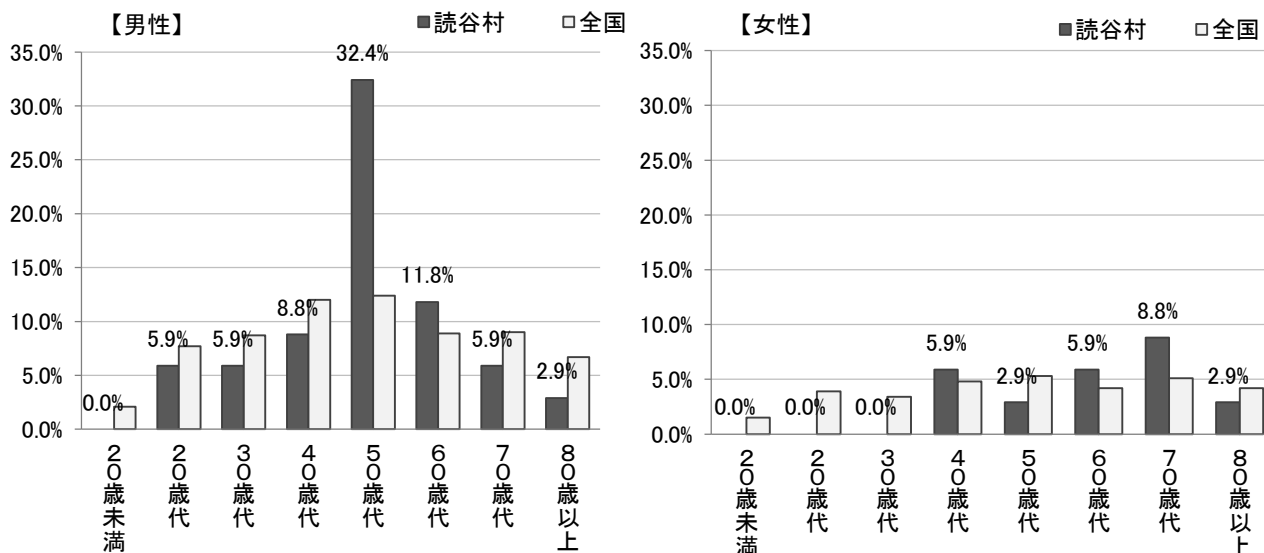
「地域自殺実態プロファイル2025」は各自治体の警察統計(自殺日・住所地)直近5年間の状況を基に分析・提供された資料です。

②性・年代別の自殺者割合と自殺死亡率

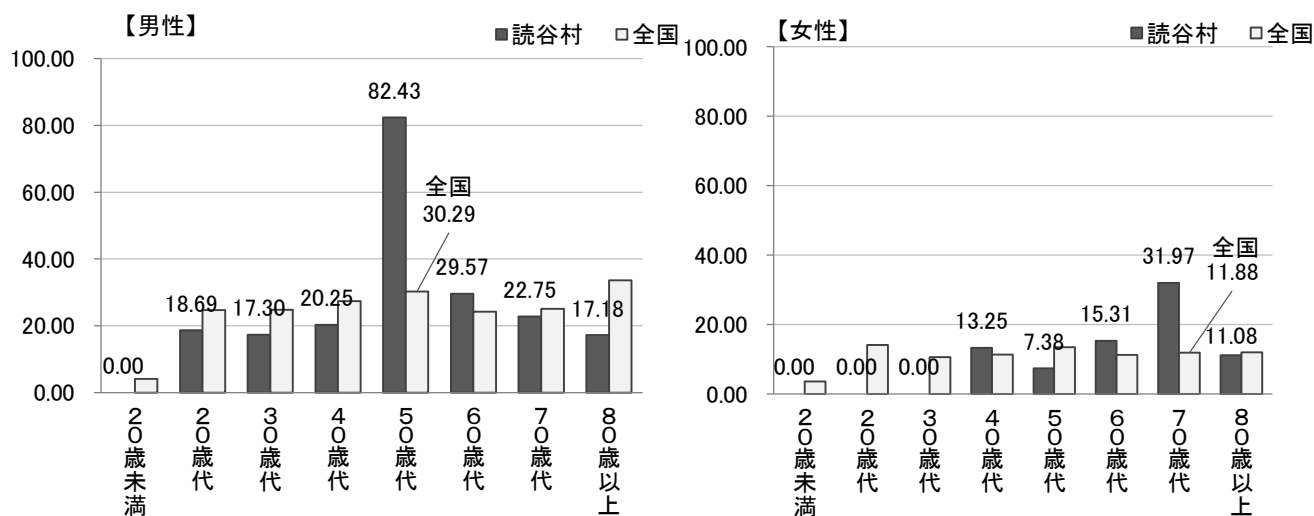
本村では、令和2年～令和6年の5年間で50歳代男性の自殺が最も多く、自殺者全体の32.4%を占めています。

平均自殺死亡率（10万対）をみると、50歳代男性の自殺死亡率が82.43と高く、全国の30.29を大きく上回っています。また、女性は70歳代が31.97と最も高くなっています。

性・年代別の自殺者割合 令和2年(2020年)～令和6年(2024年)平均



性・年代別の平均自殺死亡率(10万対) 令和2年(2020年)～令和6年(2024年)平均

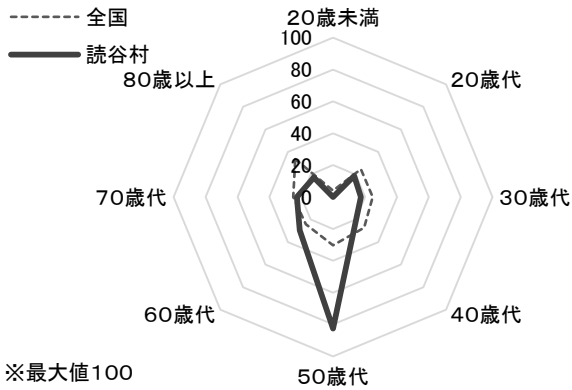


性・年代別自殺死亡率(10万対)比較令和2年(2020年)～令和6年(2024年)平均

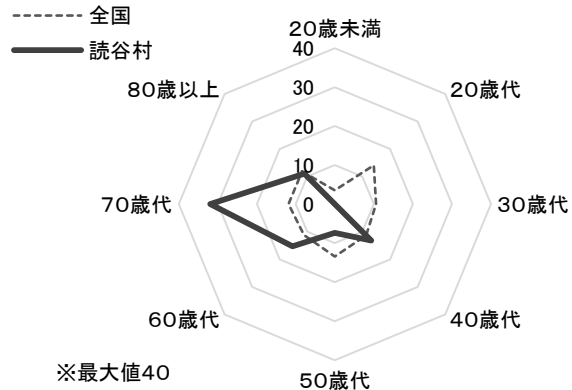
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
全国	4.06	24.67	24.80	27.41	30.29	24.25	25.04	33.63
読谷村	0.00	18.69	17.30	20.25	82.43	29.57	22.75	17.18

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
全国	3.52	14.08	10.56	11.33	13.43	11.19	11.88	11.91
読谷村	0.00	0.00	0.00	13.25	7.38	15.31	31.97	11.08

【男性・年代別自殺死亡率(比較)】



【女性・年代別自殺死亡率(比較)】



③対策が優先されるべき対象群の把握

本村では、働き盛りを含めた中高年男性について、無職の方を中心に自殺者が多くなっています。

背景にある主な自殺の危機経路から、優先して自殺対策を図るべき対象群（重点パッケージ）として「無職者・失業者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」を挙げています。

読谷村の主な自殺者の特徴 令和2年(2020年)～令和6年(2024年)

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳無職同居	5	14.7%	170.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	5	14.7%	23.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳無職独居	4	11.8%	649.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳無職同居	4	11.8%	111.1	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職独居	3	8.8%	66.9	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料:警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

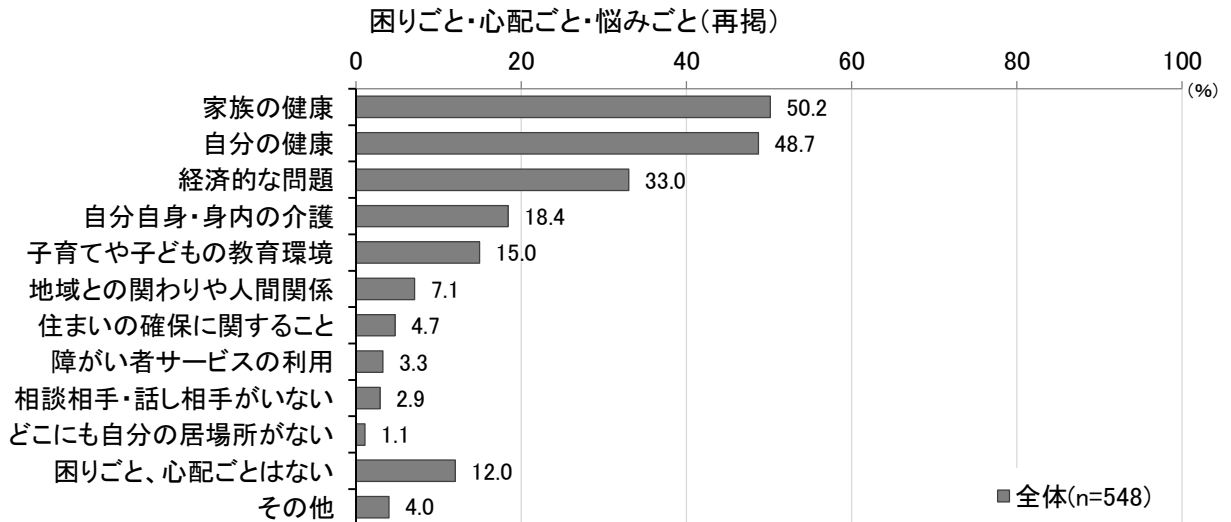
重点パッケージ

無職者・失業者	生活困窮者	勤務・経営
---------	-------	-------

(2) 村民意識調査

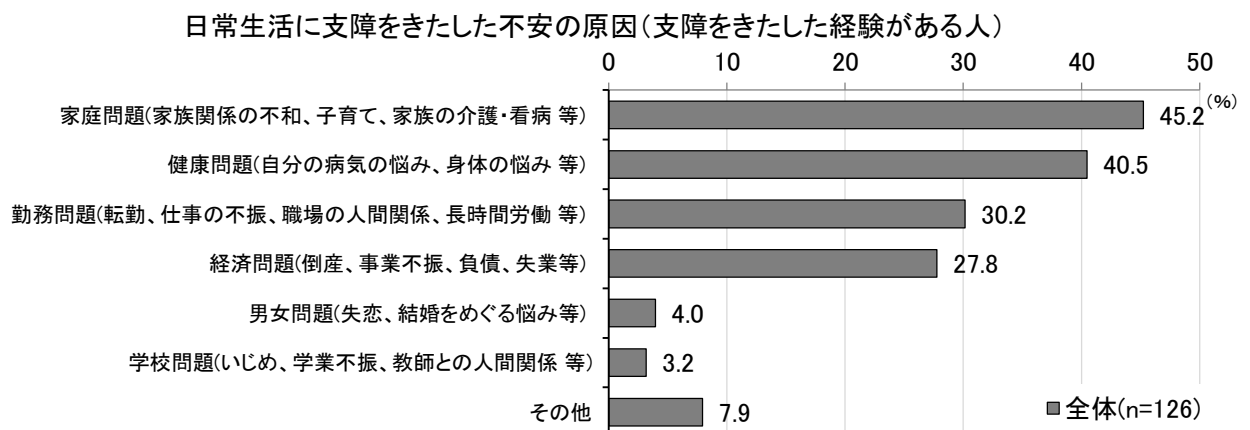
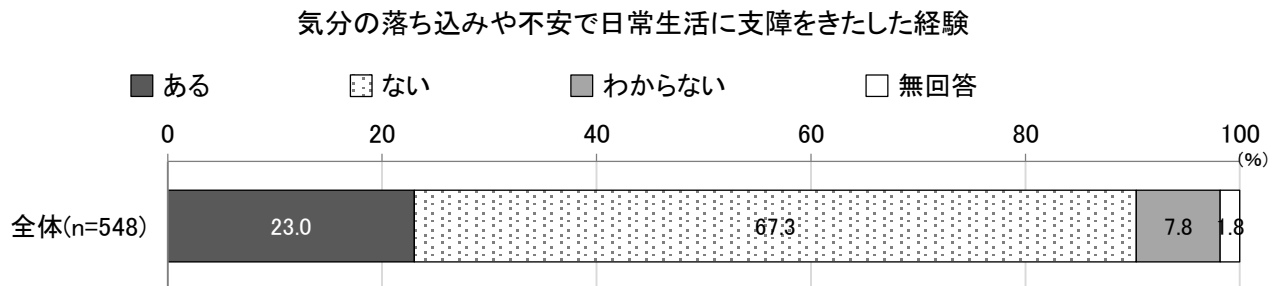
①生活上の悩みや不安、心の不調による生活への影響

「困りごと・心配ごと・悩みごと」では、健康問題に次いで、「対策が優先されるべき対象群の”背景にある主な自殺の危機経路”」にも示されている「経済的な問題」、「自分自身・身内の介護」が多くなっています。



②心の不調による生活への影響

気分の落ち込みや不安で日常生活に支障をきたした経験について、「ある」と回答した人は23.0%となっており、主な原因は「家庭問題」が45.2%と最も高く、次いで「健康問題」が40.5%「勤務問題」が30.2%となっています。

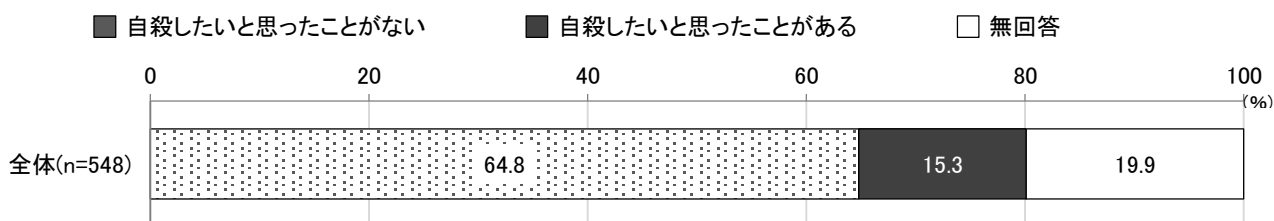


③自殺に関する思考・傾向

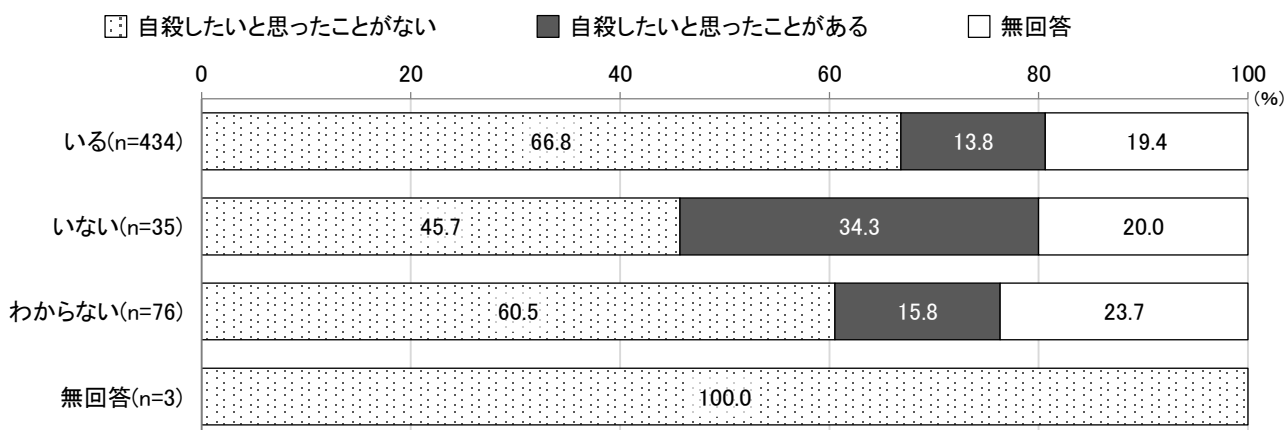
自殺に関する調査では、全体の15.3%が「本気で自殺したいと思ったことがある」と回答しています。これを身近な支援者（助けてくれる・頼れる方など）の有無との相関で見ると、支援者が「いない」層は、「いる」層に比べて「自殺したいと思ったことがある」の割合が2倍以上となっており、人とのつながりや見守りの有無が、住民の精神的健康や安心感に大きく影響していることがわかります。

加えて、日常生活に支障をきたす不安の原因では、「自殺したいと思ったことがある」層では、そうでない層に比べて家庭問題や勤務問題、経済問題が高い傾向にあり、家庭・職場・経済面における複合的な困難が背景にある可能性が推察されます。

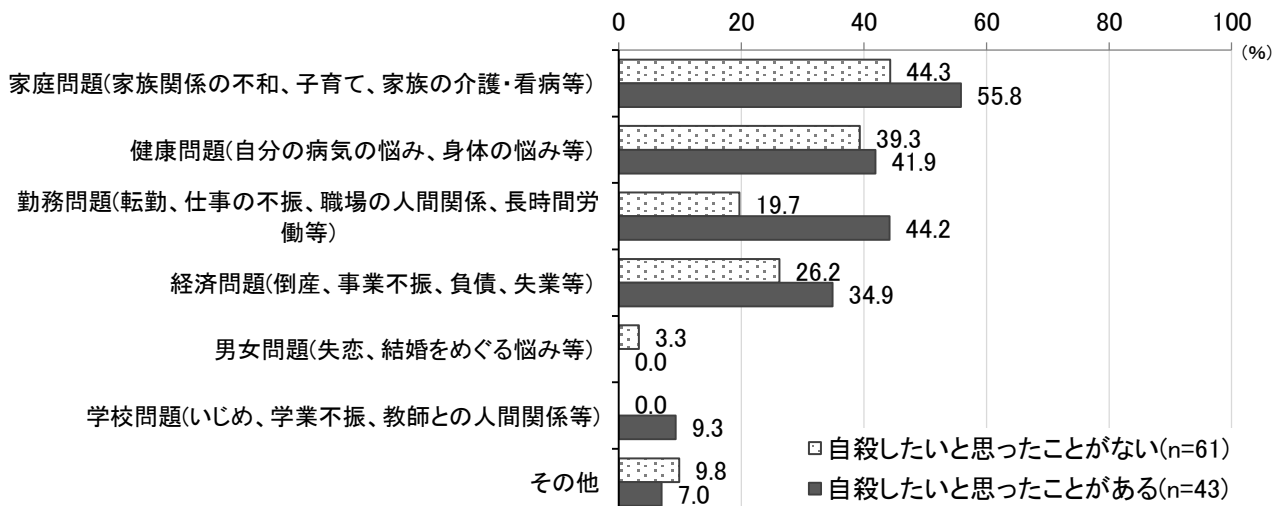
本気で自殺したいと思ったことがある



「本気で自殺したいと思ったことがある」×「助けてくれる・見守ってくれる・頼れる方がいる」



「本気で自殺したいと思ったことがある」×「日常生活に支障をきたした不安の原因」



④相談支援体制、情報提供

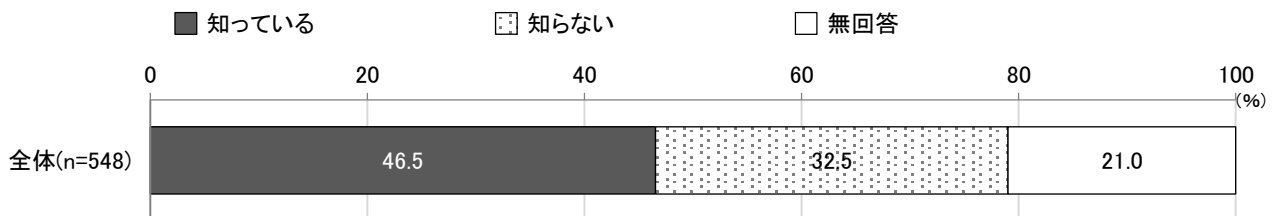
住民意識調査の結果、自殺や自殺未遂に関して相談できる機関の認知度は46.5%に留まっており、約3割の住民が相談先を「知らない」と回答しています。また、この認知度の低さは、住民が困難に直面した際の行動にも反映されています。

実際に「自殺を考えたときにどのように乗り越えたか」の回答では、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」、「できるだけ休養をとるようにした」といった個人的なセルフケアが上位を占めており、専門機関や専門家への相談は少なく、「特に何もしなかった」という層も17.9%存在します。

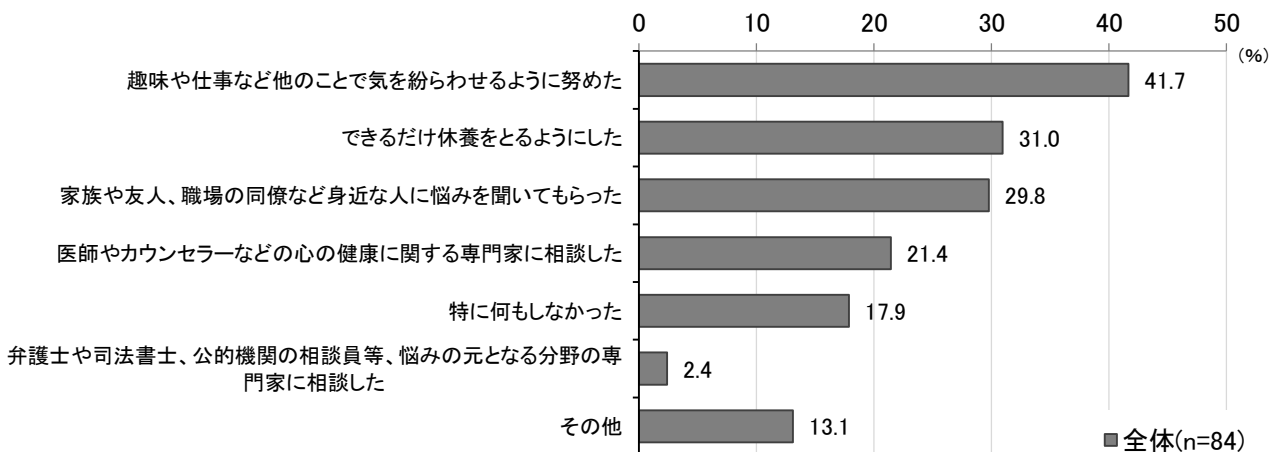
これらのことから、多くの住民が専門機関や相談先を十分に認知していないために、深刻な悩みを抱えても自助努力や身近な関係性の中だけで解決しようとしている現状が推察されます。

今後は、孤立しやすい世帯や個人に対して相談支援や見守りの機会を広げるとともに、家族や友人、地域住民といった身近な人々が、悩みのサインにいち早く気づき、適切に声をかけ、必要な支援へと繋ぐ「ゲートキーパー」として機能できるよう、養成講座の開催や普及啓発を推進する必要があります。

自殺や自殺未遂者に関して相談できる機関の認知度



自殺を考えた際の克服方法



(3) 課題の整理

①特定の属性における高い自殺リスク

読谷村の地域自殺実態プロファイル2025（令和2年～令和6年）によると、5年間の合計34人の自殺者のうち約7割強が男性であり、特に50歳代の男性が多く、失業や勤務問題からうつ状態となり、自殺へ至る過程が背景として見られます。

優先して対策を講じるべき重点対象群として「無職者・失業者」「生活困窮者」「勤務・経営」が挙げられています。

②相談支援体制と援助希求行動の不足

住民意識調査の結果、自殺や自殺未遂に関して相談できる機関を「知らない」と回答した住民が約3割に上ります。

また、深刻な悩みに直面した際も、専門機関への相談ではなく「趣味や仕事で気を紛らわせる」「休養をとる」といった個人的なセルフケアに留まる傾向があることから、必要な情報が住民に届いておらず、住民が支援を求める行動に結びついていない現状が見られます。

③支援困難ケースへの対応

既存の支援体制では繋がりを維持することが難しい、支援を拒否する世帯やひきこもりなどの支援困難ケースが存在しています。当事者が自責の念や社会的偏見から困窮を隠し、孤立を深めてしまうため、訪問支援を含めた、より高度で丁寧な相談支援体制の構築が求められています。

④複合的・連鎖的な困難の背景

自殺の背景には、家庭・職場・経済面における複合的な困難が連鎖している可能性が示唆されています。特に、働き盛りの中高年男性においては失業や仕事の問題から「うつ」への危機経路が見られ、仕事や経済的な不安と心身の健康問題が密接に関わっています。

⑤地域コミュニティの機能低下と認知不足

地域福祉の基盤となる自治会の加入率が5割を下回り、コミュニティの希薄化や担い手不足が進行しています。

また、村民を支える重要な仕組みである支え合い活動委員会や民生委員・児童委員などの役割についても、多くの住民が「名前も聞いたことがない」と回答しており、地域全体で支え合う意識の醸成が不十分な状況にあります。

⑥高齢者の孤立と健康不安

村内では老年人口が増加し、高齢者単独世帯が増えています。身体的疾患や介護疲れを背景とした健康問題は自殺の大きな要因となっており、地域包括ケアシステムと連動した見守りや、生きがいや役割を持てる居場所づくりが急務となっています。

6

取組の方向性

(1) 読谷村として取り組む施策

読谷村の課題及び自殺総合対策大綱、沖縄県自殺対策推進計画、「地域自殺対策政策パッケージ」の基本的な考え方を踏まえ、5つの基本施策と本村が特に力を入れるべき支援群に焦点を絞った3つの「重点施策」に沿って、自殺対策に資する取組を推進していきます。

基本施策	施策の方向性
1 地域におけるネットワークの強化	①地域における連携・ネットワークの強化 ②庁内における連携・ネットワークの強化
2 住民への啓発と周知	①自殺予防週間等の普及啓発 ②情報提供の充実
3 自殺対策を支える人材の育成	①多様な主体への啓発 ②直接的に関わる人材の育成
4 生きることの促進要因への支援	①相談支援体制の充実 ②居場所づくりの充実 ③残された遺族への支援
5 児童生徒への予防的支援の充実	①学校教育での SOS 教育の実施 ②相談体制の整備 ③関係団体等の連携強化
重点施策	①無職者・失業者 ②生活困窮者 ③勤務・経営

(2) 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

生きることの包括的な支援としての自殺対策を地域全体で推進・展開すべく、庁内外のさまざまな部署や関係機関、地域の関係者が連携・協働しながら、住民一人ひとりが安心して暮らし、社会とのつながりや役割を感じられる環境づくりを進めます。支援体制の整備や基盤・枠組みの構築を図るとともに、これらの取組を継続的に強化し、地域全体で自殺対策を推進していきます。

①地域における連携・ネットワークの強化

民生委員・児童委員、自治会、地域支え合い活動委員会、福祉関係団体など、地域の多様な主体と連携し、日頃から顔の見える関係づくりと情報共有を行います。

地域で把握された悩みや困りごとを早期に支援につなげられるよう、見守り活動や支え合いの取組を通じて、地域における自殺対策のネットワーク強化を図ります。

②庁内における連携・ネットワークの強化

「支援会議」、「包括的支援体制推進会議」を中心に庁内各分野の部署と連携し、自殺対策の推進のために必要な事項について協議するとともに、部署横断的に情報共有・支援の検討を行い、自殺対策を推進します。

2 住民への啓発と周知

自殺対策においては、「自殺に追い込まれる危機」は誰にでも起こり得るものであることを社会全体で共有し、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めること、また、困難な状況に直面した際には誰かに援助を求めることが適切であるという認識を広げていくことが重要です。本村では、こうした考え方が住民の共通認識となることを目指し、積極的な普及啓発に取り組むとともに、正しい知識の普及と理解の促進を図り、自殺予防に向けた地域づくりを進めます。

①自殺予防週間などの普及啓発

自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）などのあらゆる機会に普及啓発活動を行い、自殺の防止に関する住民の理解の促進を図ります。

②情報提供の充実

自殺の問題は一部の人の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題です。自殺に対する住民の理解促進を図るとともにこころの健康や自殺予防対策について村民一人ひとりの理解が深まるよう、チラシを作成し、各所に配布します。また「広報よみたん」やホームページを通じた情報発信のほか、地域支え合い活動委員会など、地域活動を通して、自殺対策及び精神保健に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

3 自殺対策を支える人材の育成

悩みや困難を抱える人の孤独・孤立を防ぎ、必要な支援へとつなげるためには、身近な人の変化に「気づき」、「声をかけ」、「適切な支援につなぐ」人材の存在が不可欠です。

本村では、こうした役割を担う人材を「ゲートキーパー」と位置づけ、地域全体で支え合う体制づくりに向けた人材育成を推進します。

①多様な主体への啓発

住民主体の見守り活動を支援するため、社会福祉協議会職員や地域支え合い活動委員会、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター等に対し、自殺対策に関する情報提供を行い、地域における見守りや支援につながる連携調整の充実を図ります。

②直接的に関わる人材の育成

こころの健康問題に関する相談機能を向上させるため、地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のため、沖縄県の実施する研修会へ参加します。

地域の住民が周囲の人の変化に気づき、適切な支援につなげられるよう、相談先や支援制度に関する情報提供を行い、地域における支援体制の強化を図ります。

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策においては、危機要因の軽減と同時に、「生きる力」を支える視点が重要です。本村では、住民が安心して暮らし、社会とのつながりや役割を感じながら生活できるよう、居場所づくりや交流の促進、孤立の防止、自己肯定感や危機から立ち直る力を育む取組を推進し、生きることの促進要因の強化を図ります。

また、自殺により身近な人を失った遺族などに対しては、思いや状況に寄り添いながら、必要な支援や情報を適切なタイミングで提供し、安心して相談できる体制の整備を進めることで、支援の充実を図ります。

①相談支援体制の充実

心身の健康、経済的困窮、家庭問題など、複雑かつ複合的な課題を抱える住民が、早期に適切な支援につながるよう相談体制を強化します。

庁内関係各課や関連機関が緊密に連携し、制度の狭間にあるニーズにも迅速に対応できる体制づくりを推進します。

②居場所づくりの充実

自治公民館や地域支え合い活動委員会などの既存の地域資源を最大限に活用し、誰もが役割を持ち、安心して過ごせる心のよりどころを確保します。

特に、ひきこもり傾向にある人や生活困窮世帯のこどもなど、孤立のリスクが高い層に対しては、アウトリーチと並行して居場所の情報を提供し、地域社会とのつながりを再構築できるよう支援します。

③残された遺族への支援

自殺に対する社会的偏見を払拭するための正しい知識の普及啓発を行うとともに、沖縄県が実施する『自死遺族の分かち合いの会』などの自助グループに関する情報を適切に提供し、こころのケアにつなげます。

5 児童生徒への予防的支援の充実

児童生徒が困難な状況に気づき、信頼できる大人に援助を求める力（SOSを出す力）を育む教育を推進します。

①学校教育でのSOS教育の実施

学校において、児童生徒が悩みや危機に気づき、適切に助けを求める力を育む「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施します。

②相談体制の整備

青少年センターにおける教育相談をはじめ、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラー等の充実・連携強化を図るとともに、不登校児童生徒の保護者が必要とする支援、相談や指導などを受けていない児童生徒へのアプローチのあり方など、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

③関係団体の連携強化

児童生徒の早期のＳＯＳへの対応やそれぞれの支援ニーズに対応できるよう、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーなどの専門職をはじめ、福祉の関連部署、コミュニティ・スクールの学校運営協議会など、関係団体の連携強化を図ります。

(3) 重点施策

①生活困窮者

就職・生活支援パーソナルサポートセンターや「くらし・仕事なんでも相談」の情報を周知徹底し、生活に困難を抱える住民が適切な支援につながるようにします。

自ら相談に来ることが難しい『潜在的な困窮層』を早期に発見するため、訪問支援を主体とした「届ける支援」時間をかけて丁寧に関わりを継続し、信頼関係を再構築する伴走型の支援を展開します。

また、社会福祉協議会のフードバンクなどの活動とも協働し、制度の狭間にいる世帯へも必要な情報を届け、社会的孤立を防止します。

②無職者・失業者

読谷村の自殺の状況をみると、働き盛り世代から高齢層に至るまで、無職・失業者の男性が占める割合が高いことが特徴として示されています。こうした状況を踏まえ、就労支援や生活困窮者自立相談支援の情報を、広報誌やSNS、公共施設などを通じて広く周知徹底します。

③勤務、経営

離職そのものを予防し、働く人の心身の健康を守るため、村内企業に対し、メンタルヘルスケアの重要性や長時間労働・ハラスメント対策に関する啓発を行い、心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりを促進します。

第6章 読谷村再犯防止推進計画

1

計画策定の背景

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを感じ、立ち直りには多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることが期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、村民が安全で、安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、「読谷村再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等の社会復帰の支援に努めます。

2

計画の位置付け・計画の期間

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画であり、第4次読谷村地域福祉計画・読谷村地域福祉活動計画と一体的に取り組むものとして、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、再犯防止を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

3

再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした人等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

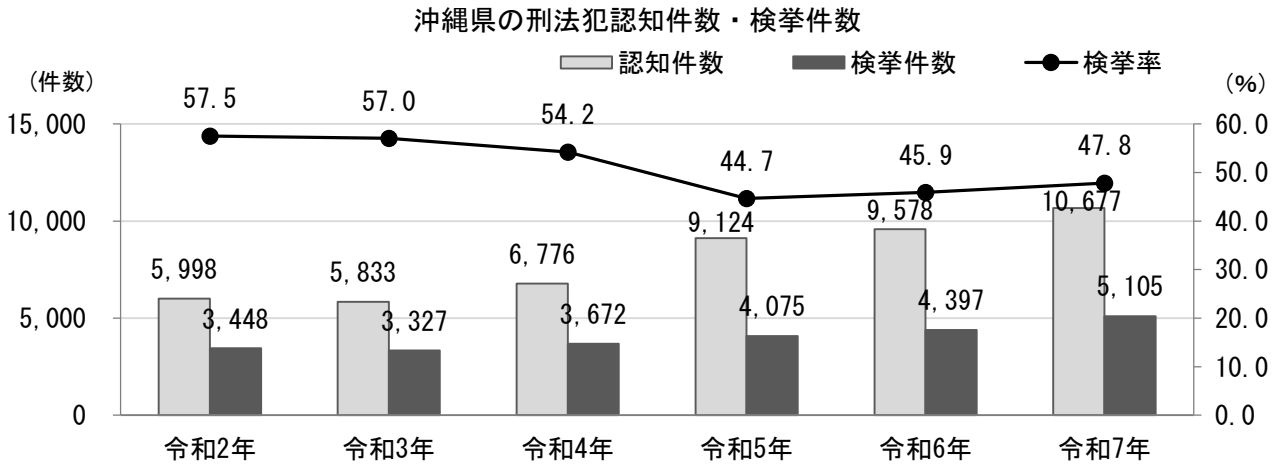
4

現状と課題

(1) 沖縄県の犯罪発生状況

沖縄県の刑法犯認知件数は年々増加しており、検挙件数もこれに伴って増加しています。

検挙率は令和3年までは緩やかに低下し、令和4年に大きく減少したものの、令和5年は増加に転じています。

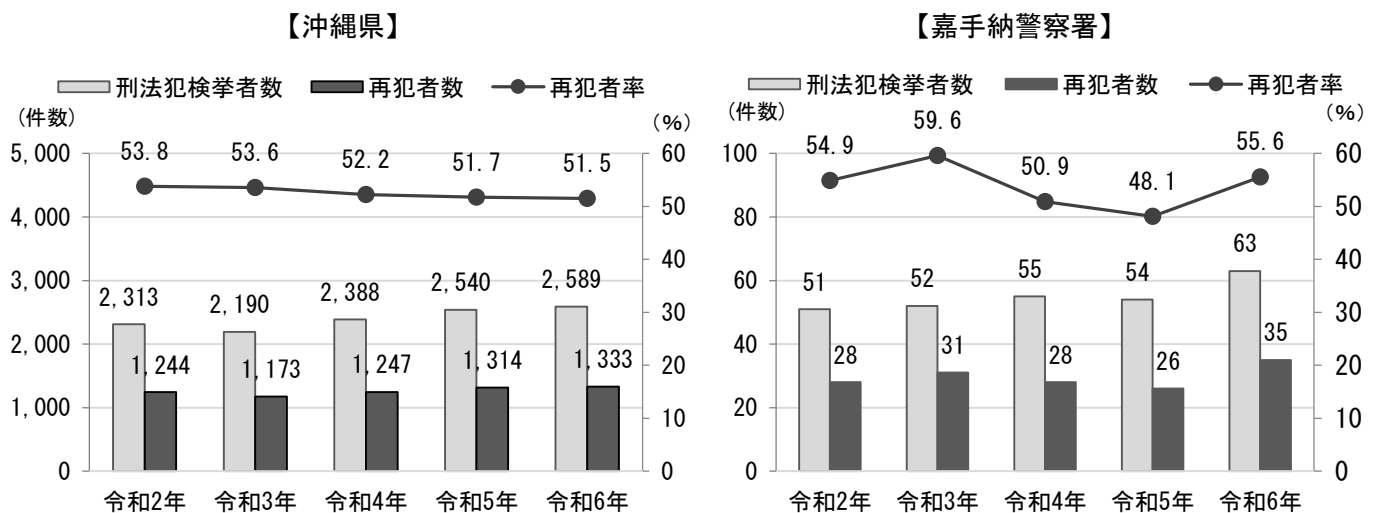


資料：令和元年～令和6年犯罪統計書（沖縄県警察本部）、令和7年犯罪統計資料（令和7年12月末暫定値）

(2) 沖縄県内及び嘉手納警察署管内の再犯の状況

沖縄県の再犯者率は、令和2年以降緩やかに低下していますが、嘉手納警察署管内をみると令和6年に大きく増加し、県平均を4.1ポイント上回る結果となっています。依然として、検挙者の約半数が再犯者である状況が続いており、再犯防止は重要な課題となっています。

刑法犯検挙者数の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）



資料：警察署別犯罪統計データ

本データは、警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません。）

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

(1) 国の取組

国においては、平成29年12月、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定されました。再犯防止推進計画（第一次）には、7つの重点課題について、115の具体的施策が盛り込まれ、政府においては、地方公共団体や民間協力者などと連携しながら、取組を推進してきました。

令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題について、96の具体的施策が盛り込まれています。

国の「再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力などにより国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

(2) 読谷村として取り組む施策

①就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

生活困窮者自立相談支援事業を活用して出所者の自立に向けた就労支援等の相談支援を行うとともに、公営住宅の入居条件や募集情報の提供を行うことで、適当な住居がない人が利用可能な制度・施策についての周知を行います。

②高齢者又は障がいのある方等への支援のための取組

犯罪をした高齢者又は障がいのある方であって自立した生活を営む上での困難を有する人などに対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう中部保護区保護司会、更生保護女性会をはじめ関係機関・団体との連携を図ります。

③学校等と連携した修学支援の実施のための取組

スクールソーシャルワーカーや中部保護区保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、非行の防止及び非行からの立ち直りの取組の充実を図ります。

④犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組

県と連携して飲酒運転防止に関する啓発活動を推進し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という村民意識の定着を図ります。

また、薬物依存からの回復を支えるため、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されることなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい知識を広報よみたんやHPなどで地域住民に広く周知します。

⑤民間協力者の活動の促進のための取組

地域で活動している更生保護に携わる中部保護区保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動など事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

また、更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体などを表彰し、その活動や意義が村民に広がるよう周知に取り組みます。

加えて、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用する民間の事業主（協力雇用主）を増やすための啓発活動の充実を図ります。

⑥地域による包摂を推進するための取組

犯罪をした人等の再犯を防止するため、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援を国、地方公共団体、民間団体などが緊密に連携協力しながら再犯防止に関する取組を進めていきます。

また、毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

⑦再犯防止に向けた基盤の整備のための取組

計画策定についての進捗管理及び評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画期間終了時には、計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、次期計画に反映することで、計画の着実な推進を図ります。

第7章 計画の推進

1

計画の周知

地域福祉の推進にあたっては、本計画の理念を行政及び社会福祉協議会と村民で共有し、各種施策に村をあげて取り組んでいく必要があります。さらに関係機関や団体、村民が一丸となり協働で取り組んでいくことができるよう、住民懇談会や行政事務連絡会での周知をはじめ、村広報紙やホームページなどの多様な広報媒体を活用し、分かりやすく本計画の周知を図ります。

2

施策展開に向けた財源の確保

本計画は、地域住民の主体的な参画をベースとした福祉活動の展開を企図していますが、地域福祉を充実し継続的な活動として維持していくためにも、様々な施策の展開に伴う財源の確保を図ります。

3

計画推進体制

地域福祉を推進するためには、行政、読谷村社会福祉協議会のみならず、住民や各種団体等との相互協力・連携が不可欠です。それぞれが地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域福祉の推進をめざしていくものとします。

■住民：

支援を受ける側であるとともに、自らが地域の担い手として支援に関わる側でもあります。支え合い・助け合う地域づくりをめざし、地域活動やボランティア活動など、様々な活動に積極的に関わっていくことにより、地域でのつながりを強めるとともに、福祉に対する意識を高めていくことが求められます。また、支援を必要とする場面では、ひとりで抱え込まず、声を上げていくことが大切です。

■地域団体（自治会など）：

住民に最も身近な組織として、共に地域活動を行う中で連帯意識を醸成していくとともに、支援を必要とする住民に対しては、地域支え合い活動委員会や民生委員・児童委員、読谷村社会福祉協議会等と連携しながら相談・情報提供、行政への橋渡しを行うなど、地域住民に寄り添い、支えていく役割が期待されます。

■社会福祉に関する活動を行う団体、ボランティア、NPO法人等：

民生委員・児童委員やボランティア、NPO等の個人や団体・組織については、福祉活動に興味のある方の受け皿になっていくとともに、それぞれが担う福祉活動を実践する中で、様々な福祉活動を行っている団体などと連携を図り、多様化する福祉ニーズに対応していく役割が求められます。

■事業者等：

住民の生活・福祉ニーズに対し、安心して利用できるサービスを提供する役割が求められます。特に、社会福祉法人については、サービスの質の向上に努めていくとともに、専門技術や人的資源を活かし、制度や市場原理では満たされないニーズに応えていくなど、公益的な活動の一層の実践を期待します。

■社会福祉協議会：

地域福祉推進の中核組織として、ボランティアといった福祉人材の育成をはじめ、地域での支え合い活動・福祉活動の推進を通し、むらづくりを支える役割を担います。

■行政：

行政は、福祉サービス基盤の整備に努めるとともに、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みを支援するため、地域や関係機関・団体と相互に連携・協力を図り、施策の総合的展開を図るものとします。

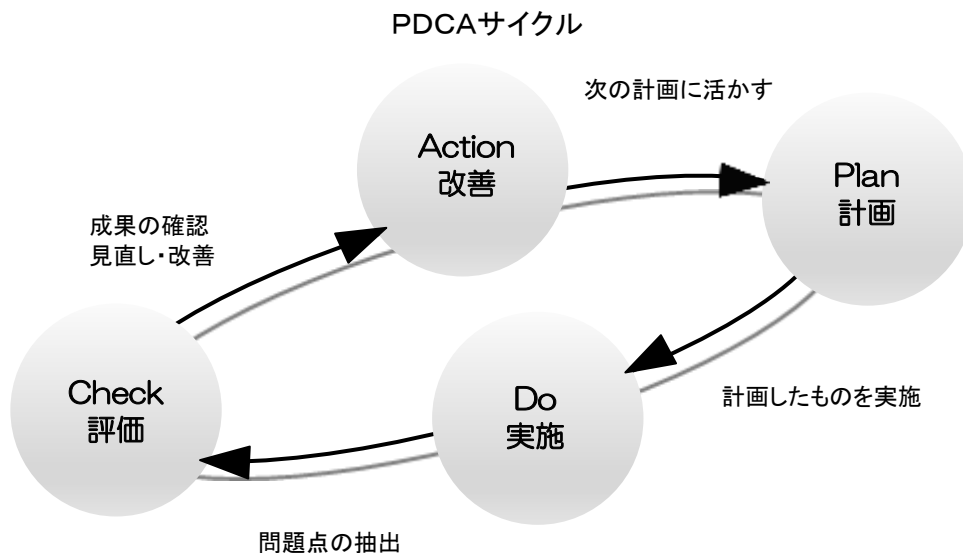
4 計画の進捗管理・評価

本計画の着実な実施のためには、各施策の実施状況の点検など進捗管理が重要となります。

庁内関係各課及び社会福祉協議会の連携のもと、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行うとともに、策定委員会において、点検結果を報告し、その助言を踏まえ、施策・事業を改善し取組を進めていきます。

施策方針ごとに設定した数値目標の達成に向け、執行部と外部有識者で構成する委員会を設置し、毎年、施策の進捗や成果を測定するための活動指標（KPI）をもとに施策及び事業の効果を検証し、必要に応じて本戦略の改定を行っていきます。

自治公民館、及び地域づくり団体の活動を支援し、地域に誇りを持ち、人が主役となり、生き甲斐のあるむらづくりを進めます。あわせて、むらづくりのリーダーとなる人材並びに経営体の育成・支援をすることで、自助、互助、共助、公助が連携した地域づくりを進めます。



資料編

地域福祉計画策定委員会規則

地域福祉計画策定委員会名簿

地域福祉計画策定の経過

第3次読谷村地域福祉計画・地域福祉活動計画実施状況